

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会

最終とりまとめ

～ 子どもの育ちを支えるしくみについて ～

平成25年7月

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会

「最終とりまとめ」にあたって

本委員会は、平成 23 年 6 月 10 日に第 1 回会合を開催して以来、2 年 2 か月、13 回の委員会、9 回のワーキンググループや専門部会の会合、さらには委員有志による自主的な意見交換会等を経て、「最終とりまとめ」をおこないました。委員会では、①長野の子どもおよび子ども施策の現状を把握し（子どもアンケートなど）、②子どもの声を直接受け止めて（子ども部会など）、子ども施策をさらに発展させるために「子どもの育ちを支えるしくみ」を検討し、③そのしくみを確立していくための法的整備のあり方などを検討してきました。

委員会はとくに、「地域が子どもを育てる」「地域で子どもは育つ」という長野県らしい子育て・子育ての考え方を軸に置きつつ、子どもの育ちおよびその育ちを支える家庭・学校・子ども施設・地域等を支援するしくみづくりなど、長野総がかりで取り組んでいくための考え方やあり方について検討を進めてきました。そのなかで、2 年目に公募で設けられた「子ども部会」（skip=スキップ：s=信州、k=子ども、i=いっしょに、p=プロジェクト）では、移動の大変さにもかかわらず県内の子どもたちが集い、子ども側からの貴重な声を聴くことができ、委員会としても大いに元気をもらいました。また、4 回の公開学習講座での報告や意見交換もとても参考になりました。

このような取り組みを経た「最終とりまとめ」では、子どもの育ちを支えるしくみとして、とくに「子ども支援センター」（仮称）の創設など、子どもの育ちとその育ちを支える人たちに対する総合的な支援のしくみを提言しています。今日、いじめ問題が深刻になるなかで、いじめに特化した対策が優先される傾向がありますが、委員会では、いじめ問題の解決のためにも虐待や体罰をはじめとするさまざまな暴力や人権侵害の問題全体を視野に置き、そして子どもが抱えているつらさや悩み等に寄り添いつつ、それらに総合的に対応していくことが可能な相談・救済システムの構築をめざしています。さらに、これらの人権侵害の問題が生じないような地域の子ども支援体制の整備などについても提言しています。

委員会は、このような子ども支援および子どもにかかわる人たちの支援のためのしくみづくりや取り組みを県全体でいっそう推進するためには、条例が必要であると考えています。条例により、県や地域の人たちが子どもを大切にし応援しているという思いを長野の子どもたちに伝えていくメッセージになりますし、また、このことを単に理念にとどめずにしくみや施策を推進することにつながっていくことができます。

県におかれましては、この「最終とりまとめ」を受けて条例化を進めていただき、子どもたちの思い・願いやこれまでの子ども施策の成果をふまえながら、子どもの育ちを支え、かつ子どもの育ちにかかわる人たちを支援するためのしくみの構築や施策の推進にむけていっそう取り組んでいくことを切に希望します。

平成 25 年 7 月

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会

委員長 喜多 明 人

《目 次》

「最終とりまとめ」にあたって

第1章 委員会の活動概要	1
1 設置の経過	1
2 委員会の取組	1
3 委員会の開催状況	2
第2章 長野の子どもの現状と課題	4
第1節 長野の子どもの育ちの現状と課題 — 長野県子どもアンケート調査から	
1 長野の子どもの育ちは今 — 調査結果から	4
2 調査概要	9
3 調査結果の概要	10
（1）調査項目別の概要	10
（2）自由記載の概要	21
4 ワーキンググループ活動の概要	26
第2節 より困難な状況におかれている子どもの現状と課題 — 公開学習講座から	
1 講座開催の経過	27
2 開催状況	27
第3節 当事者である子どもたちからの意見 — 子ども部会から	
1 子ども部会の概要	31
2 子ども部会の開催状況	32
3 子ども部会からの報告	33
（1）子ども部会のまとめ	33
（2）委員会との意見交換の概要	39
4 ワーキンググループからの報告	40

第3章 子どもの育ちを支えるしくみに関する中間とりまとめ 42

1 論点整理	42
2 子どもの育ちを支えるしくみの検討にあたって	43

第4章 子どもの育ちを支えるしくみに関する提言 45

第1節 議論の概要

第1 子どもの育ちを支える理念、考え方	45
第2 子どもの育ちを支えるしくみ	45
第3 子どもの育ちを支える者（子ども支援者）を支援するしくみ	48
第4 相談・救済のしくみ	48
第5 子どもの育ちを支える施策を推進するしくみ	50
（参考）第三者機関の役割（機能）	51
第三者機関「相談・救済」の概要図	52
第2節 条例の必要性	53
第3節 条例に盛り込むべき事項	55

【参考資料】

- 子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会 設置要綱・委員名簿・専門部会の概要
- 子どもアンケート調査ワーキンググループ 設置要綱・委員名簿
- 子ども部会 設置要綱
- 子ども部会設置運営ワーキンググループ 設置要綱・委員名簿
- 長野県子どもアンケート調査 調査票

第1章 委員会の活動概要

1 設置の経過

長野県では、平成23年度より「子どもの権利条例（仮称）」の制定に取り組む方向で検討を始めたが、条例制定については様々な意見があることから、まずは、県や民間による子どものための取組や子ども達の現状を把握し、そこから見えてくる課題を整理する中で、必要となる子ども施策を検討することとし、平成23年5月に「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」を設置、社会全体で子どもの育ちを支え、次代を担う子ども達が安心して暮らすことのできる長野県を実現するためのしくみの検討を開始することとなった。

2 委員会の取組

	委 員 会		ワーキンググループ等
H23 年度	第1回 (6月10日)	子ども施策と現状について、 子どもアンケート（WG設置）について 等	
	第2回 (9月16日)	アンケート調査について 子どもの現状と取組について 等	アンケート調査WG ・実施方法等の検討 ・調査結果のまとめ
	第3回 (1月30日)	子どもアンケート調査結果報告、 子ども部会WGの設置、課題の抽出 等	
	第4回 (3月23日)	論点整理、子ども施策の方向性を検討	
H24 年度	第5回 (6月4日)	中間とりまとめの検討 等	
	H24.7.23	中間とりまとめ提出	子ども部会の開催 子どもたちの意見等 ↓ 委員会の議論の参考
	第6回 (9月19日)	具体的な仕組みの検討（1） ○子ども支援	子ども部会 設置運営WG ・実施内容等の検討 ・子ども部会の支援
	第7回 (11月20日)	具体的な仕組みの検討（2） ○子ども支援	
	第8回 (12月17日)	具体的な仕組みの検討（3） ○子ども支援	
	第9回 (1月22日)	具体的な仕組みの検討（4） ○子ども支援、子ども支援者への支援	
	第10回 (3月19日)	具体的な仕組みの検討（5） ○子ども支援者への支援、行政の取組（体制整備）等	
H25 年度	第11回 (4月18日)	具体的な仕組みの検討（総括）、 最終とりまとめの検討（1）	専門部会 ・最終とりまとめ素案 の検討等
	第12回 (5月24日)	最終とりまとめの検討（2）	
	第13回 (7月18日)	最終とりまとめの検討（3） ⇒ 決定	
	H25.7.29	最終とりまとめ提出	

3 委員会の開催状況

開催日時	概 要
第1回委員会 平成23年6月10日	(協議事項) ・子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会について ・子ども施策と現状について ・子どもアンケートについて
第2回委員会 平成23年9月16日	(協議事項) ・子どもアンケート調査について ・子どもの現状と取組について
第3回委員会 平成24年1月30日	(協議事項) ・子どもアンケート調査について ・公開学習講座について ・子ども施策の課題について ・子ども部会の設置について
第4回委員会 平成24年3月23日	(協議事項) ・中間とりまとめについて ・子ども部会について
第5回委員会 平成24年6月4日	(協議事項) ・中間とりまとめについて ・子ども部会について ・県施策について
第6回委員会 平成24年9月19日	(説明事項) ・今後の委員会の進め方について ・子ども部会について ・子ども・若者応援計画について ・いじめに関する取組について (協議事項) ・具体的な仕組みの検討(子ども支援)
第7回委員会 平成24年11月20日	(説明事項) ・委員会スケジュールについて ・子ども部会報告会について ・いじめに関する取組について ・子ども・若者支援地域協議会について (協議事項) ・具体的な仕組みの検討(子ども支援)

開催日時	概 要
<p>第8回委員会 平成24年12月17日</p>	<p>(説明事項) ・松本市子どもの権利に関する条例案について ・障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会報告書について ・子ども部会設置運営ワーキンググループからの報告について ・いじめNO!県民ネットワークながの」について (協議事項) ・具体的な仕組みの検討(子ども支援)</p>
<p>第9回委員会 平成25年1月22日</p>	<p>(説明事項) ・委員会スケジュールについて (協議事項) ・第6回から第8回までの議論の整理について ・具体的な仕組みの検討 (子ども支援の論点整理・まとめ、子ども支援者への支援)</p>
<p>第10回委員会 平成25年3月19日</p>	<p>(説明事項) ・平成25年度県事業について (承認事項) ・専門部会の設置について (協議事項) ・具体的な仕組みの検討 (子ども支援者への支援、行政の取組(体制整備)等)</p>
<p>第11回委員会 平成25年4月18日</p>	<p>(協議事項) ・具体的な仕組みの総括について ・最終とりまとめについて ・条例に盛り込むべき事項について</p>
<p>第12回委員会 平成25年5月24日</p>	<p>(協議事項) ・議論の概要について ・条例に盛り込むべき事項について</p>
<p>第13回委員会 平成25年7月18日</p>	<p>(協議事項) ・最終とりまとめについて</p>

第2章 長野の子どもの現状と課題

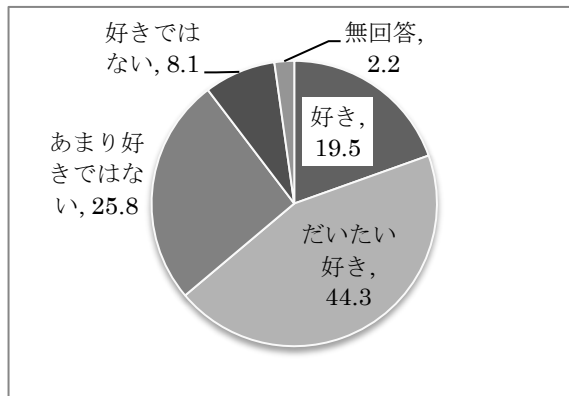
第1節 長野の子どもの育ちの現状と課題 — 長野県子どもアンケート調査から

1 長野の子どもの育ちは今 — 調査結果から

(1) 長野県の子どもは、日常生活において楽しいと感じており、自分や身近な人間関係などについて肯定的な受け止め方をしているように感じられる。自己肯定感是全国に比べても高く、平均64%近くに上った。まわりの人から大切にされていて、おとなは子どもの話を聞いてくれていると感じている。

長野県の子どもは、毎日が「楽しい」と感じており（約9割）、自己に対する肯定感（自分が好き）が63.8%。まわりから大切にされているという実感は79.5%にのぼる。とくに自分の気持ちを受け止めてもらえると答えた子どもは、86.0%。自分の意見、話を受けとめてもらえると感じている子どもは、学校で82.6%、家庭で87.2%、地域においてさえ68.4%ある。

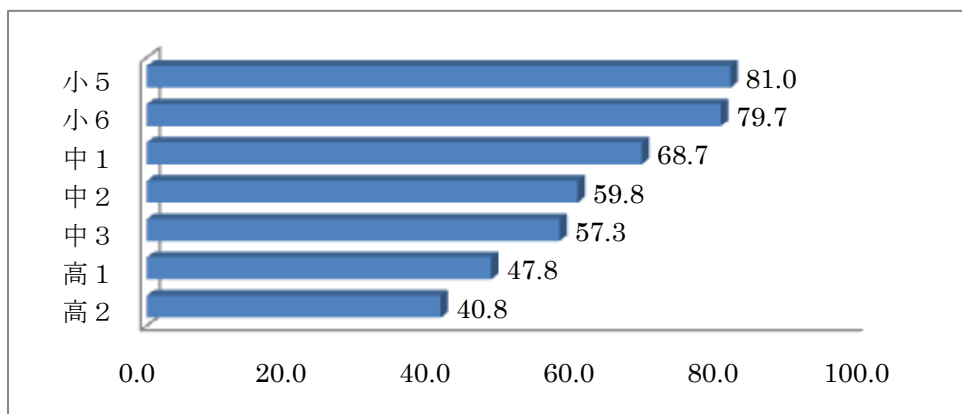
図 Q4 自分が好きかどうか



(2) 上記のとおり、自己肯定感の平均値は全国的に見ても高いが、男女差があり（男子70.1%、女子59.2%）、また、これを学年別にみると、別図のとおり、学年を追うごとに自己肯定感が低下し、高2は4割まで落ち込んでいる。小5の8割からみると半減しており、思春期、学校等における子どもの自己肯定感の回復支援が求められているように感じられる。また、男女差についても、後述する地域定着度などに差が生じており、女子支援について配慮する必要もあろう。

図 Q4 自分が好きかどうか

「好き」「大好き」と答えた者（学年別）



(3) その一方で、疲れること、不安に思うこととして、中学校3年生、高校1年生、2年生の約7割が「学校の勉強・宿題」をあげている。

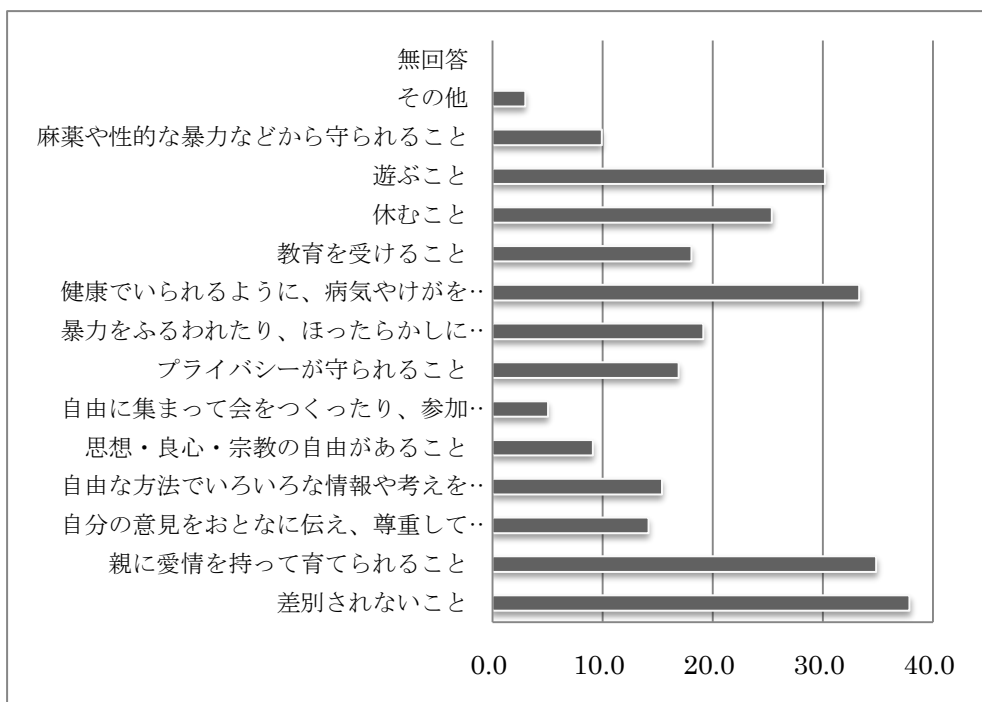
長野県の子どもの58.9%は、「疲れること」「不安に思うこと」として「学校の勉強・宿題」をあげており、トップを占める。とくに思春期の子ども層にあたる高校1年生の72.4%、中3の68.5%、高2の71.0%が学校の勉強・宿題に疲労感、不安感を感じている点に注目する必要がある。疲労感、不安感の第2位は、「受験・進路」であり(37.4%)、中3の70.3%、高2の61.6%は「受験・進路」に不安感が集中する。第3位は「自分の将来・今後の社会」であり(32.5%)、将来に対する不安感も高い。

(4) 長野県の子どもの「もっとも大切だと思うこと」は、第1位「差別されないこと」、第2位「親に愛情を持って育てられること」、第3位「健康でいられ」「治療を受けられること」であり、いずれも3割を越える。親の愛情・家庭的な受容と自身の安全・健康に対する要求が高いことに注目する必要がある。

「もっとも大切だと思うこと」は、第1位「差別されないこと」(37.9%)、第2位「親に愛情を持って育てられること」(34.9%)、第3位「健康でいられ」「治療を受けられること」(33.3%)である。「遊ぶこと」は第4位(30.2%)、「休むこと」が第5位(25.4%)であった。権利保障の前提である差別の禁止の次に、家庭的な受容と安全・健康に対する要求が高く、子どもの本来的な欲求である遊びへの要求を上回っていることについて注視しておく必要がある。また、「休むこと」への要求は、中1(22.2%)、中2(28.6%)、中3(29.7%)、高1(33.3%)、高2(32.5%)と、学年を追うごとに高くなっていることにも留意したい。

図 Q7 もっとも大切だと思うこと

「次の中で、自分にとってもっとも大切だと思うことは何ですか」(複数回答)



- (5) 長野県の子どもの多くは、家庭、学校、地域において意見を聞いてもらっていると感じている。家で何かを決めるときに話を聞かれる子どもが約9割、学校でも子どもの意見が聞かれると答えた子どもが8割を超える。子どもの意見表明・参加の取り組みをすすめる上で重要なポイントである。

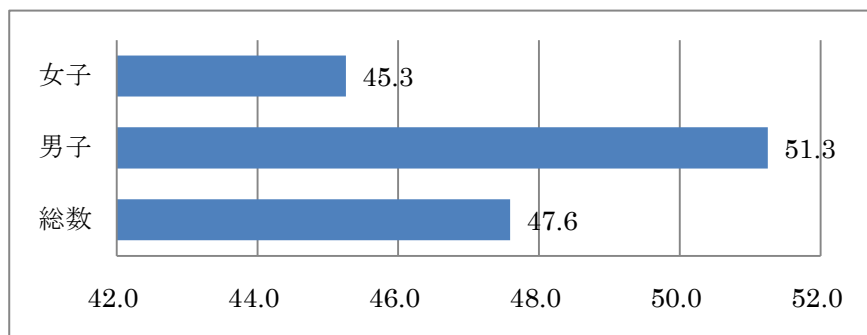
家の人に話を「聞いてもらえる」と答えた子どもは、「ときどき」(以下同じ)を含めて95.6%にのぼる。家で何かを決めるときに話を聞かれると答えた子どもも、87.2%にのぼる。学校では、行事・話し合いに参加している子どもは88.6%、そのうち意見をおとなが「聞く」と答えた子どもは82.6%いる。地域では、行事・話し合いに参加している子どもは68.6%、そのうち意見をおとなが「聞く」と答えた子どもは68.4%である。

- (6) 地域における子どもの定着度、密着度は高く、安心してやりたいことができる居場所もある子どもが多い。地域の行事・話し合いへの参加率は高く、地域に安心してやりたいことができる場があると答えた子どもが7割をこえた。

地域の行事・話し合いへの参加率は高い(68.6%)だけでなく、地域に「遊んだりスポーツしたり安心してやりたいことができる場所がある」と答えた子どもは73.6%にのぼる。近所の人に会ったときあいさつを「している」と答えた子どもは、「ときどき」を含めて92.0%いる。子どものために地域をよくしようと働いている人を「知っている」と答えている子どもも29.4%いた。おとなになって「いま住んでいるまち」に住みたいと答えた子どもは47.6%、特に小5・小6の子どもは5割をこえている。ただし、男女差があり、別図のとおり、男子のほうが多く、また逆に「長野県外」と答えた子どもも33.9%おり、思春期の子どもに高くなる傾向があることも留意しておく必要がある。

図 Q 6大人になって住みたいまち

「いま住んでいるまち」と答えた者(男女別)



- (7) 体罰・虐待やいじめ、暴力などによる権利侵害を受けた子どもは、1~2割存在し、性的にいやなことをされた経験を持つ子どもも約2%いる。また、地域でも「危ない思いをしたことがある」子どもは、約2割いる。子どもの安全、安心が脅かされている現状が浮き彫りにされた。

親や教師などおとなから体罰を受けている子どもは、14.2%(477人)、言葉の暴力は14.4%(484人)、性的にいやなことをされたと答えた子どもは1.8%(62人)いる。

子ども同士のいじめについては、心が傷つけられる言葉 18.3% (616 人)、無視・シカト 17.5% (587 人)、暴力をふるわれる 6.0% (203 人)、物・お金をとられる 3.4% (114 人) という現実をどうとらえるべきか。地域で危ない思いをした子どもは、18.6% (626 人) である。

- (8) 上記のような権利侵害行為に対して、子ども本人はがまんする傾向があり(約6割)、しかもその苦しさは、「毎日がつらい」「生きていたくない」と感じるほどに深刻なものとなっている。他の人への相談など、子ども自身による解決への努力のあとが見られるが、自分を責めてがまんしている子どもが3割以上いることから、苦しむ子どもへの対応が求められる。

おとなから体罰・虐待を受けている子どもの58.3% (464 人) は、「がまんした」と答えており、その中で、「毎日がつらい」「生きていたくない」と感じていた子どもは9.5% (76 人)、8.4% (67 人) にのぼる。無視や暴力などのいじめについても、35.5% (363 人) の子どもが「がまんした」と答えており、そのうち15.4% (158 人) の子どもが「毎日がつらい」、5.9% (60 人) の子どもが「生きていたくない」と答えている。

おとなから体罰・虐待を受けて苦しんでいても、「相談してなんとか」しようという子どもは、7.4% (59 人) にすぎず、自分を責めてしまう傾向が強い(53.5% = 自分がしっかりしなければ20.1%、自分が悪い33.4%)。

無視や暴力などのいじめについては、「やめてほしい」16.3%、「誰かに相談」27.9%など自分自身で解決しようと努力する子どももいるが、35.5% (363 人) の子どもが「がまんした」と答えている。そこでは、子ども自身が解決していこうという努力を支えていくことと同時に、自分を責めて追い詰められている子どもへの対応が求められている。

- (9) 虐待やいじめを受けている子どもの主たる相談相手は、親・友達であり、公的機関は相談相手として選ばれない傾向がある。相談先としても「チャイルドライン」など民間の取り組みが知られており、既存の公的機関の認知度、相談希望は低い。

子ども自身による解決への努力のなかで誰かに相談する場合の相手としては、虐待・体罰の場合、友だち60.9%、親50.0% (教師の体罰に対して)、「兄弟姉妹」18.8%などに比べて、「担任の先生」は6.3%にすぎない。いじめの場合は、親57.5%、友だち51.6%に対して、「担任の先生」32.6%と低い。「校内の相談員(スクールカウンセラーなど)」も3.9%にすぎず、公的な機関の職員については相談相手として選ばれない傾向が強い。

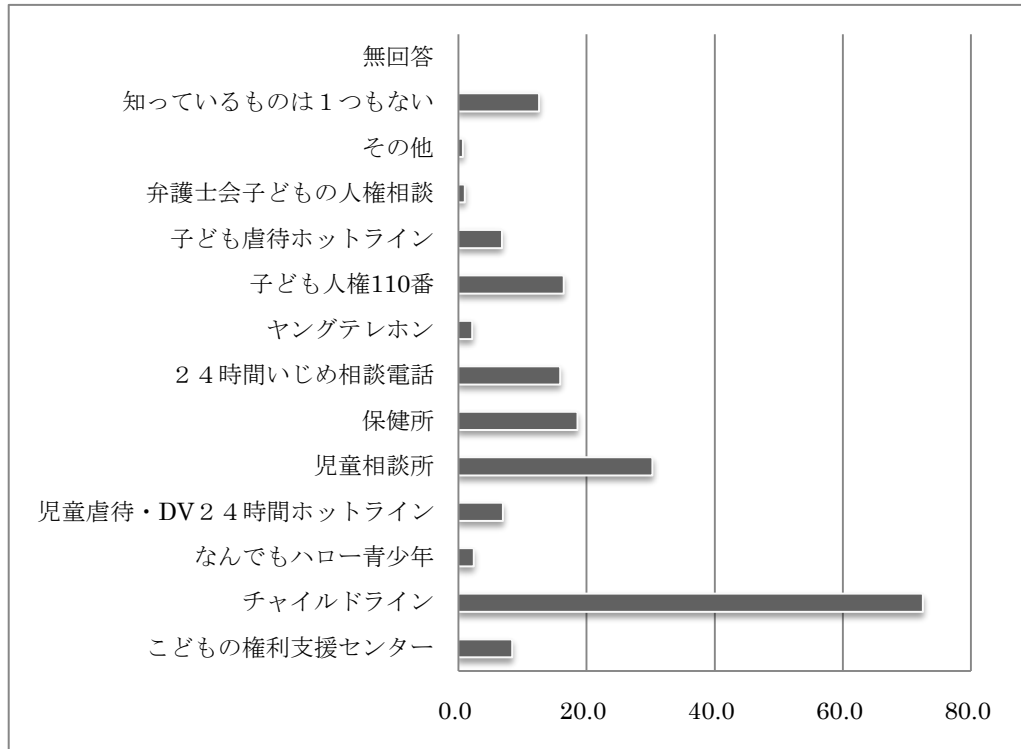
子どものための相談先の認知度は、「チャイルドライン」が圧倒的に高く、72.5%である。第2位は「児童相談所」で30.3%、第3位は「保健所」18.6%、第4位は「子ども人権110番」16.5%、第5位は「24時間いじめ相談電話」15.9%。長野県独自に設けられている「こどもの権利支援センター」は8.4%であった。

なお、「どこなら相談したい」かについても、「チャイルドライン」が第1位で39.9%もあった。第2位は「児童相談所」13.8%、第3位は「24時間いじめ相談電話」9.6%。認知度の高さと相談希望とはおおむね一致している。ただし「保健所」は認知度は高いものの相談の場としては意識されていない(6.0%)。

「チャイルドライン」に人気が集まるのは、相談したい方法として「無料の電話（フリーダイヤル）」が求められている（53.1%）ことと関係していると思われる。なお、第2位「手紙」、第3位として「メール」があげられた。今後は「メール相談」も検討課題となろう。

図 Q26 子どものための相談先の認知度

「次のような子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。」（複数回答）



以上の調査結果から見てくるのは、長野が伝統的に地域ぐるみの子育てを続けてきたこと、さらには長野県としての子育て支援施策が進められてきたことから、おおむね子どもの側の受け止め方は肯定的でおとなに見守られながら楽しく生活している様子がうかがえた。ただし、その半面で、年齢別や男女別で自己肯定感に差が生じており、思春期の子ども、女子あるいはいじめ、虐待などダメージを受けてきた子どもたちには、肯定できる自己の獲得のために多様な支援をしていくことが求められている。

なお、子どもの約1割は、虐待や体罰、いじめなどの暴力に苦しんでおり、しかも自分を責めてがまんする傾向があること、現状では公的機関がその相談の対応に努力してきたが、必ずしも十分には効果を発揮できていないと見ることができる。それに対して民間では、前掲の別図のとおり、「チャイルドライン」が70%を超える認知度を示しており、公的機関に対して大きく水をあけている。この差は、フリーダイヤルであることのほか、匿名性や守秘、傾聴など子どもが安心できる仕組みをもち、子どもに寄り添い、安心して相談できるしくみを整えたことが大きいと思われる。県内にも既存の相談機関があるが、これをより子ども固有の仕組みに改善していくことが課題となるように見受けられる。

また、今回は、「不登校の子ども」「障害のある子ども」「外国人の子ども」など生きづらさを抱えている子どもは調査対象から外している。別途、視察やヒアリング調査なども必要になるであろうし、保護者や関連NPOの声を聞いたり、協力を得たりして、子どもアンケートを補充する方向で検討したい。

2 調査概要

「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」の検討資料とするため、県内の子ども達の実態や意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

〔調査内容〕

次の3項目について、28問を設定

- ①気持ちについて ②家庭・学校・地域について ③困っていること、つらいことについて

〔調査方法〕

- 調査地域 : 長野県全域
- 調査対象者 : 長野県内在住の小学校5年生から高校2年生までの計7学年 7,060人に配付
- 調査時期 : 平成23年11月1日(火)から18日(金)
- 調査手順 : ①学校でアンケート用紙等を配付(配付はクラス単位)
②アンケートを自宅へ持ちかえり、各自記入
③記入後、返信用封筒で県に郵送

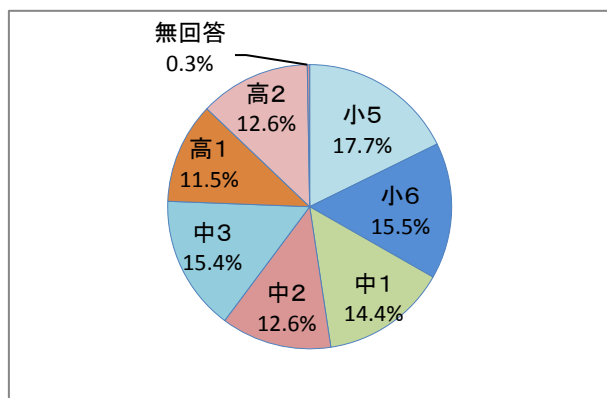
○回収結果

回収数(率) 3,362人(47.6%)

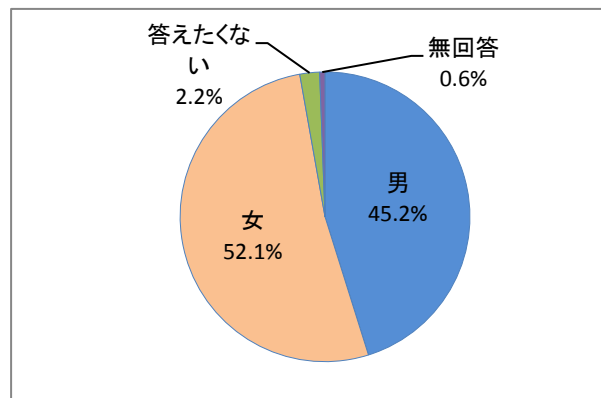
学年	小学校			中学校				高校			無回答	総数
	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	計		
調査対象者数	926	949	1,875	984	1,164	1,077	3,225	983	977	1,960		7,060
回収数	596	522	1,118	483	423	518	1,424	387	424	811	9	3,362
回収率	64.4	55.0	59.6	49.1	36.3	48.1	44.2	39.4	43.4	41.4		47.6

○回答者(3,362人)の内訳

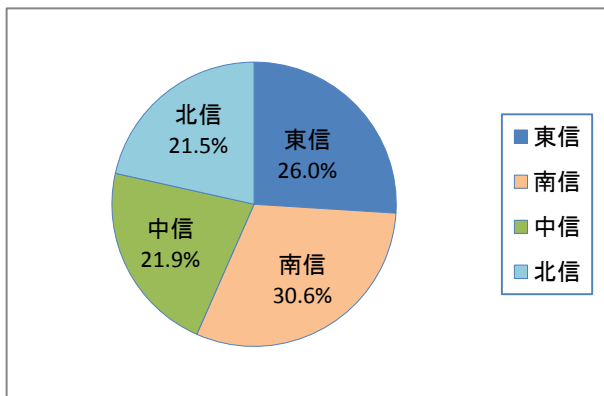
【学年別】



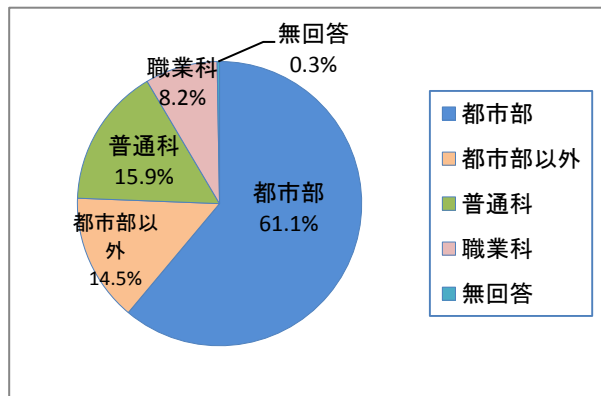
【男女別】



【地域別】



【地域特性別(小中)・学科別(高校)】



*「都市部」は市部、「都市部以外」は郡部、合併前の郡部

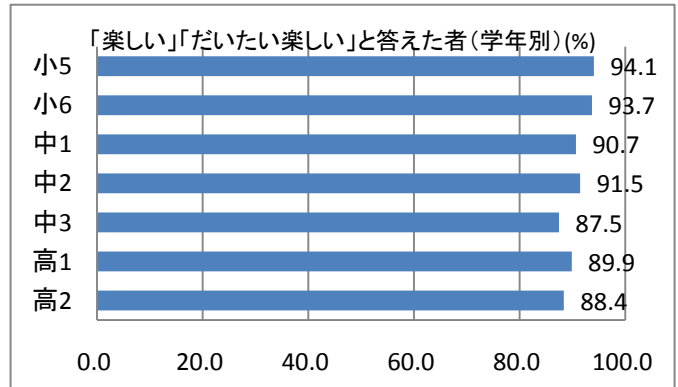
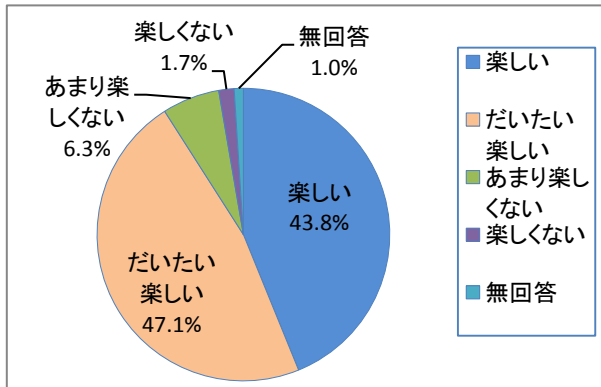
3 調査結果の概要

(1) 調査項目別の概要

気持ちについて

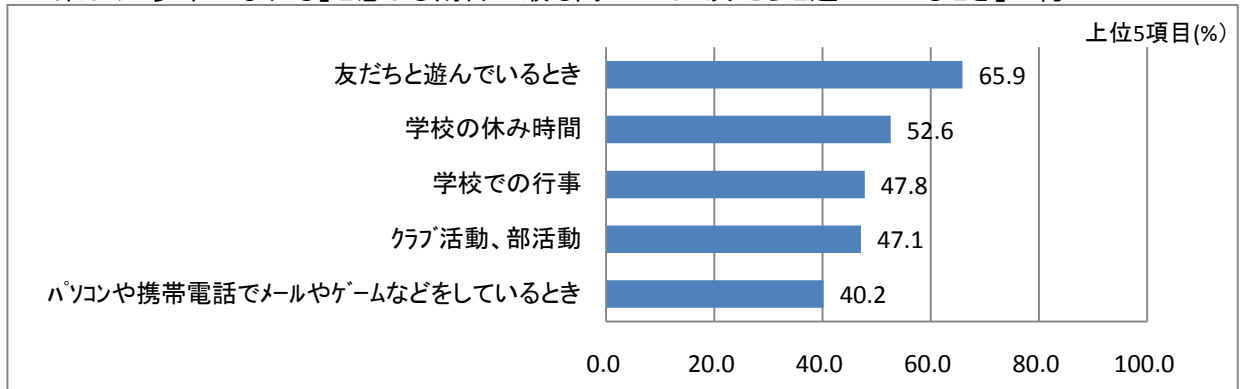
Q1 あなたは、毎日が楽しいですか。

■毎日が「楽しい」または「だいたい楽しい」と感じている割合は約91%



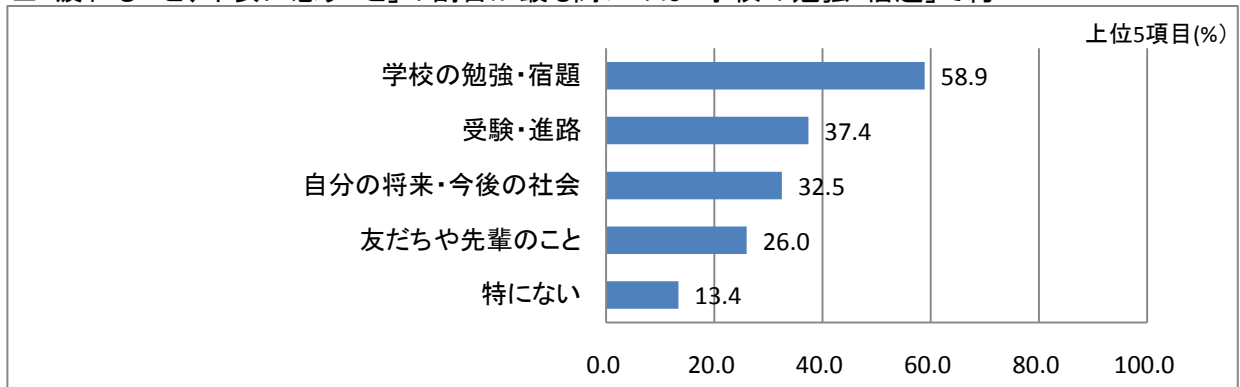
Q2 いま、あなたが楽しくて夢中になれると感じるのはどんなときですか。(複数回答)

■「楽しくて夢中になれる」と感じる割合が最も高いのは「友だちと遊んでいるとき」で約66%



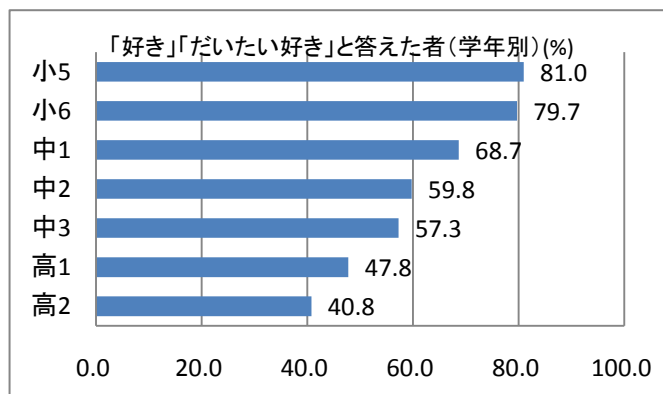
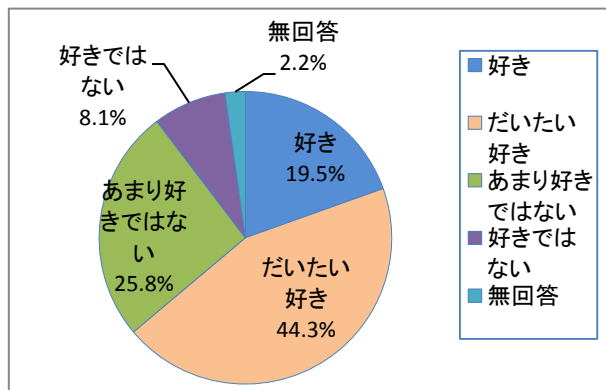
Q3 あなたは次の中で、疲れること、不安に思うことがありますか。(複数回答)

■「疲れること、不安に思うこと」の割合が最も高いのは「学校の勉強・宿題」で約59%



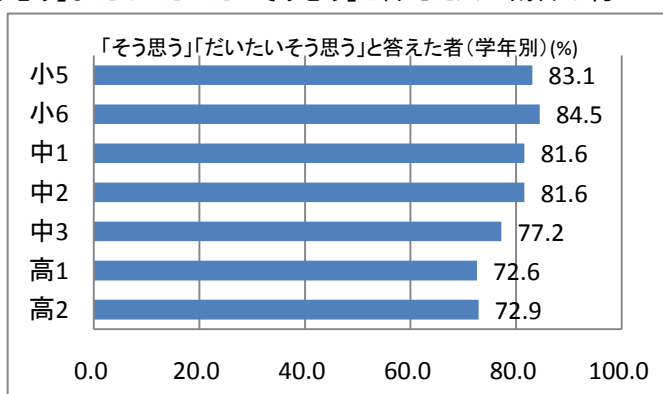
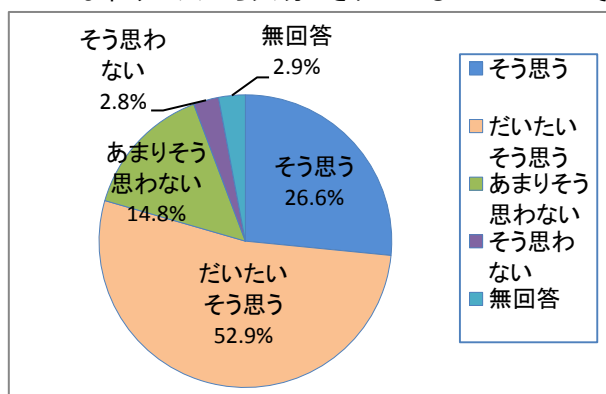
Q4 あなたは、自分が好きですか。

■自分が「好き」または「だいたい好き」と感じている割合は約64%



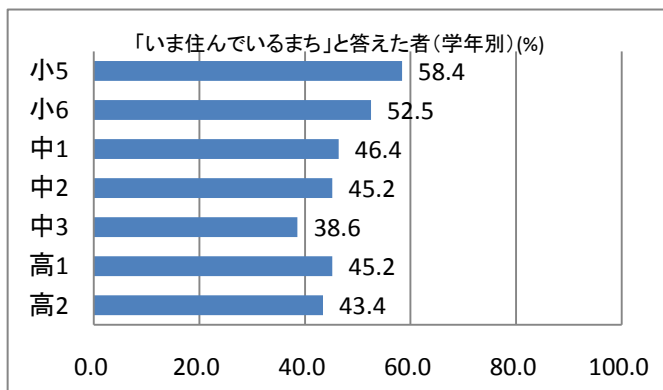
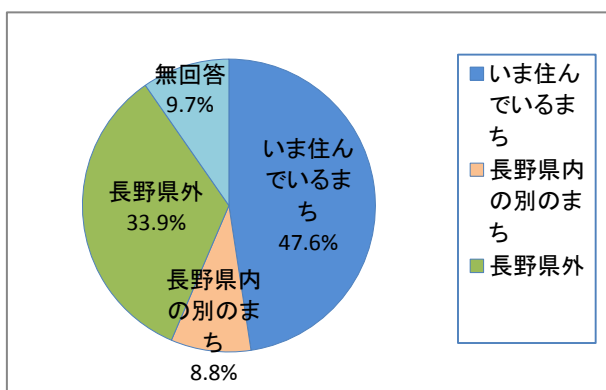
Q5 あなたは、まわりの人から大切にされていると思いますか。

■まわりの人から大切にされているかについて「そう思う」または「だいたいそう思う」と答えた人の割合は約80%



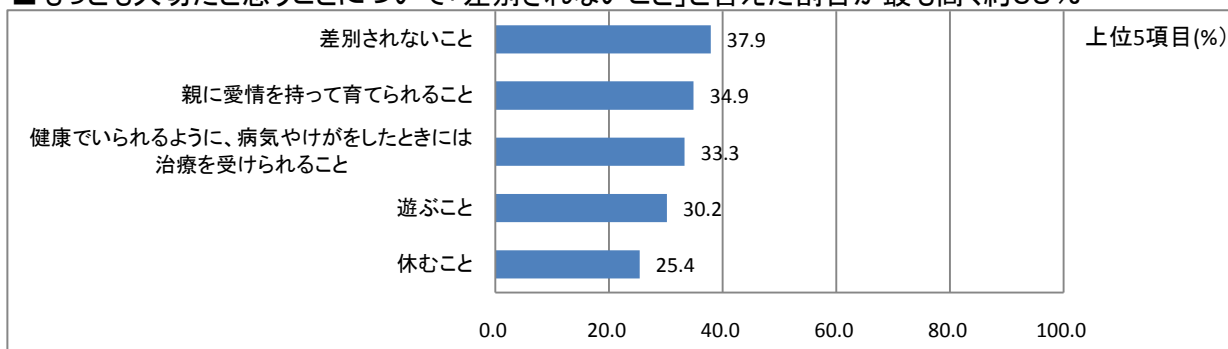
Q6 おとなになって、住みたいまちはどこですか。

■おとなになって、「いま住んでいるまち」に住みたいと答えた人の割合は約48%



Q7 次の中で、自分にとってもっとも大切だと思うことは何ですか。(複数回答)

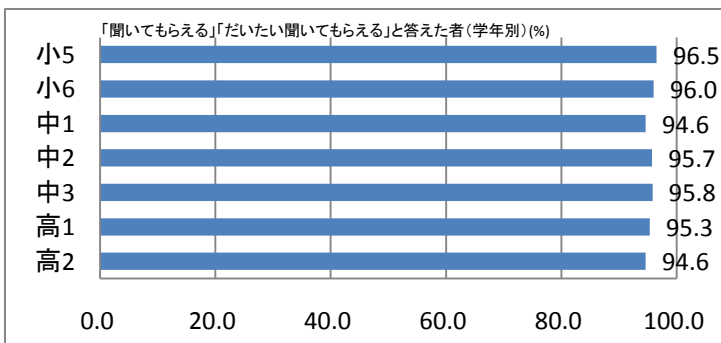
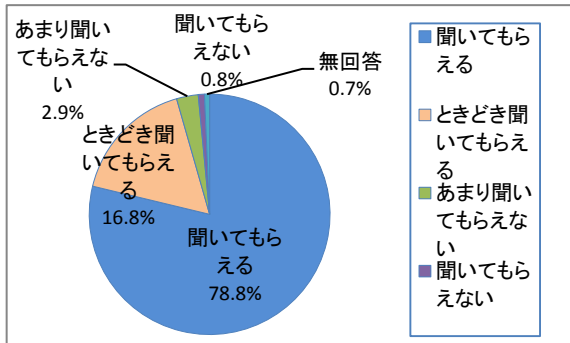
■もっとも大切だと思うことについて「差別されないこと」と答えた割合が最も高く約38%



家庭・学校・地域について

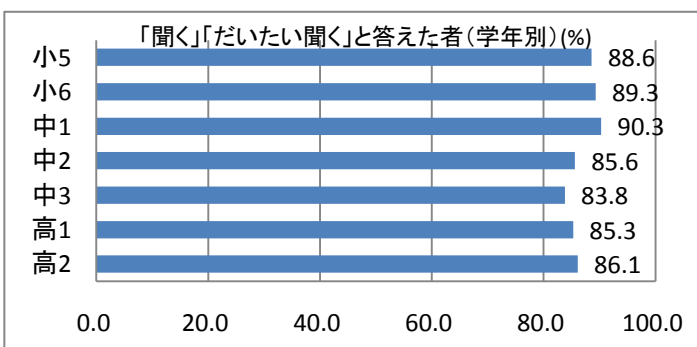
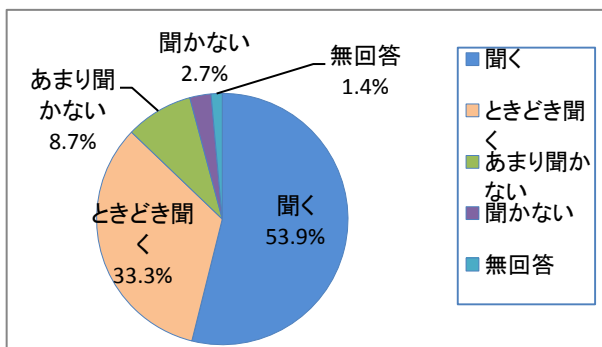
Q8 あなたは、家の人に話を聞いてもらえますか。

■家の人に話を「聞いてもらえる」または「ときどき聞いてもらえる」と答えた人の割合は約96%



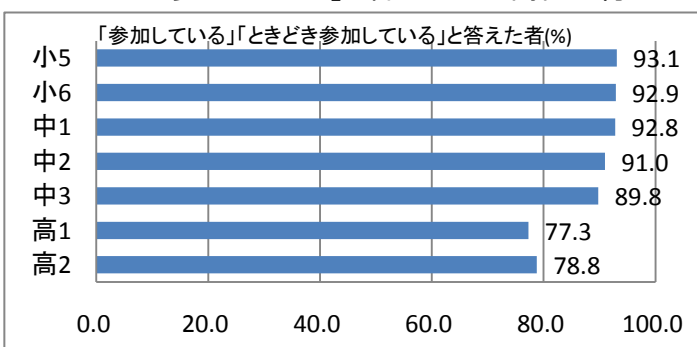
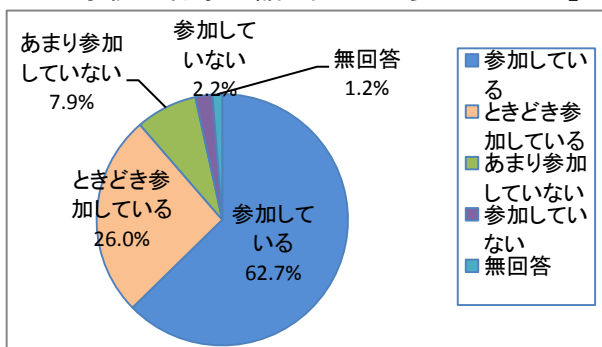
Q9 家で何かを決めるとき、おとなはあなたに意見を聞きますか。

■何かを決めるときに家の人意見が「聞く」または「ときどき聞く」と答えた人の割合は約87%



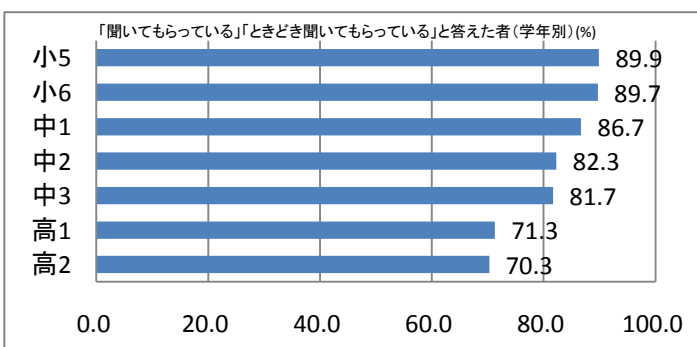
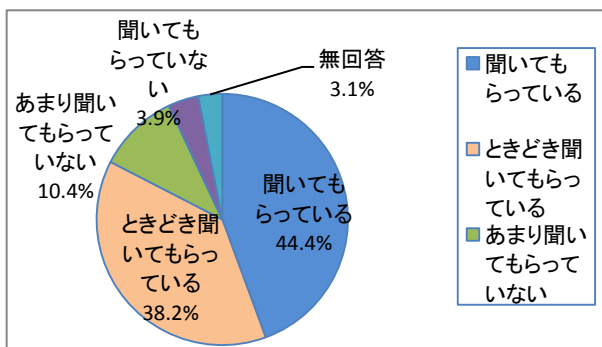
Q10 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか。

■学校の行事や話し合いに「参加している」または「ときどき参加している」と答えた人の割合は約89%



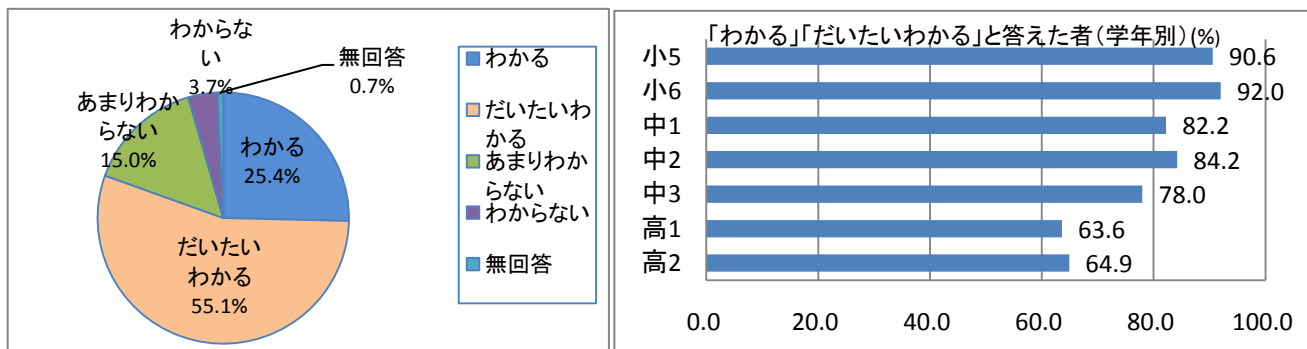
Q11 学校の行事を行うとき、あなたは意見を聞いてもらっていますか。

■学校の行事を行うとき意見を「聞いてもらっている」または「ときどき聞いてもらっている」と答えた人の割合は約83%



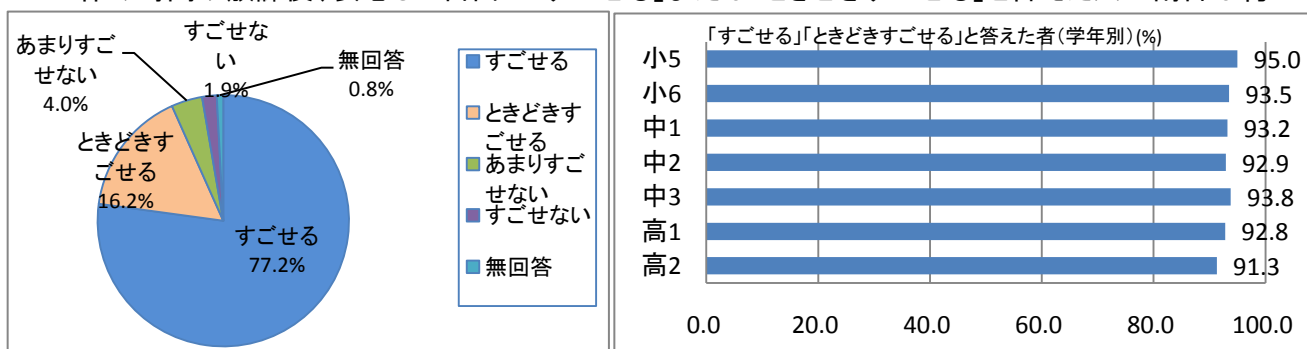
Q12 あなたは、学校の勉強がよくわかりますか。

■学校の勉強が「わかる」または「だいたいわかる」と答えた人の割合は約81%



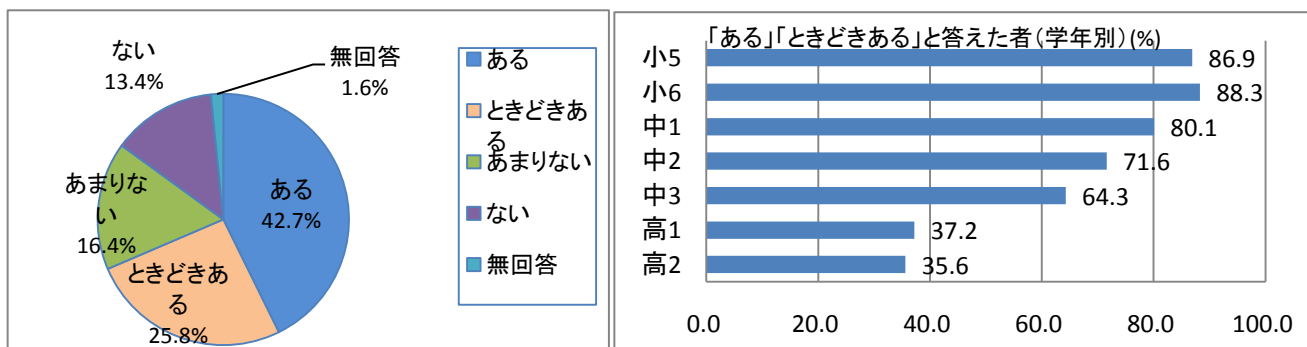
Q13 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心して自由にすごせますか。

■休み時間や放課後、安心して自由に「すごせる」または「ときどきすごせる」と答えた人の割合は約93%



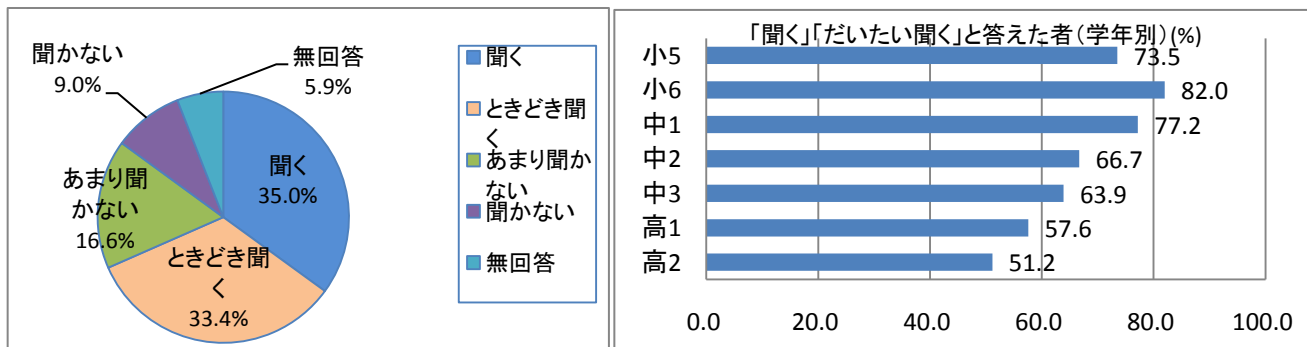
Q14 あなたは、地域の行事や話し合いに参加することがありますか。

■地域の行事や話し合いに参加することが「ある」または「ときどきある」と答えた人の割合は約69%



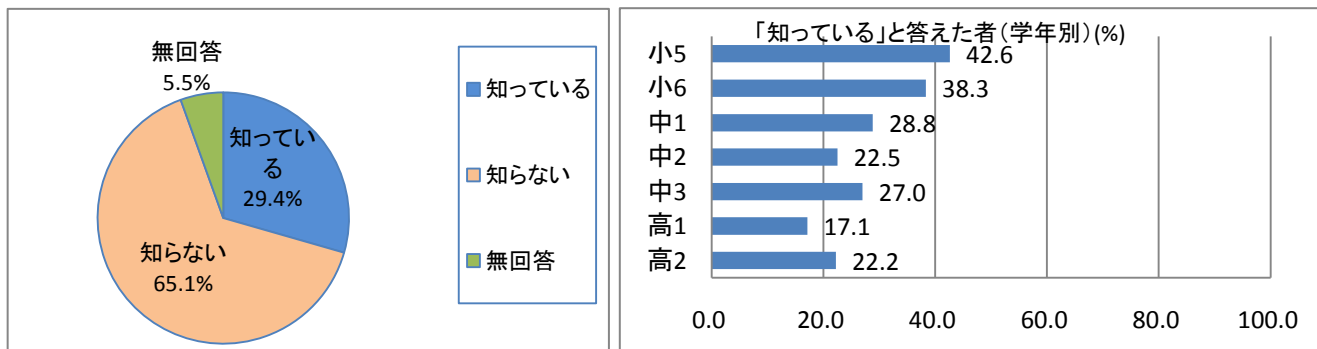
Q15 地域の行事などを行うとき、おとなは子どもに意見を聞きますか。

■地域の行事などを行うとき、おとなは子どもに意見を「聞く」または「ときどき聞く」と答えた人の割合は約68%



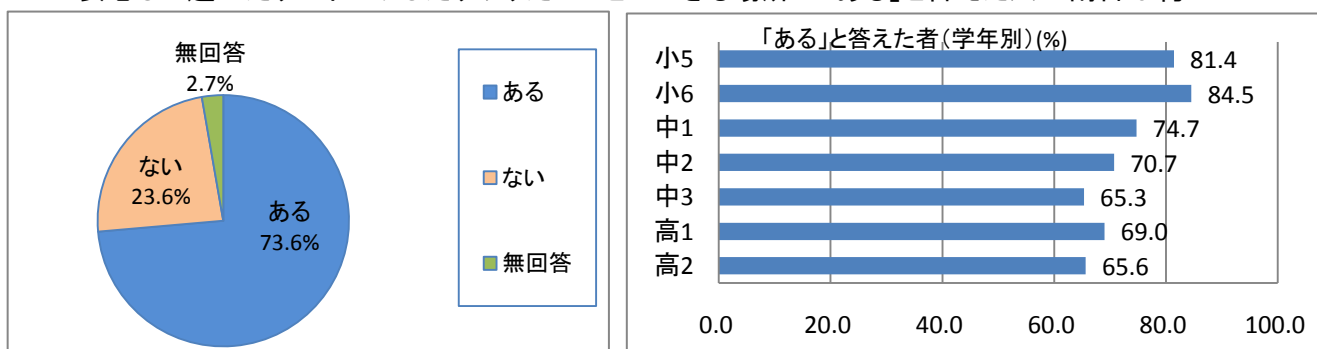
Q16 あなたは、子どものために地域をよくしようと働いている人を知っていますか。

■子どものために地域をよくしようと働いている人を「知っている」と答えた人の割合は約29%



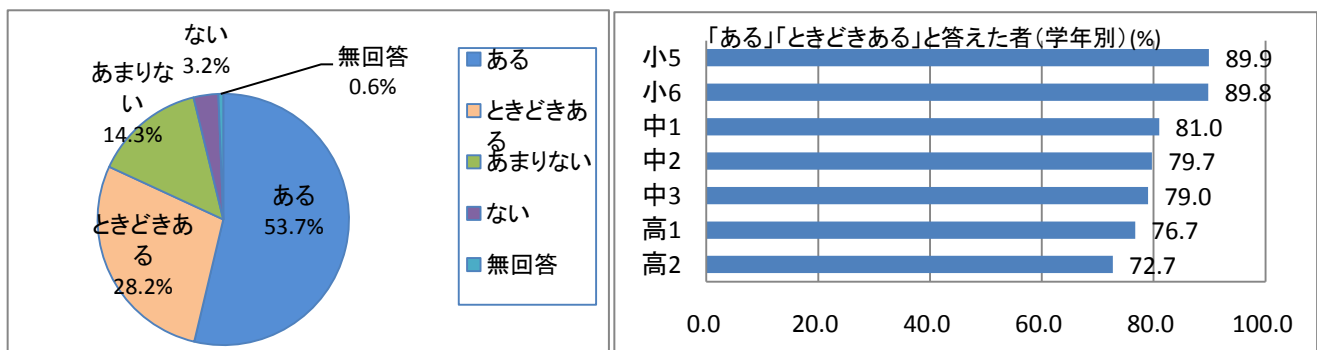
Q17 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心してやりたいことができる場所がありますか。

■安心して遊んだりスポーツしたりやりたいことができる場所が「ある」と答えた人の割合は約74%



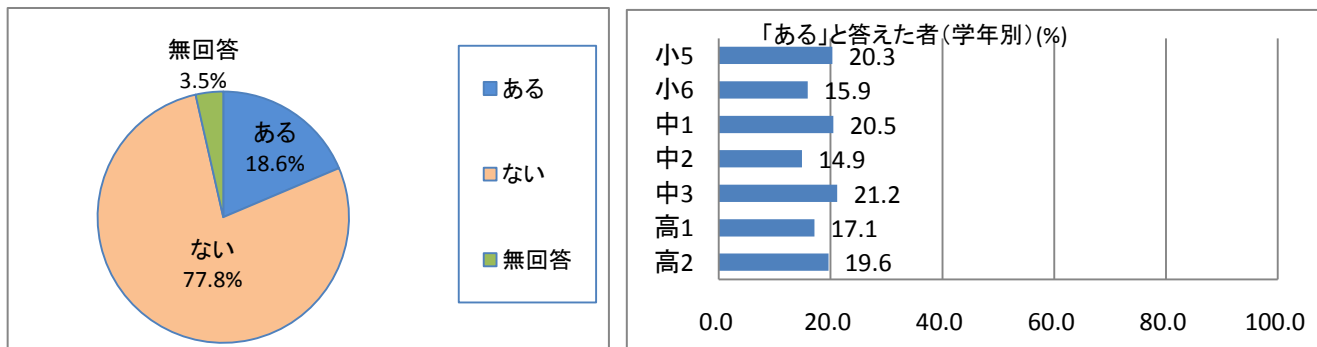
Q18 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にありますか。

■自分の好きなことをする時間が十分に「ある」または「ときどきある」と答えた人の割合は約82%



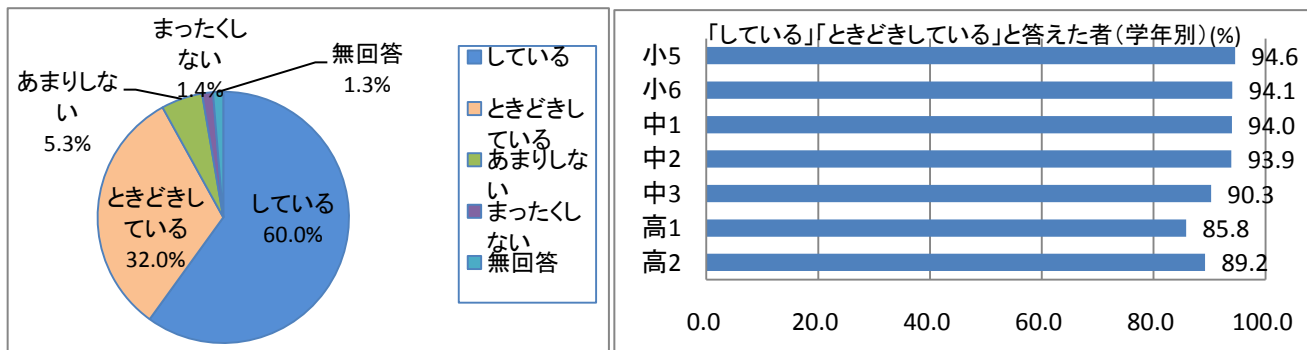
Q19 地域の中で、危ない思いをしたことがありますか。

■地域で危ない思いをしたことがある「ある」と答えた人の割合は約19%



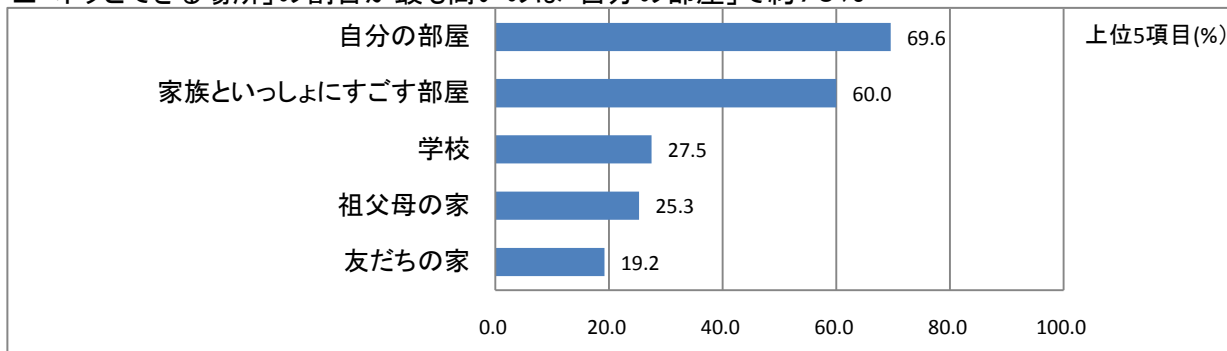
Q20 あなたには、近所の人に出会ったとき、あいさつをしていますか。

■近所の人に出会った時あいさつを「している」または「ときどきしている」と答えた人の割合は約92%



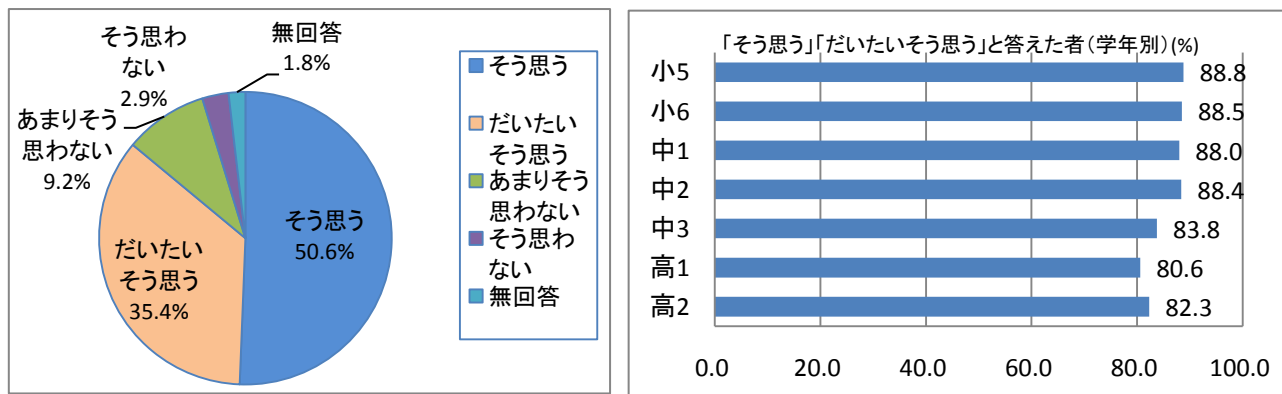
Q21 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。(複数回答)

■「ホッとできる場所」の割合が最も高いのは「自分の部屋」で約70%



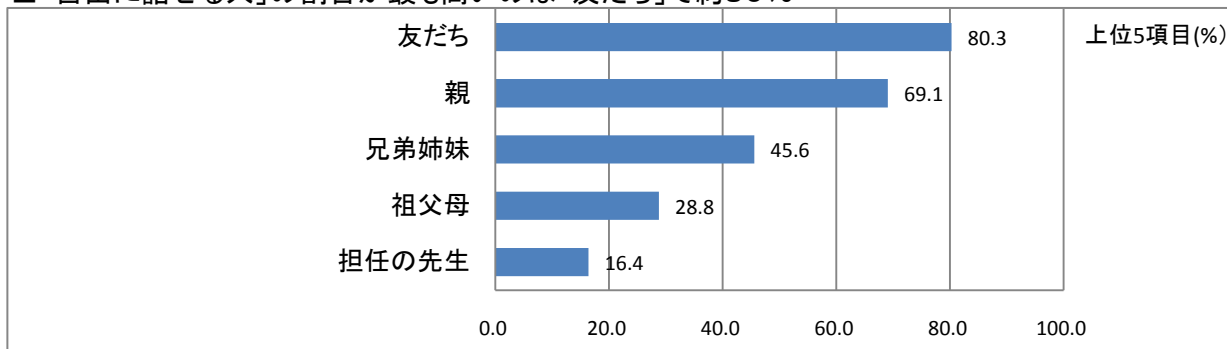
Q22 あなたは、まわりに自分の気持ちをわかってくれている人がいると思いますか。

■まわりに自分の気持ちをわかってくれる人がいるかについて「そう思う」または「だいたいそう思う」と答えた人の割合は約86%



Q23 あなたにとって自由に話せる人はだれですか。(複数回答)

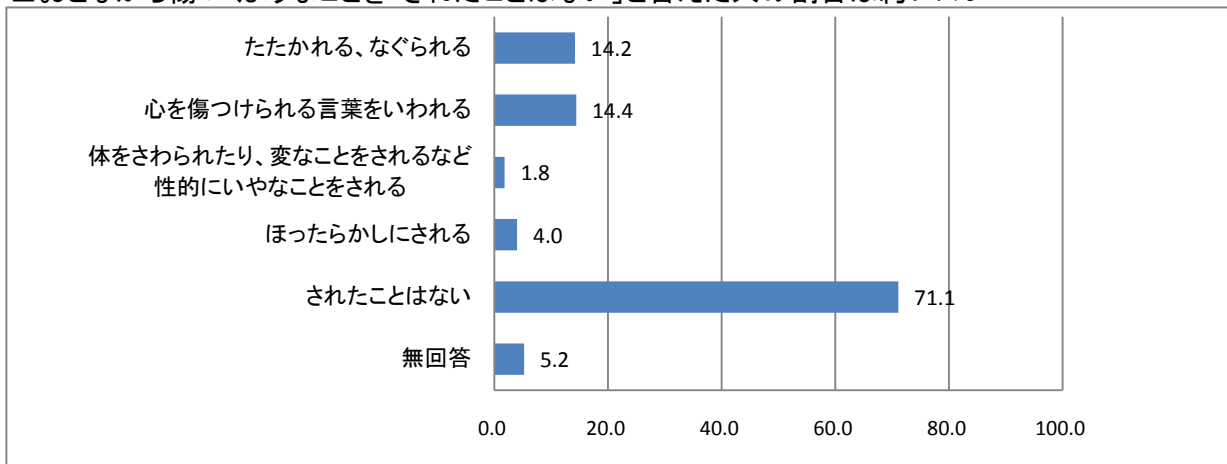
■「自由に話せる人」の割合が最も高いのは「友だち」で約80%



困っていること、つらいことについて

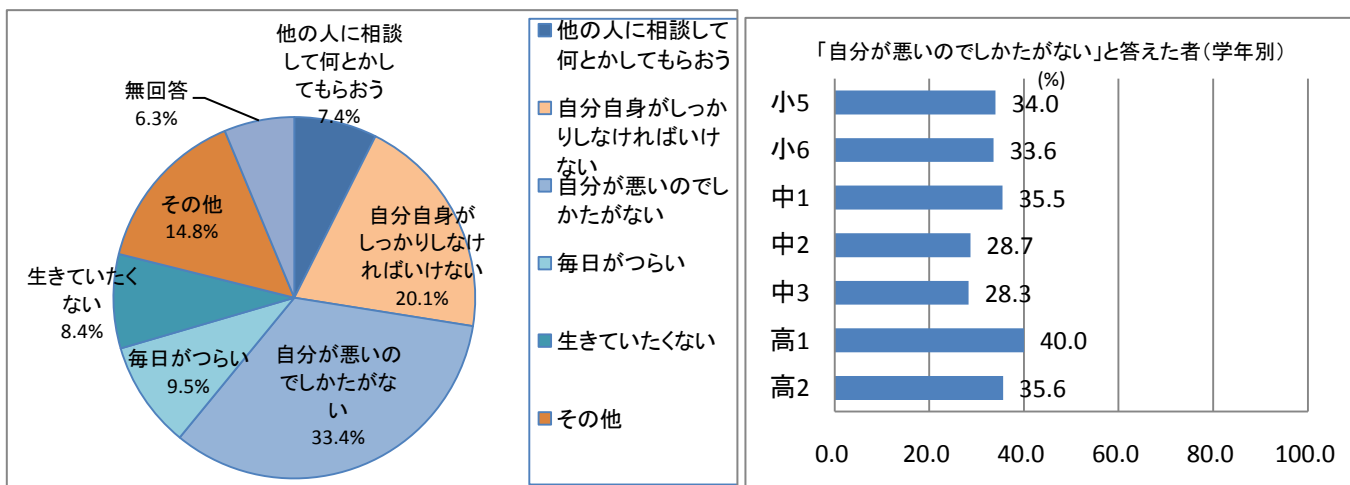
Q24-1 あなたは、おとなに次のようなことをされる(された)ことがありますか。(複数回答)

■おとなから傷つくようなことを「されたことはない」と答えた人の割合は約71%



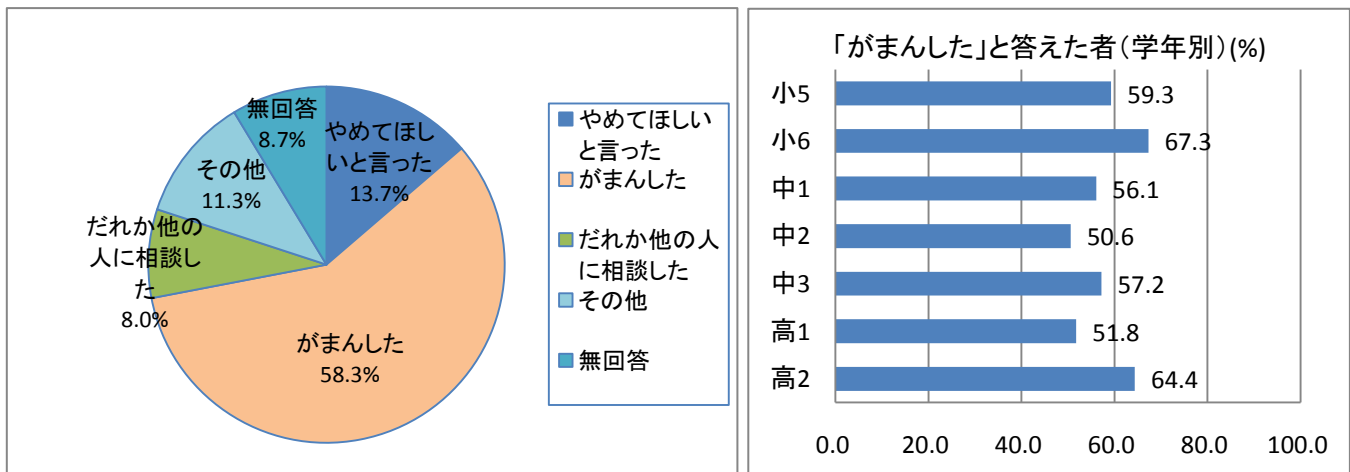
Q24-2 そのとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。
(Q24-1で「たたかれる...」「心を傷つけられる...」「体をさわられたり...」「ほったらかし...」と回答した者)

■傷つくようなことをされた時の気持ちで、割合が最も高いのは「自分が悪いのでしかたがない」でその割合は約33%



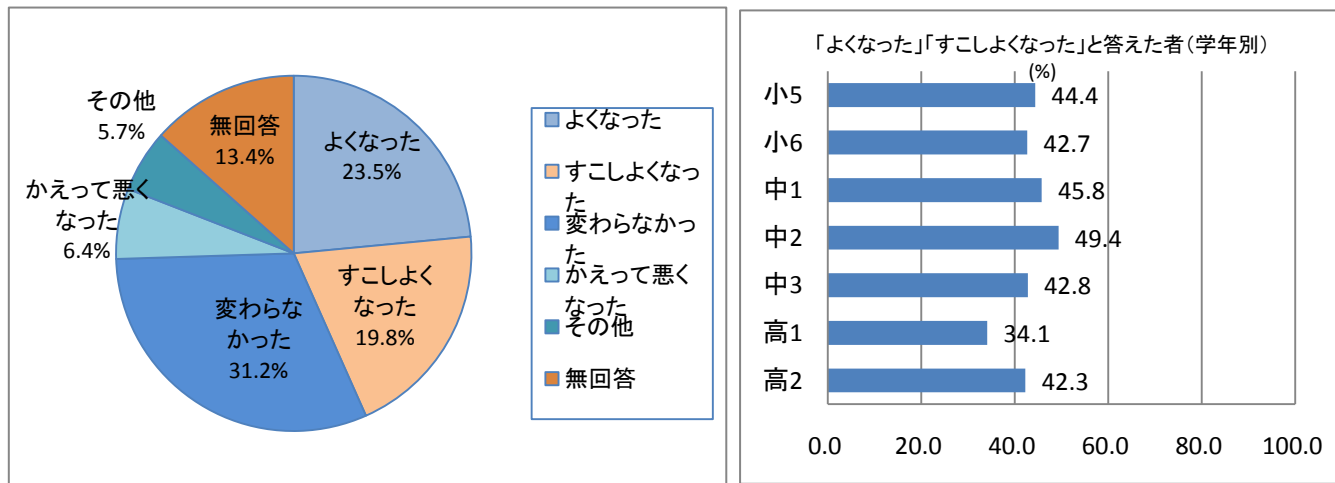
Q24-3 そのとき、あなたはどうしましたか。
(Q24-1で「たたかれる...」「心を傷つけられる...」「体をさわられたり...」「ほったらかし...」と回答した者)

■傷つくようなことをされたとき「がまんした」と答えた割合は約58%

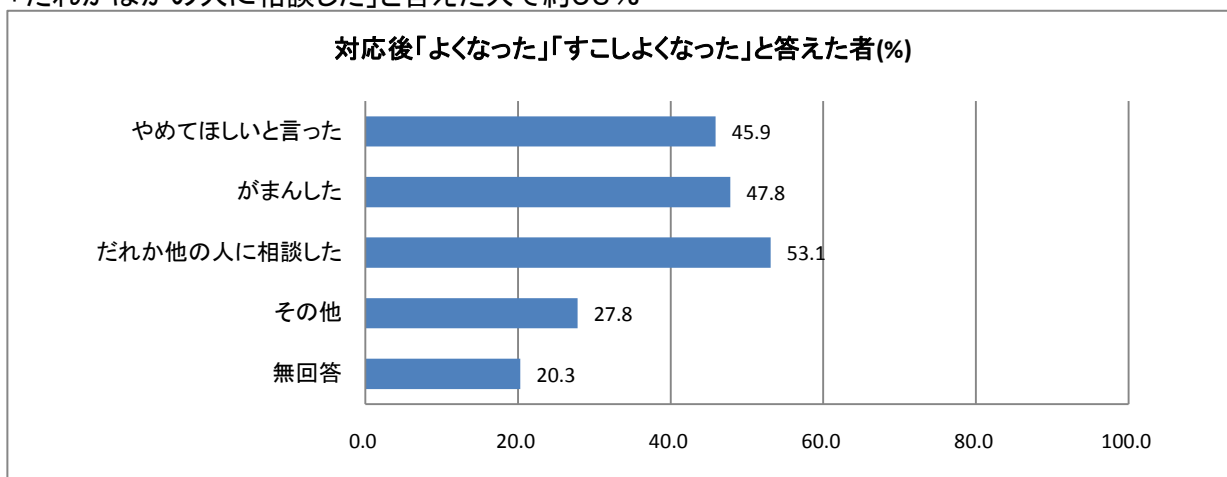


Q24-4 その後どうなりましたか。
 (Q24-1で「たたかれる...」「心を傷つけられる...」「体をさわられたり...」「ほったらかし...」と回答した者)

■対応した後「よくなった」または「すこしよくなった」と答えた人の割合は約43%

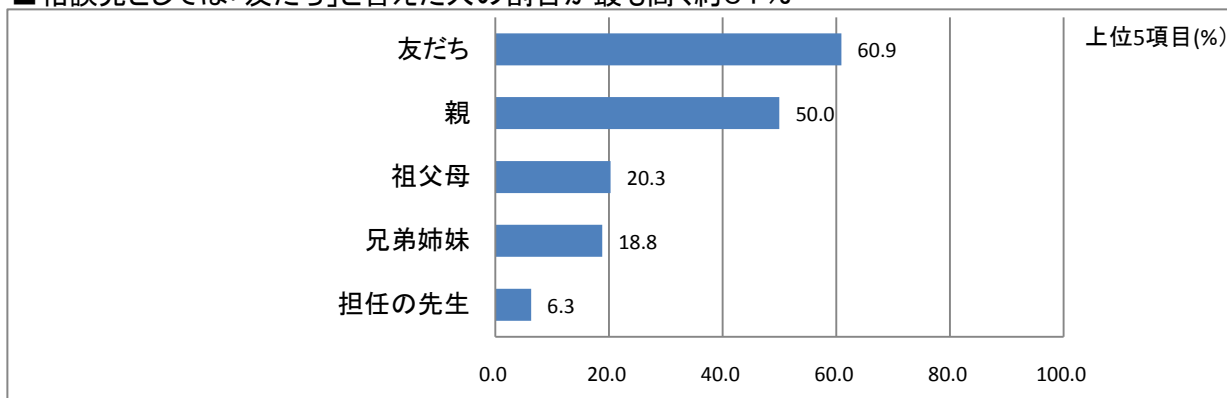


■《Q24-3との関連》「よくなった」または「すこしよくなった」と答えた人の割合が最も高かったのは「だれかほかの人に相談した」と答えた人で約53%



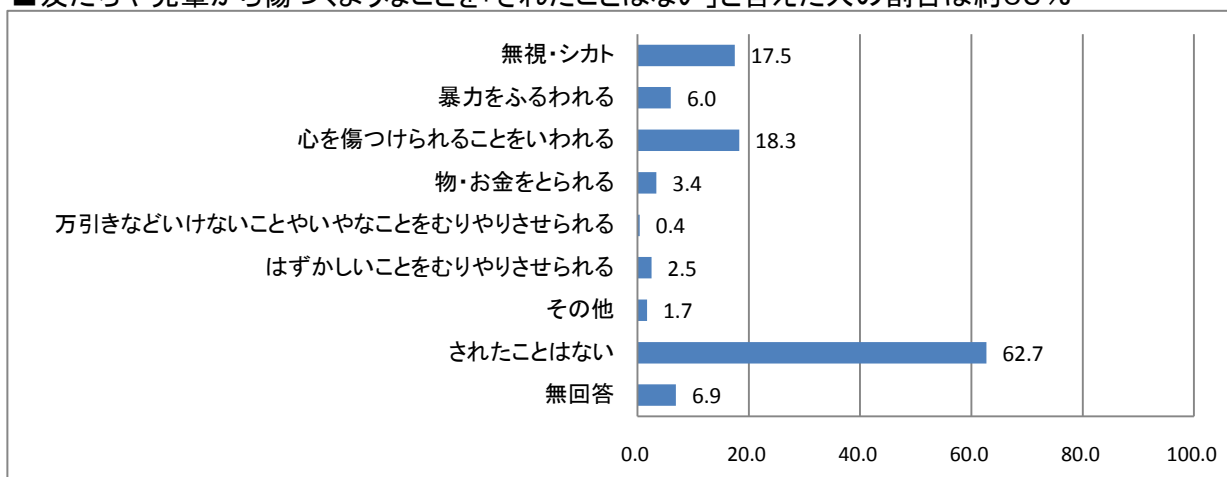
Q24-5 だれ・どこに相談しましたか。(複数回答)
 (Q24-3で「だれかほかの人に相談した」と回答した者)

■相談先としては「友だち」と答えた人の割合が最も高く約61%



Q25-1 あなたは、友だちや先輩などに次のようなことをされる(された)ことがありますか。(複数回答)

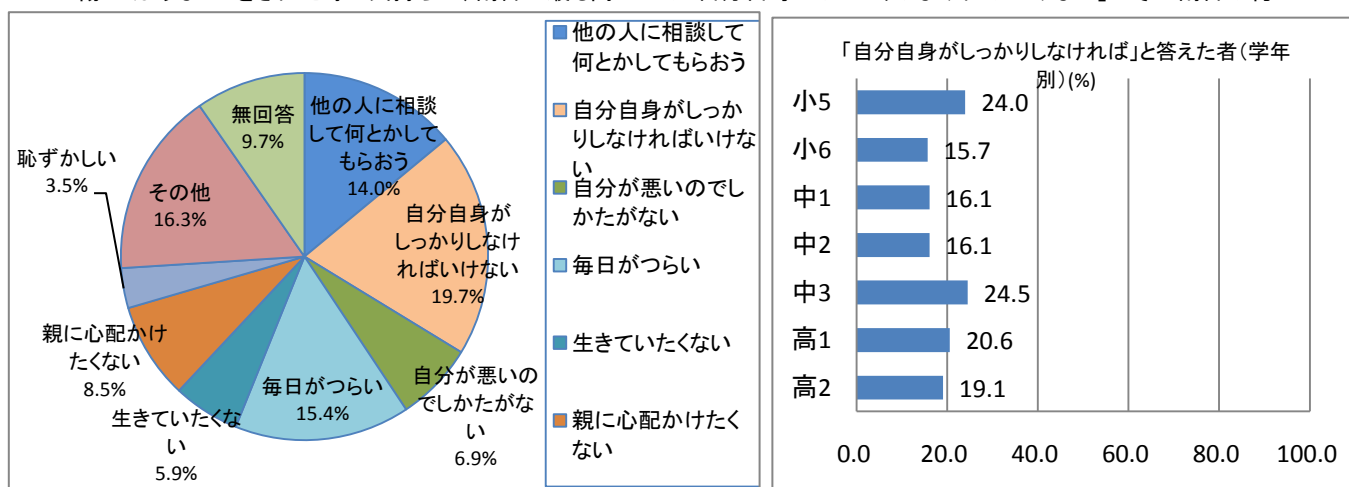
■友だちや先輩から傷つくようなことを「されたことはない」と答えた人の割合は約63%



Q25-2 そのとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。

(Q25-1で「無視...」「暴力...」「心を...」「物・お金...」「万引きなど...」「はずかしいこと...」「その他」と回答した者)

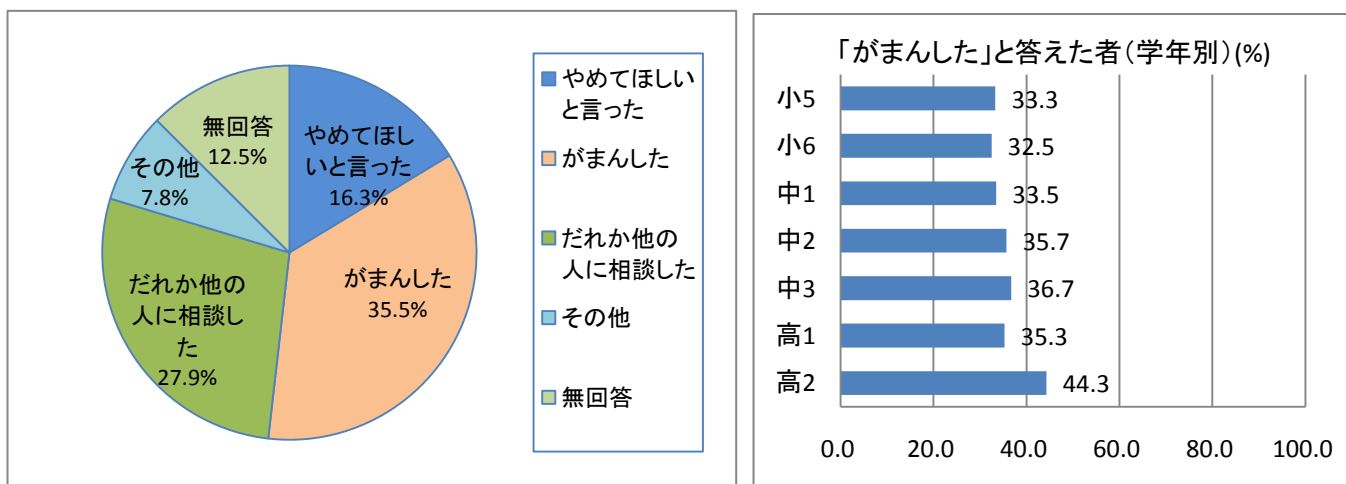
■傷つくようなことをされた時の気持ちで、割合が最も高いのは「自分自身がしっかりしなければいけない」でその割合は約20%



Q25-3 そのとき、あなたはどうしましたか。

(Q25-1で「無視...」「暴力...」「心を...」「物・お金...」「万引きなど...」「はずかしいこと...」「その他」と回答した者)

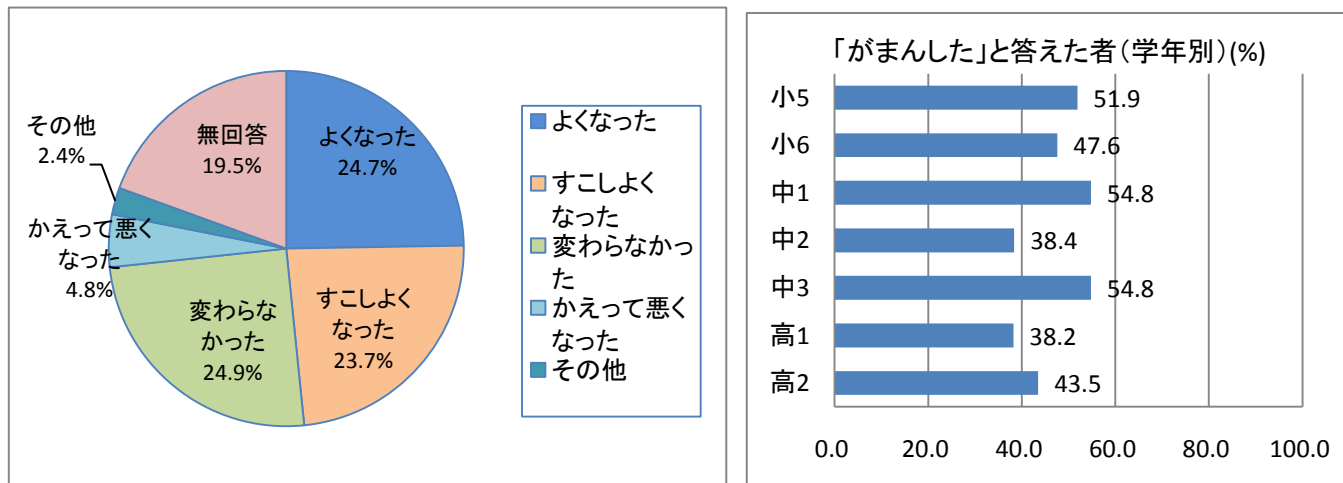
■傷つくようなことをされたとき「がまんした」と答えた割合は約36%



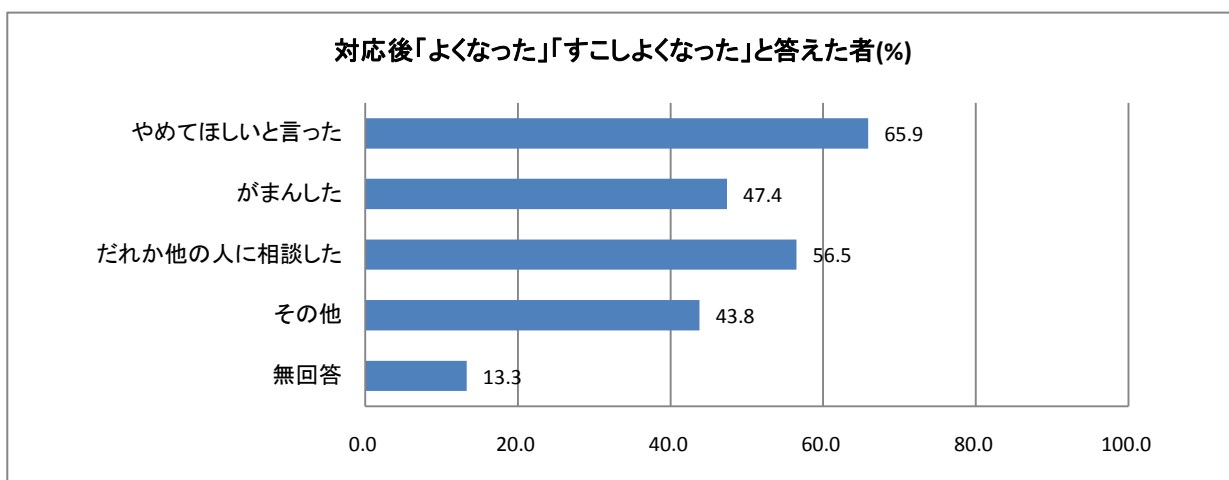
Q25-4 その後どうなりましたか。

(Q25-1で「無視...」「暴力...」「心を...」「物・お金...」「万引きなど...」「はずかしいこと...」「その他」と回答した者)

■対応した後「よくなった」または「すこしよくなった」と答えた人の割合は約48%



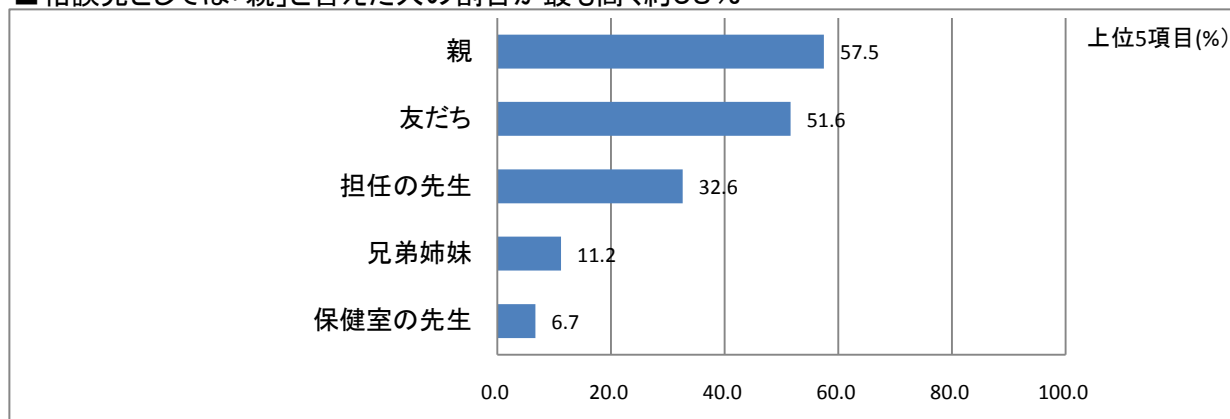
■《Q25-3との関連》「よくなった」または「すこしよくなった」と答えた人の割合が最も高かったのは「やめてほしいと言った」と答えた人で約66%



Q25-5 だれ・どこに相談しましたか。(複数回答)

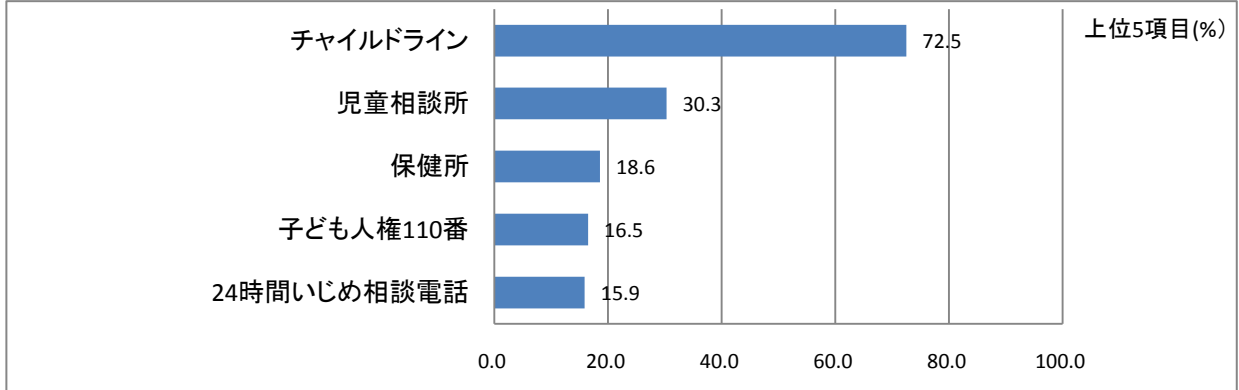
(Q25-3で「だれか他の人に相談した」と回答した者)

■相談先としては「親」と答えた人の割合が最も高く約58%



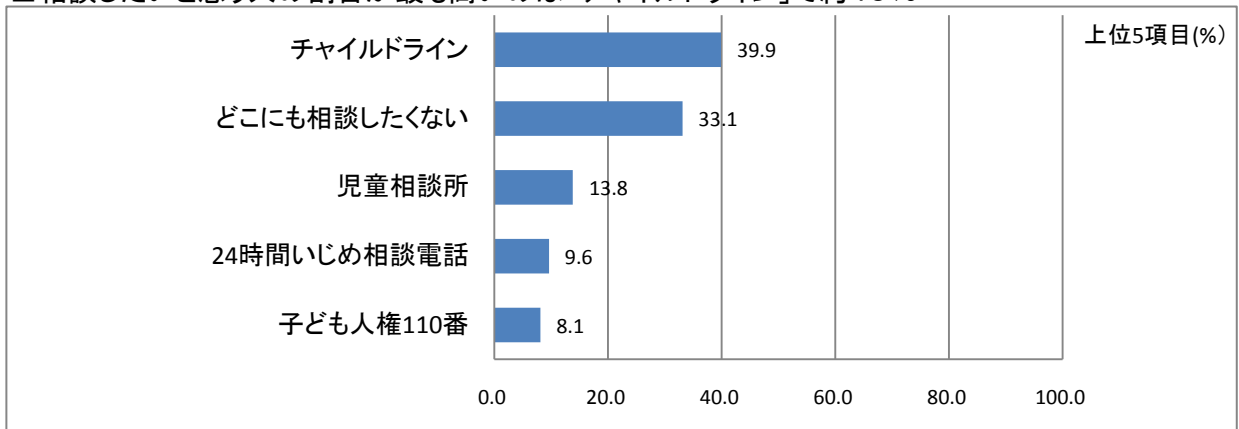
Q26 次のような子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。(複数回答)

■子どものための相談先について知っている人の割合が最も高いのは「チャイルドライン」で約73%



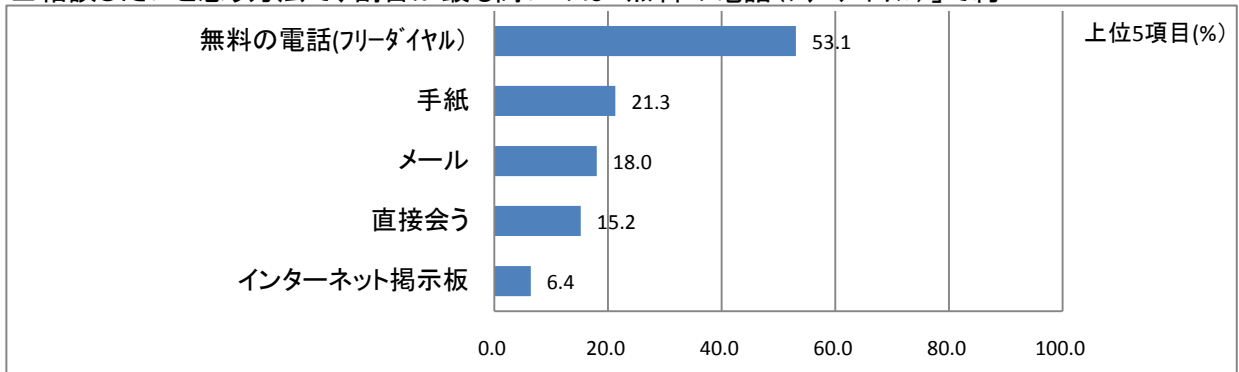
Q27 次の中で、どこになら相談したいと思いますか。(複数回答)

■相談したいと思う人の割合が最も高いのは「チャイルドライン」で約40%



Q28 次の中で、どの方法で相談したいと思いますか。(複数回答)

■相談したいと思う方法で、割合が最も高いのは「無料の電話(フリーダイヤル)」で約53%



(2) 自由記載の概要

「自分たちにとって安心して楽しくすごしていくには、どんなことが大切だと思いますか。」との設問に対し、自由に意見を書いてもらいましたので、主な意見を紹介します。

なお、誤字・脱字等の修正はしましたが、基本的に子どもたちの意見をそのまま掲載しています。

▣ 虐待・暴力について

- ・私は、親たちから、ぼろよくや、けったりされないように、悪口などをいわないで、いいこにしていきたいです。あと、学校では、困ったことがあったらなんでも先生に相談してかいけつしたいです。(小5 女)
- ・あまり深く考えず楽に生きていきたい。責任は忘れてはいけないけど……。虐待などをとめるのに法律なんかいらない。目を見れば分かると思う体を見れば分かると思う。小さな命は大人の手にかかっていると思う。いじめはなくすんじやなくてどうすれば仲よくなるのかとかその人の長所をいかしたりとかすればいい。でも虐待はとりあえず家族で考えるとかはダメだと思う。(中3 男)
- ・今の私達が安心してすごしていくにはまず身近な暴力をなくしていく事だと思います。日本じゃなくても、ほかの国でも同じで、暴力は、暴力をされた人の心に残り思い出になると思います。また、その人達の人権問題にかかわり、その暴力だけがをしてしまい悲しい気持ちになると思います。でも暴力した方もケガをさせたとなると、かならず「あの時やらなければよかった」と、あとで後かいするでしょう。なので私は、自分でも、まわりの人達にも「暴力」はいけない事だと思っていてほしいし、自分からなくしていきたいです。(小6 女)
- ・子どもに虐待とかする大人や、精神状態が安定しない大人など、このような大人(親)がいると安心して暮らせないし、将来、その子どもも、同じようになる可能性が高いと思います。だからこのような悪循環をうまない為、苦しんでる子どもを助ける為にも、そのような大人を支援する何かをしてください。(高2 女)

▣ しつけについて

- ・自分がいけないことをしてしまった(いたずらなど)らお母さんたちに注意してもらわなきゃいけないけどあまり強く言わないことが大切だと思います。お母さんたちに愛じょうをもって育てられること、ときには少しきびしいのも大切だと思います。遊ぶ時間や休む時間があれば楽しくすごしていけると思います。お母さんたちにほめられたり、やっちゃいけないことは「ダメ！」って言われることが大切だし、楽しく安心してすごしていけると思います。友達がたくさんいてみんなで仲良くあそべれば楽しいと思います。(小5 女)
- ・誰かにとっては良くて他の人にとってはよくないということが多い。誰であっても親や教師がしっかりしかる。迷った時に導いてくれる。(中3 女)
- ・その人の親が子どもをちゃんと注意したり、しつけをしてほしいと思います。そうすれば「これはしてはいけないな……。」と思っていい事と悪いことの区別が付くようになるので大切だと思います。あと、人の事を考えたり、良く分かったりしてくれていたら、人の事を考えてくれると思うので大切だと思います。(小5 女)

▣ 意見表明・参加について

- ・自分が悩んでいる事、困っている事があるなら、だれでもいいから相談したりして、助けをもらった方がいいと思う。自分一人で悩んでいたら解決しない。自分の意見をもっとちゃんと伝える事がとっても大切だと思う。(中3 女)
- ・大人の人にもきちんと自分の考えや意見をきいてもらう事が大切だと思う。(中2 男)
- ・自分で自由なことや、子供だからといって家族の話に入れてもらえないことがあるのは、よくないから子供だからとかは、かんけいなく接すること。(中2 女)
- ・大人の方々が勝手に考えたむりやりな計画を押しつけるのではなくて、子供のみんなの意見も尊重して、聞いてほしい。(中2 男)
- ・大人も子供も、自分の意見をしっかり言い合うこと。(中2 男)
- ・それぞれみんなが友達や親、先生の話をよく聞いて自分の意見も伝える。意見を伝えあって一人で困ったりする人がいなくなるように自分からも行動する。(中1 女)
- ・自分の否もしっかりと認めて、「いつも周りが……」という前に自分は本当に正しいのかを考えて、親や先生や友達……などなっとくのいかない事は、しっかりとなっとくできるまで話しあって、妥協やがまんも必要だけど、自分の考えを伝える事を大切にしたいです。(高2 女)
- ・自由に自分の思った事が言える。幸せに生きていくための人権が大切だと思う。誰にも、心を傷つけられない。前向きに生きる。常にいつでも笑顔を欠かさない。(小6 女)
- ・自分の意見を述べたりして、自分の存在を知らせられるように、過ごしていくのが大切だと思う。あと、見かけだおしの友達を持たないで信頼できる友達を持つ。(中3 男)

■ 居場所・休息について

- ・自分のことを分かってくれる人がいること、相談できる人がいること、安心できる場所があること。そしてなにより、心をゆるせる友達がいるということは大切なことだと思うし、幸せなことだと思う。いい友達ができてよかった！！(中3 女)
- ・安心して過ごせるような雰囲気がある場所をつくるのが大切だと思う。そして、友達と一緒に、多くかかわり合うことで、絆が深まり、楽しくすごせると思うので、友達というのは、非常に大事な存在だと感じた。(中3 男)
- ・居場所が欲しいです。保健室では勉強も自分で教科書を見てやるしかないし、体育や音楽などの授業もできない。それに、具合が悪いと言って同級生が来たりしてとても怖いです。大好きな図書館にも行けなくて、学校にいても、精神的に追いつめられるばかりでつらいです。私は今2年生で、まだ保健室にいることはできますが、3年生になったら教室へ行くように言われました。どうすればいいのか…分かりません。先生方は心配して下さって言うのですが、全て成績の話ばかりで…。もう、つかれました…。(中2 女)
- ・だれもが自分を大切にしてくれる。身のまわりに、なんでも話せる人がいる。まわりにこわい人がいないこと。一人だけでじっくり考えられるところがあること。自分がまわりからまもってもらえていると思えること。(小5 女)
- ・公園でサッカーの練習をしている時に、公園が小さくてボールが公園から飛び出したり、さをこえてしまうと、近所の人たちが「こえないようにして。」と言ってきます。だから・近所の人たちにめいわくがかからず、おもいきりできる場所をとかく近所にいっぱい作ってください。(小5 男)
- ・子供の意見を尊重し、安心して過ごせる場所を作ってほしいです。(中3 女)
- ・親や友達とわかり合うことが大切であり、そうするには自分の思いを伝えること。伝えなきゃ、誤解をまねくことになるから。少しでも、自分がやすらげる場所を見つけるのも、いいと思う。ストレスがたまったりして、暴力や暴言を友達にぶつけてしまったりするから。(中2 女)
- ・「一人一人の権利を尊重しあい自分にとって好きなことができる時間”ホッ”とできる場所が大切だ」と思いました。(中1 男)
- ・いそがしいから自由なじかんがほしい。理由 今は、週2じゅくで週5サッカーでいそがしい。でもすきでやっているから(サッカーは)じゅくもしっかりやらなきゃいけないから。(小6 男)

■ 学校・教育について

- ・学校の先生(特に担任)は勉強が教えられればいだけじゃないと思う。分からないことがあって聞いたとき「俺の責任じゃない、知らない」と言われたとき「これが先生？」と思った。教育委員会にこんな無責任な先生はやめさせると訴えたかった。無責任は最低だと思うから、そういうのは先生としてないと思う。「うざい」とか「やめろ」とかしか思えない。(中2 女)
- ・大人が子供のことをよく考えて説明する。特に学校の先生は、おこるだけではなく、もっと生徒の気持ちを考えることが大切だと思う。(中2 女)
- ・今私は中学1年ですが、担任の先生がしっかりしてくれません。グレているとかではなく、かんぜん生徒にナメられてるんです。このまえ先生と、私をふくめて他の3人で先生に本気でしっかりして下さいということをしたのですが、いっこうにかわりません。先生が私たちに「変われ、小学生気分をすてろ」などといいますが、まず、先生自身がかかわることが、大切だと思います。(中1 女)
- ・かたい規則にしばられたりせずにもっと自由に学校ですごしたいです。正しいことを言うならまだしも、「自分の言ったことは絶対だ」という感じで先生方(←先生全員ではありません)が何かを言うのはおかしいと思います。ただ遊んでばかりというのはよくないけど、もっと遊びにも専念できる時間がほしいです。義務教育で私たち中学生はまだまだ学校にしたがわなければならないだろうけど学校にそこまでしほられたくないです。(中2 女)
- ・算数のじゅぎょうの時、おこらないで、ちゃんとおしえてほしいし、「あなたがいるから、日本はバカなの」と言われないようにしたい。みんなにムシされないようにしたい。算数の先生に、ちゃんと私のはなした事を言ってほしい。(小5 女)
- ・先生が自分の身勝手に怒らないでほしい。先生にしっかりと周りを見てものごとを言ってほしい。しっかりと休みがとりたい(1日くらい)。部活などでしっかりとアドバイスがほしい。進路についてもっと詳しい内容がほしい。(高1 男)
- ・先生からのセクハラ行為を防止、徹底してほしい。言葉のセクハラにも、ちゃんと、呼びかけなどしてほしい。(高1 女)
- ・話をきいてくれたり、自分の話ができる相手がいれば毎日学校に行くことや友達と会える時間が楽しくなると思います。自分はそういう友達や先生がいるので、毎日すっごく学校が楽しいです。(中1 女)
- ・自分は中学の時、担任から暴力を受けた。生徒に暴力をふるうような教師がいていいと思いますか？生徒に暴言を吐くような教師がいていいと思いますか？今も暴力を受けたり、暴言をはかれたりしている生徒がいると考えると、心が痛む。中学3年間で、「教師とは、本当に職業なのか？」と深く考えさせられた。そんな教師が学校にいては、これからの日本の未来は無いと思う。高校生になった今でも時々このような事を考えている。このような事態をどう思うでしょうか？(高1 男)
- ・義務教育の中で法律の授業をしてほしい。皆が仲良く暮らせるよう決められたルールを学んでおくことは、日本に生まれた時点で良く知っておくべきだと思う。(高2 男)

・友達や先輩や親などの関係をもっとよくしていき友達には、学校のことで相談してもらい先輩には、部活動のことで相談してもらい親には、色々なこと、たとえば今自分がされていること、とにかく自分のことで親に相談してもらいたいと思いました。先生にはもっと学校を見てもらいたい。学校で何がおきているのか知ってほしい。(中1 女)

・今、生きている私達が、自分以外の人の権利を尊重して、人と人とが支え合っていくべきだと思う。先生たちが誰かには優しく誰かには厳しくするひいきのような事はやめて、平等に接したらどうかと思う。誰かをひいきにするから、いじめになるんだと思う。(中1 女)

■ いじめ・不登校について

・誰でも苦手な人とかは、いると思うけど、すこしはガマンする事も大切だと思うし、でも、本音は言っていて気持ちを伝え合うことが大切だと思います。それからどんな事があっても、“許す”っていう気持ちをもっていなきゃいけないと思います。(中2 女)

・一人一人が周りの人を大切に思い合う心や、きづかいが必要だと思う。アンケートをとるだけではなく、アンケートをもとに、いじめや差別をなくそうと動かないと意味がないと私は思う。(中1 女)

・わたし達が楽しく生活していくためには、やっぱり「嫌な事は嫌」「良い事は良い」としっかりと自分の言葉で言う事が大切だし、いじめのげんばを見て、「やめろ」この一言が言えて、いじめもなくなればいいとおもう。(中1 女)

・大人の人が、法りつを守るのが、いいと思う。そうすれば、子供も、まねをしないですむ。(だけど大人が悪いというわけではない。)いじめをなくすには、いじめてる人や、いじめられてる人と、ゆっくりむきあって、解決した方がいい。むりにやめさせようとする。自分達でも、やってはいけないことは、がまんしたり、異性関係なく、仲良くやっていくのが一番いいと思う。(小5 女)

・もし友達などに「相談にのって」といわれたら、相談にのってあげること。困っている友達がいたら話にのってあげること。いじめをみたらすぐに注意すること。一人だけ仲間はずれ「に」にされていたらいっしょに遊んだりすること。みんなで協力してクラスを仲良くさせること。(小5 女)

・“いじめ”のない生活。自分を変えることの大切さ。周りの状況のはあく。人間関係をうまくやれるか。“いじめられている側”の気持ちを考えてほしい。どれだけ切ない思いをしているかということ。そして、自分にも原因があると考えたいです。(中1 女)

・周りの人も自分も支え合って生きていくことが大切だと思う。だから自分の事で他の人にめいわくや相手がいやだと思う事はやらない方がいいし、小さい人は特にいじめが多いからそういう時は大人や僕達みないた人が支えなければいけないと僕は思います。(小6 女)

・人を見た目で判断し、無視やシカトをすることがあるので、ちゃんとその人の気持ちになって、自分がされてイヤなことは人にしないようにすることが大切だと思います。友達とつるんで、かげで「あの子ウザイよね？」など言うことがあって、私もある友達もすごく傷ついたので、おたがいが相手を理解すれば、イジメやケンカはなくなると思います。(小6 女)

・まず、一人ぼっちをつくらないと言うことを守った方がいいと思います。一人を作ってしまうと、その人がかなしくなってしまうからです。次に悪口をいわないということです。「ウザイ」や「死ね」などの言葉は、絶対に言うてはいけないと思います。(小5 男)

・私は、自分自身が、まわりにいる人にめいわくをかけないようにすごするのが一番大切な事だと思います。めいわくをかけたりすると、それがいじめやけんかなどにつながることになるので、これからも、できるだけなくしていきたいです。(小6 女)

・人に対して変な偏見を持たない。人は誰も「個性」というものがあって、それを「変わってる」と指摘するのはよくないからだ。(高1 女)

・いじめがなくなること。クラス替えをしないこと。いじめがいけないということをみんながよく学ぶこと。先生のいじめに対する指導力をもっとあげて、いじめをした人が、もう二度としないように更正するように指導できるようになること。(中3 女)

■ 大人(親)について

・親がちゃんと子どもに愛情をそそぐべきだと思う。人とかがかわれる場所をつくる。(中3 女)

・勉強にしても習い事にしても具体的な目標があるともっとがんばれるし、楽しくできる気がする。勉強は楽しいことじゃないのはわかっているけど、もっと好きなことをさせてくれたり、好きなことを応援してくれたっていいじゃないか、というも親へ思う。今は好きなことや友達に支えられて毎日がすごく楽しいけど、もう少し話しやすい環境を作ってくれたら、と親へ思う。好きなことの悪口を言ったり否定されるのはものすごく嫌だし、辛い。「なぜだろう？」と気持ちが伝わらないことに関して不思議に思う。(中3 女)

・大人の人達が将来の自分達に影きょうをおよぼすような戦争や紛争等をやめ、今を改善してだけでなく、将来を見すえた活動を行うことが大切だと思う。(小5 男)

・最近、大人たちの方がしっかりしてほしい、と思うことが多々ある。また、夜間などの子どもの出歩きが多いと思う。その他は、差別やいじめをなくすために色々と考えてもらいたい。(中3 男)

- ・親や先生が子どもの事を思いやさしく声をかけてくれたり楽しく話せるようにすれば楽しく過ごせると思います。(ほかはない。)(小5 女)
- ・自分たちで悪いことはちゃんと悪いということはしっかりと反省しなければいけないので自分もがまんして、いやなことをされたらしっかりと相だんしていれば安心して楽しく過ごせるのでそれを支えてくれるような親も必要だと僕は思います。なので楽しく過ごすには、自分のがまんも必要だし、周りの人の力も必要で、社会の人たちがしっかりとした日本を作ってくれないといけないと思います。(小6 男)
- ・最近、不景気とか度重なる内閣総理大臣の交代で子供のことについての問題の取り扱いが雑になっている気がする。雑に扱わなければ犯罪をする子供(万引き、車上荒らし、etc...)はなくなると思う。子供を育てるということは、見守るということでもあると思うので、しっかりしてほしい。(中3 男)
- ・大人の介入でよくなることってほとんどない。大人の人たちが思っているより、ひどいことばっか。いじめをしてる子たちって、表面上はいいこちゃんばっか。だまされるなんてバカみたい。もっと人をうたがうことをおぼえたらどうですか。(中3 女)
- ・まずは大人がしっかりとしてほしい。政治の先頭になって国を動かしていく人が会議中にねていたり、自分の意見で国に主張したり自分だけの意思で動かないでほしい。国を動かしていく人たちは自分達の仕事の重みをよく考えて、そして私達子どものことを考え行動してほしいです。平和な日本であってほしい。(中3 女)
- ・世間を知っている大人がもっと子どもを守るべきだと思うが、情けなく信頼できない大人が多すぎると思う。(高2 女)

■ 相談場所・相談相手について

- ・友だちとかに、いじめをされないで、楽しくすごすことがいいと思います。親とか友達に無しとか、シカトをされずに、話を聞いてくれたりしてもらえれば、それはいいと思います。親にぼう力をうけている子は、すぐにたんにんの先生に相だんし、これからどうしたらいいかを考え、「児童相だん所」とかに相だんすれば安心だと思います。それからこれからのたいさくとかを決めて、自分の家はどうかを決めればいいと思います。(小5 女)
- ・先生達が「この事が問題になると後が大変だから、口出ししないでおう。」などと、いじめなどをむしることを、何とかやめさせることです。今の時代、いじめが無くなるということはないと思います。だから、もっと自由にネットや電話で相談できるようにして、工夫する事も必要だと思います。親に見つかりたくない人(相談している所)も中にはたくさんいます。なので出来ればネットが一番良い方法だと思います。これからも、チャイルドラインなどをとてまたよりにしているので、続けてください。(小6 女)
- ・私は自分の周りの人々とうまく付き合っていくことが大切だと思います。なぜなら、付き合いがうまくいかないとトラブルが起きてしまったり、自分の気持ちが沈んでしまうと思うからです。相談できる施設は充実していると思うが、相談できる相手も必要だと思う。(高2 女)
- ・そんなに多人数でなくてもいいので、自分の思っていることを気軽に話せる人を周囲に作っていくことが大切だと思います。辛いことがあったら自分一人で抱えず誰かに一緒に抱えてもらった方が良くと思います。(高2 男)
- ・何でも話せる友達や家族がいれば安心できると思います。もし話せる人がいなくても電話などで相談できる所があるのでそのような所に相談すれば良いと思います。(中2 女)
- ・自分の周りに、自分のことをしっかりと分かってくれるような人(友達)がいること。自分のなやみを聞いてくれる、安心できる人を見つけること。そして、自分も相手のことをしっかりと理解してあげること。常に相手の気持ちを考えてあげること。もし自分にしんらいできる友達がいれば、その子と一緒にいたり過ごしたりするだけですごく安心できて、楽しい人生が送れると思います。そういう友達をつくるためには、やっぱり相手の気持ちを考えてあげて、自分も相手にしんらいされるような人になることです。そして家に帰ってきたら笑顔でむかえ入れてくれ。(中2 女)
- ・さべつも無く、学校生活がたのしく送れるようにすること。勉強も、きちんと理解したい。自分は、なかなか「相談」というのができないから、掲示板とかも使ってみたいと思う。(中2 女)
- ・いやなことがあったら、相談してかいつてもらうこと。親や先生の言うことをしっかりと聞くこと。あったらすぐにだれかにいえるようなかんきょうをつくったりすることが大切だと思います。(小5 女)
- ・安心してくらすためには子どもの人権や権利を大人がまもってくれないと子どもは大人なしでは生きられないから。私はこの前までスクールカウンセラーの先生の事をしりませんでした。なんとなく児童相談室という学校の教室も行きにくいし、ホットラインやチャイルドラインなどは家の人の許可がないと出来ないし、相談も家の人にはきかれたいくないので、スクールカウンセラーの先生がいっしょに給食を食べて仲良くなるとか、そういう事してほしいです。私は本が好きで図書館の先生とは仲が良いしなんでもしゃべれます。そういう先生が相談事を聞いてくれるとうれしいです。(小5 女)
- ・悲しい思いをがまんしつづけずに、誰かに相談できる場所をもっと近くに置いて気軽に相談できるようにして、心から悲しい思いがなくなることが大切だと思います。(中3 男)
- ・いじめなどの問題が起きてしまった時に、いじめに対して不快に思う人がいると思うのですが、その時にいえない人が多いと思うので、いじめ等に関わらず、個人の意見がちゃんと言えらる環境が必要であり、大切だと思います。(中3 男)
- ・いじめや差別がなく、人権が守られる場所が必要だと思います。自分はいじめのけいけんがないですが、いじめられてる人はそういう場所が必要なんじゃないかと思っています。(中2 男)

■ 安心・安全について

- ・変な人が来ないような安心して遊べる公園があると嬉しいです。近くに交番があると、公園の中に交番があればいいのにとします。(小5 女)
- ・わたしは、安心してすごしていくには、大人たちが安心できるかんきょうを作ればいいと思います。でも、大人まかせじゃなくて、子どもも工夫すればいいと思います。わたしにはふあんなことはないけど、きつとふあんな子どもはたくさんいると思うので、そういうときに大人が活やくするところだと思います。でもいまのところ、いいかんきょうだと思います。(小5 女)
- ・一人一人が楽しく安全にすごしていくために、差別をなくしたりすることが大切だと思います。(中2 女)
- ・安心してすごせることはまずない。どうせ一人になってしまうのだから、大切だと思うことを望んでも意味ないと思う。人生楽しいことばかりではない。(中1 女)
- ・はんざいやぎやくたいなどがなくなっていけばみんなが安心して楽しくすごせると思う。あとしごとがない人たちがいなくなるようなどりよくもひつよう。(小5 男)
- ・親や友達から、いじめやぎやく待を受けず、いつも、笑ってられる環境を作る。近所の人達との交流を重ねて、自分の事を覚えてもらい、もし、知らない人におそわれてしまった場合、助けてもらう。夜、じゆくなどから帰ってくる時、変な人がいるかもしれないから、夜の安全パトロールをしてほしい。夜、歩くのが、暗くて、こわいので、電球をたくさん建ててほしい。(小5 女)
- ・げんぱつの事故のことをのだそうり大じんやいろいろな人がしっかり責任を持ち人々に不安をあたえないこと。・いじめがおきないような活動すること。・世界の人々が平和にくらせる世の中になるように。(小5 女)
- ・犯罪などが無い世界が安心して楽しくすごしていくことができると思います。子どもたちに声をかけてくる大人のひとかかがあるけど、そういうのがなくなっていけばいいと思います。ですが、そういうのが今でもあるということは、今あまり外とかで自由に遊ばなくなってしまう場合が多くなっています。犯罪とはおきてしまうものであり、それを防ぐことしかできません。なので、犯罪がおきたとしてもだれかが守ってくれるような社会になればいいです。(中3 男)
- ・不審者や変質者がでないような環境が大切だと思う。地域の中で、誰ともあいさつができて、事故が起きないような環境。(中3 女)
- ・原発を止めてほしいです。放射能問題について、安心して生活を送りたいです。(中1 女)
- ・家の近くに自由に遊べる空き地(公園でなくてもよい)がほしい。今の子供は、外で遊ぶ所が、家の近くになくて、かわいそうである。通学路の途中が暗い。防犯灯をつけてほしい。(小6 男)

■ その他

- ・人ひとりひとりの人権を大切にすること。みんなが生きる権利をもってるから、それをけがしたりするのは絶対にダメだと思う。自分がされたり、言われたら…ってのを考える。人の痛み、つらさ、くるしさをわかってほしい。相手の気持ちに気付く。(中2 女)
- ・これからの進路などじゆけんが不安になってしまう。自分の夢を人に言えない。(バカにされそう&お前なんてムリだよって言われて傷つけられそう)(中2 女)
- ・自由で平等な権利を持つこと。生活が充実している権利があること。教育を受けていられる権利があること。一人一人の意見が認められる権利があること。(中2 男)
- ・周りの人への感謝を忘れずに「ありがとう」と大切にしていけばお互いの関係も良くなって楽しくすごせると思います。(中2 男)
- ・みんなが安心して過ごせる場所をつくってあげること。一人一人の意見を尊重し合える社会。日本の借金が増えすぎて「経済はたん」はしてほしくない。もっと、雇用を増やしてほしいです。(中2 男)
- ・総理大臣がもうちょっとしっかりして、まず東北の人たちを安心させてあげる。(中3 女)
- ・小学校の時は友達のあいだでのいじめとかで「つらい」とかそうゆうかんじだったけど(わりかし単純に。)中学生になったら複雑になったと思う。(キモチとか、いろんな面で。)これからの日本を背負っていく私たちもツライんです。もちろん、おとな達が大変なのも、ツライのも分かります。でも…私たちがつらいんです。子供だからって甘くみすぎてほしくないです。でも、まだ子供だから守ってもらいたいんです。どうか、みんな支えあって、助けあって生きていけるように…皆でがんばりましょう!(中3 女)
- ・プライバシーが守られ、犯罪がない世の中にしていく必要があると思います。親が愛してくれて、友達が愛してくれて、自分が他の人を愛することが大切だと思います。なので、「自分なんかいないほうがまだ」なんて思わないことから大切だと思います。(中1 女)
- ・安心して楽しく暮らせるのはいいと思うけれど、人生そんなに甘くないと思う。ちょっとした事。。例えば親が浮気、借金。そんなような事で人生は変わると思う。安心して楽しく、なんて事よりも「もしこうなったらどうすべきか」と言うことが大切だと思う。(中1 女)
- ・いままでよりも自分自身がしっかりしていかなければならない。(小6 女)

4 ワーキンググループ活動の概要

第1回（平成23年7月22日）

参加委員：荒牧、内田(塔)、内田(宏)、喜多

協議内容：アンケート調査方法、調査項目について

第2回（平成23年8月25日）

参加委員：内田(塔)、内田(宏)、喜多

協議内容：スケジュールについて、アンケート調査方法、調査項目について

第3回（平成23年9月2日）

参加委員：荒牧、内田(塔)、喜多

協議内容：アンケート調査案のとりまとめ、第2回委員会での報告について

第4回（平成23年11月28日）

参加委員：荒牧、内田(宏)、喜多

協議内容：調査結果のとりまとめについて

第5回（平成24年1月23日）

参加委員：荒牧、内田(宏)、喜多

協議内容：調査結果のとりまとめについて、第3回委員会での報告について

第2節 より困難な状況におかれている子どもの現状と課題 — 公開学習講座から

1 講座開催の経過

公募委員から「子どもの権利条約」等について知りたい、という意見が出されたことを受け、第2回委員会の際、喜多委員長から「委員の方々の勉強したいという要望を受け、実質的な委員会の交流の場として自発的な学習会を、しかも公開でやれないか」という提案のもとにテーマを設定し3回にわたって開催された。

2 開催状況

第1回公開学習講座（平成23年10月28日開催）

(1) テーマ「子どもの権利条約と学校」

(2) 参加者 約40名

(3) 講座の概要

➤ 喜多委員長「子どもの権利条約と学校のこれから」

条約の本文から、子ども自身を主体とし子どもが自分の権利を行使していくために子どもの権利を大人が守るといふ、大人に対する責任、義務について、また「子どもの権利条約は途上国の子ども向けの条約ではないか」という誤解に対して、提案国であるポーランドの思いに基づく解説など「子どもの権利（条約）」についての話を基に、学校は子どもの権利条約をどう生かすか、という観点からの講演。

➤ 内田委員「長野の子どもと不登校」

不登校問題をめぐる社会や学校の変遷、家庭における養育力低下の影響などの話に加え、日頃の不登校の子ども達への居場所づくりの取組の中から不登校経験者やその家族の具体的な声などについて講演。

内 容	講師等
【講演】 「子どもの権利条約と学校のこれから」	喜多明人 委員長
【講演】 「長野の子どもと『不登校』問題」	内田宏明 委員
意見交換	上記講師、会場

(4) 参加委員の感想

➤ 花石委員

子どもが安心して過ごせる環境を整えるためには、子どもの権利条約のような決まりと実際に安心して過ごせる地域作りの二面性が必要だと感じた。

我が家は核家族なので、もし子どもが不登校になったら仕事を辞めなければならず

是が非でも学校に行かせたいと考えてしまい、親子共に精神状態が悪くなる。

不登校であることを安心して受け止めるためにも、本人の気持ちを聞いたり落ち着いて過ごせる学校以外の居場所が大切だと感じた。

第2回公開学習講座（平成23年12月25日開催）

(1) テーマ「生きづらさを抱える子どもたちへの支援からみえるもの
（子どもの権利条約と家庭）」

(2) 参加者 約80名

(3) 講座の概要

➤ 花石委員「発達障害の子どもを育てる母として思うこと」

心身ともに追いつめられていくような大変な子育ての状況、その後相談し支援を受け理解をしてからの子どもがかわいい、と思えるようになっていったことなどの体験が語られ、困っていることを表現できないなど発達障害について理解してほしい、こうした子が住みやすい社会は誰もが住みやすい社会、などの発表。

➤ 日詰正文 県健康福祉部健康長寿課発達障害者支援員「発達障害の理解と支援」

刺激が入りすぎるとか、ブレーキが利かないなどの発達障害の特徴について具体的なお話があり、さらに理解を深めるために、そうした特徴を踏まえた対応についての実践的な練習を含めての講演。

➤ 吉池委員「CAPの養護施設での取組について」

CAPの取組の中で主に養護施設における取組や、その際の子ども達の生の声についての報告。

内 容	講師等
【体験発表】 「発達障害の子どもを育てる母として思うこと」	花石多希子 委員
【講演】 「発達障害の理解と支援」	日詰正文 長野県健康福祉部健康長寿課発達障害者支援員
【取組事例】 「CAPの養護施設での取組について」	吉池優子 委員
意見交換「子どもたち自身の力を育てるために」	宮沢節子 副委員長 上記講師、会場

(4) 参加委員の感想

➤ 宮澤副委員長

発達障害の子どもの特徴を具体的に話していただき、特徴を知ることと関わる上での対応の重要性を実感した。

また、障害の子どもを持った親が、子育てを通して不安と悩みを抱えて孤立化してしまう現実を知り、子ども自身への支援と共に、親への支援の必要性も感じた。

発達障害への理解が地域社会においても必要であり、成長を通して一貫した見守りと途切れない支援の仕組みが必要だと思う。

第3回公開学習講座（平成24年2月26日開催）

(1) テーマ「少年の立ち直り支援と地域（子どもの権利条約と地域）」

(2) 参加者 約40名

(3) 講座の概要

➤ 中嶋慎治 弁護士「少年事件手続きの流れと基礎知識」

少年事件の手続きについて解説いただき、あわせて県弁護士会による113人の犯罪少年等についての性格傾向や家庭環境などについて詳細に分析したデータに基づく少年非行の現状について報告。

➤ 高野孝 有明高原寮次長「有明高原寮における教育と地域の参加」

ラジオドラマの「鐘の鳴る丘」のモデルとなった少年院である有明高原寮の、開放処遇や自然環境、地域の人に支えられた取組など歴史や特色について発表。

➤ 岡田菊夫 県波田学院長「インケアとアフターケア」

児童自立支援施設である波田学院に入所する子どもについて具体的ケースの事例を含めた現状、特に被虐待や発達障害など特別な支援が必要な子ども達の増加やその支援について発表。

➤ 小林聖仁 県保護司会連合会長「少年の立ち直りに向けた保護司の取組」

保護司・保護司会の活動内容や保護司からみた更生保護の現状、岡谷地区の更生保護サポートセンターの取組など実践に即した発表。

➤ 小林恒夫 県警察本部生活安全部少年課長「警察の立ち直り支援活動の取組」

東日本大震災ボランティア活動体験や栄村雪かきボランティア活動など、県警の立ち直り支援活動の具体的な取組、参加した少年達の声などについて発表。

内 容	講師等
【調査報告】 「少年非行の現状～弁護士会アンケート結果より～」	長野県弁護士会 中嶋慎治 弁護士
【事例発表】 「有明高原寮における教育と地域の参加」	有明高原寮 高野孝 次長
【事例発表】 「インケアとアフターケア」	県波田学院 岡田菊夫 院長
【事例発表】 「少年の立ち直りに向けた保護司の取組」	県保護司会連合会 小林聖仁 会長

【事例発表】 「警察の立ち直り支援活動の取組」	県警察本部生活安全部少年課 小林恒夫 課長
意見交換「少年の立ち直り支援と地域」	北川和彦 副委員長 上記講師、会場

(4) 参加委員の感想

➤ 北川副委員長

弁護士会のアンケート調査では、非行少年の自己肯定感の低さや他人への流されやすさ、特に女子の孤独感の高さや異性や飲酒等への依存的傾向が明かにされ、県の子どもアンケート調査との違いに驚かされた。

背景に親の愛情不足や居場所がないなどがあるとの指摘があった。

また、少年の立ち直りに向けた少年院、児童自立支援施設、保護司及び警察署の様々な取り組みも紹介され、非行を減らすには、親が子どもに愛情をもって接すること、地域が子どもに関心をもち、過ちを犯した少年を受け容れ、社会で子育てをする仕組みが必要だと感じた。

第3節 当事者である子どもたちからの意見 — 子ども部会から

1 子ども部会の概要

(1) 設置の目的

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会における仕組みの検討に関して、当事者である子どもたちから直接意見を聴き、議論の参考とするため、本委員会に子どもたちによる部会「子ども部会（信州子どももいっしょにプロジェクト：略称 ^{スキップ}SKIP）」を設置

(2) 募集対象 県内に居住する原則 10 歳から 17 歳までの子ども

(3) 募集方法

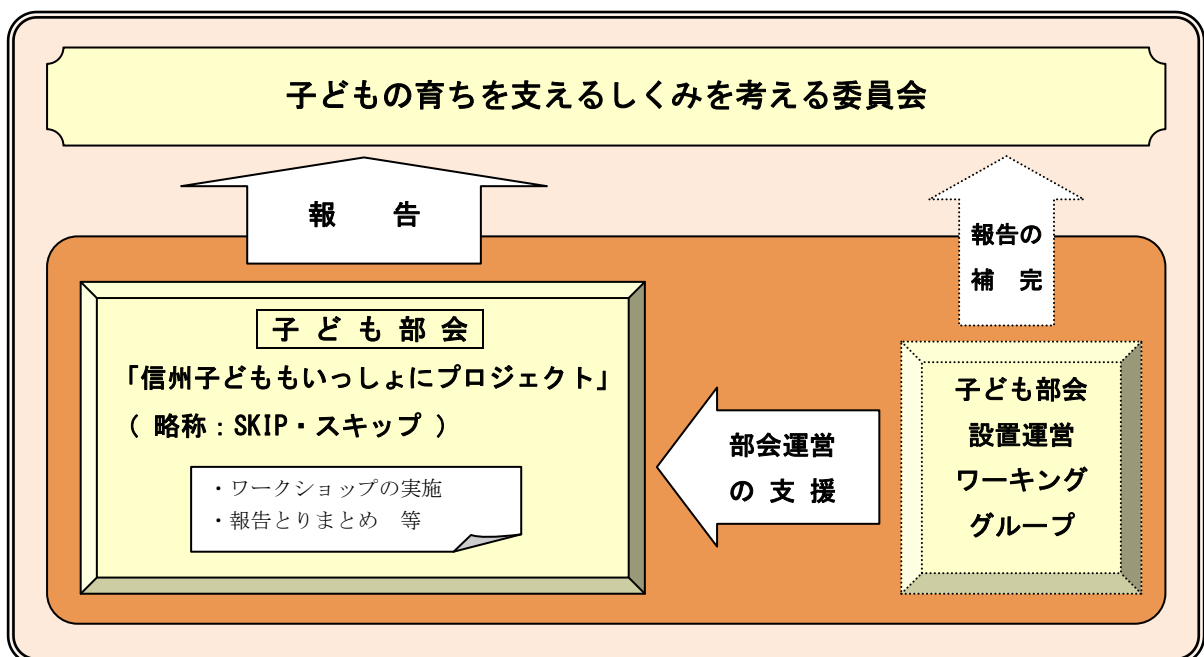
- ・ 県（こども・家庭課）のホームページで広報
- ・ 市町村（教育委員会等）へ周知を依頼
- ・ 学校、図書館、児童館等への募集チラシの掲示等を依頼 等

(3) 応募状況 15名（内訳）小中高別：小学生 12 名、中学生 1 名、高校生 2 名
地域別：北信 6 名、中信 3 名、南信 6 名

(4) 支援体制

本委員会に子ども支援活動の経験のある者（大人 6 名）で構成する「子ども部会設置運営ワーキンググループ」を設置し、子ども部会の設置に係る検討及び運営を支援

(5) 子ども部会のしくみ



2 子ども部会の開催状況

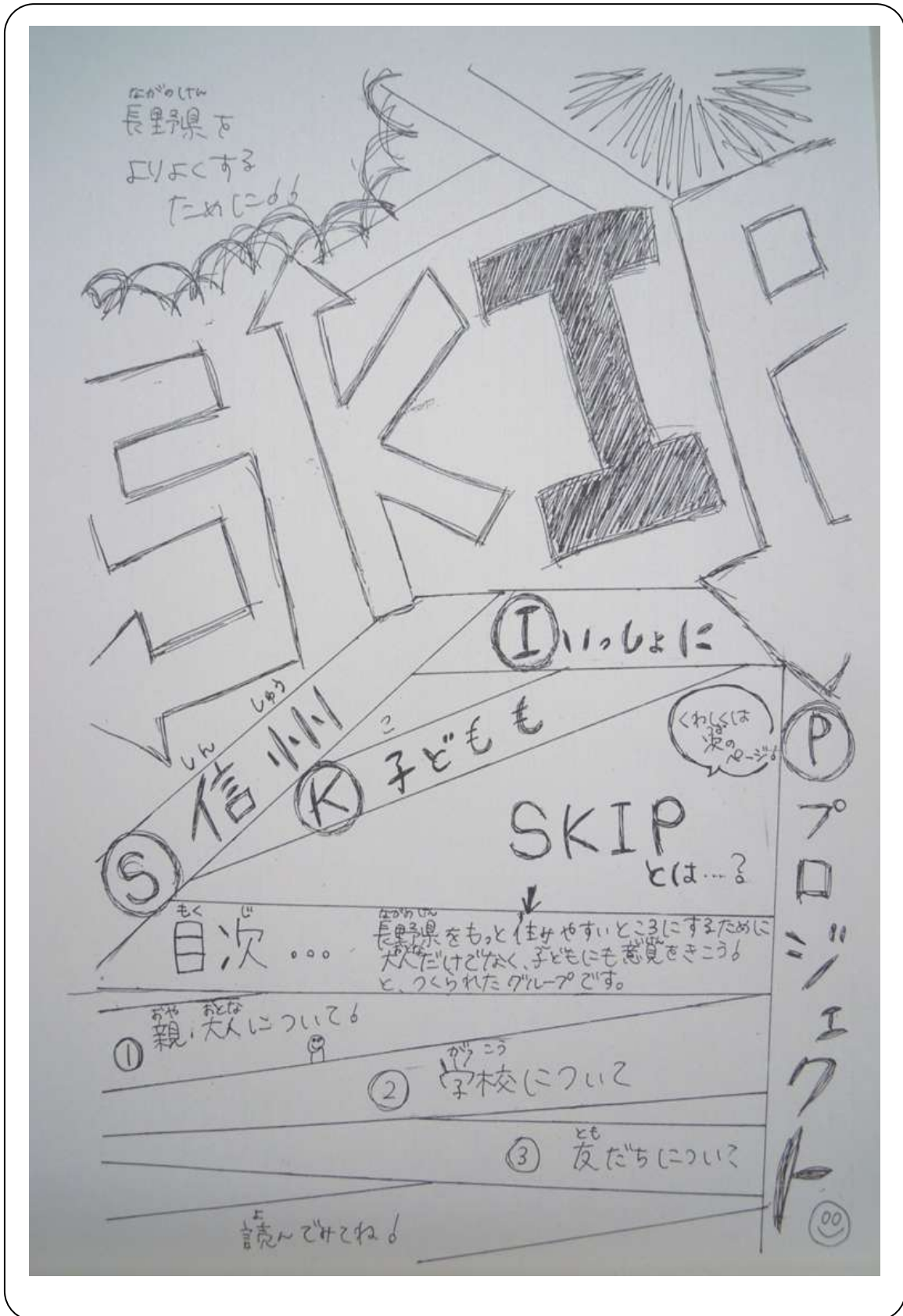
「子ども部会」は、平成24年6月に第1回部会を開催し、月1回のペースで話し合いを進めてきました。そして、11月10日に「子ども部会」がまとめた内容を「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」に報告するとともに、意見交換を実施しました。

	開催日	会場	主な内容
第1回	6月23日(土)	塩尻市広丘公民館 塩尻北部公園	・オリエンテーション ・野外活動 ・意見交換
第2回	7月21日(土)	県松本合同庁舎	・話し合いのテーマを出し合う ・熟議の演習 ・合宿の準備
第3回	8月2日(木)、 3日(金)	茅野市 青少年自然の森	・熟議による話し合い ・野外活動 ・レクリエーション
第4回	9月30日(日)	県松本合同庁舎	・意見のまとめ
第5回	10月21日(日)	県松本合同庁舎	・意見のまとめ
第6回 (報告会)	11月10日(土)	県松本合同庁舎	・まとめの報告 ・委員会委員との意見交換

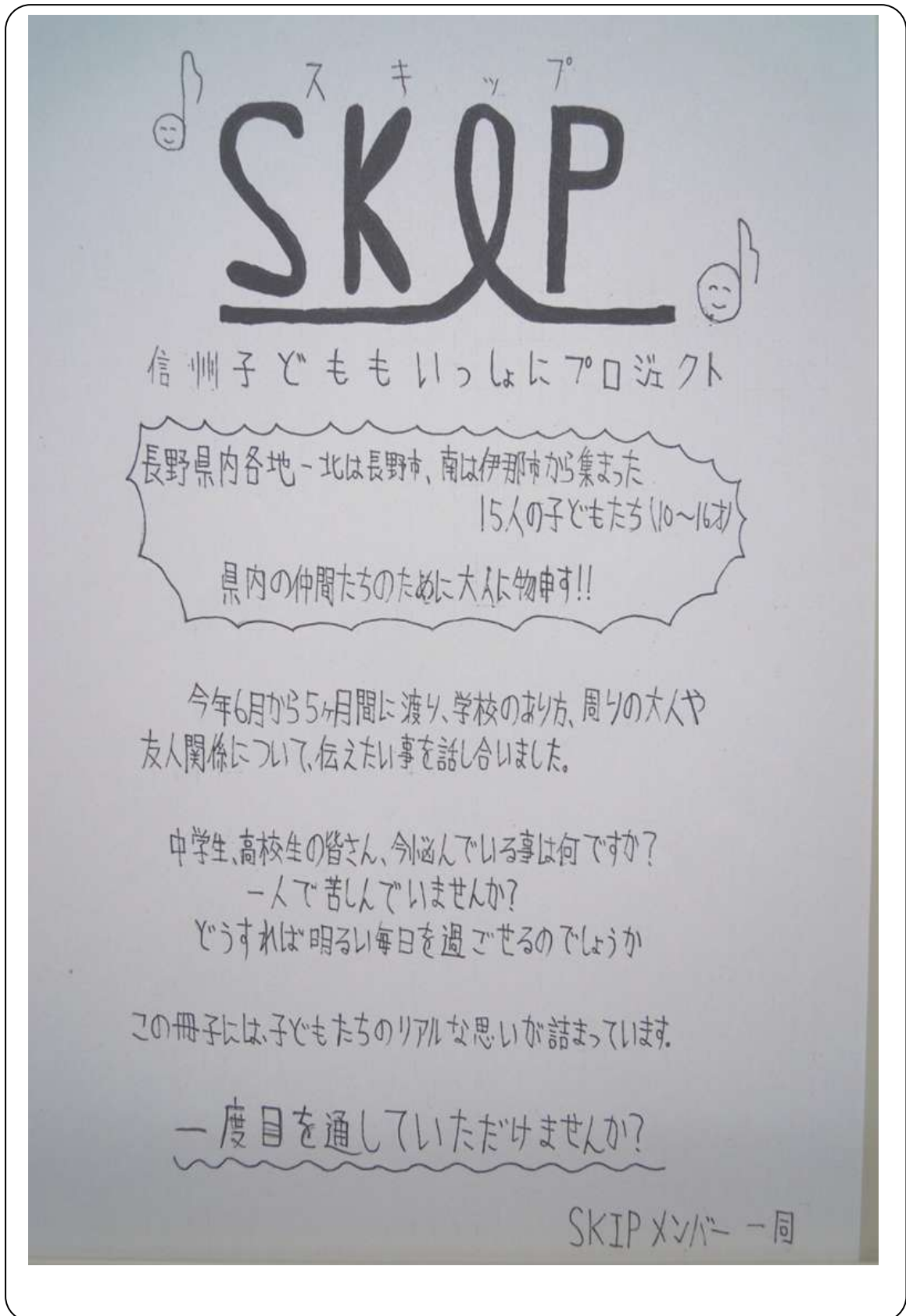


3 子ども部会からの報告
 (1) 子ども部会のまとめ

表紙 (小学校用)



表紙 (中学校・高校用)



目 次

、スキャグ！

こんなこと、してきたよ!!

- 塩尻 冒険あそび場で おもいきり遊ぶ! こんな場所もっしょい!!
- 茅野市 青少年自然の森で 一泊二日の合宿!!

みんなでご飯ついたり、たくさん話し合ったり。

その後 はひたすら話し合い! みんなに伝えたいことは何だろう?

、スキャグ！

みんなに伝えたいこと!!

3つのグループに分かれて 何回 もの話し合いを重ねて、
伝えたいことを決めました。そして、それぞれのグループで
1枚のプリントにまとめました。 ぼくたち、わたしたち、みんなのこと考えてます!!

「あっ!!ぼくもそう思う!!」とか、
「わたしは、こう思うけどなあ」とか、
少しでもみんなが考えるきっかけになったり、わたしたちの「気持ち」が
伝わって、まわりやみんなが変わっていったりしたらいいな。

- ① 親 (大人) について
- ② 学校 について
- ③ 友達 たちについて

ぜひ読んでみてね!!

まとめ ① (親・大人について)

親・大人について

自分でできるよ

遠足の前日にA君が遠足の準備をしようとするとお母さんがきて、「どうせA君にはできないでしょ」と言いました。

僕たちに
できること

- 自分でできることを伝える、見せる。



大人に協力してほしいこと

- 最初から「無理だ」「ダメだ」と決めつけてないで、多少不安でも子供にやらせてあげる。

もっと話を聞いて

- ①「おねえ、聞いてよママ！」
- ②「……」
- ③「聞いてってば〜」
- ④「今いそがしいのよ」
- ⑤「……」



私たちに
できること

- 親が忙しくなさそうな時を見計らう。
- 時間をつくるためにお手伝いをする。

大人に協力してほしいこと

- 話をする時間をつくってほしい。
- 怒りたくなる話でも、まずは冷静に話を聞いてほしい。

結果だけ見ないで

- ①「ママ! 学校のテストで60点取ったよ!」
- ②「60点? なんだそんない点取ったの? Aちゃんも勉強してないんだし!」
- ③「僕前は40点で20点も上がったのに!」

私たちに
できること

- 自分のがんばっている姿を大人に見せる。

大人に協力してほしいこと

- 「やったんだよね」を信じてほしい。
- 子供のやっていることを何となく気にかけてほしい。



比べないでほしい

先生が授業中に、「発言しないとだめだよ〜。AくんはできているのにBくんはかめが〜」と言いました。

僕たちに
できること

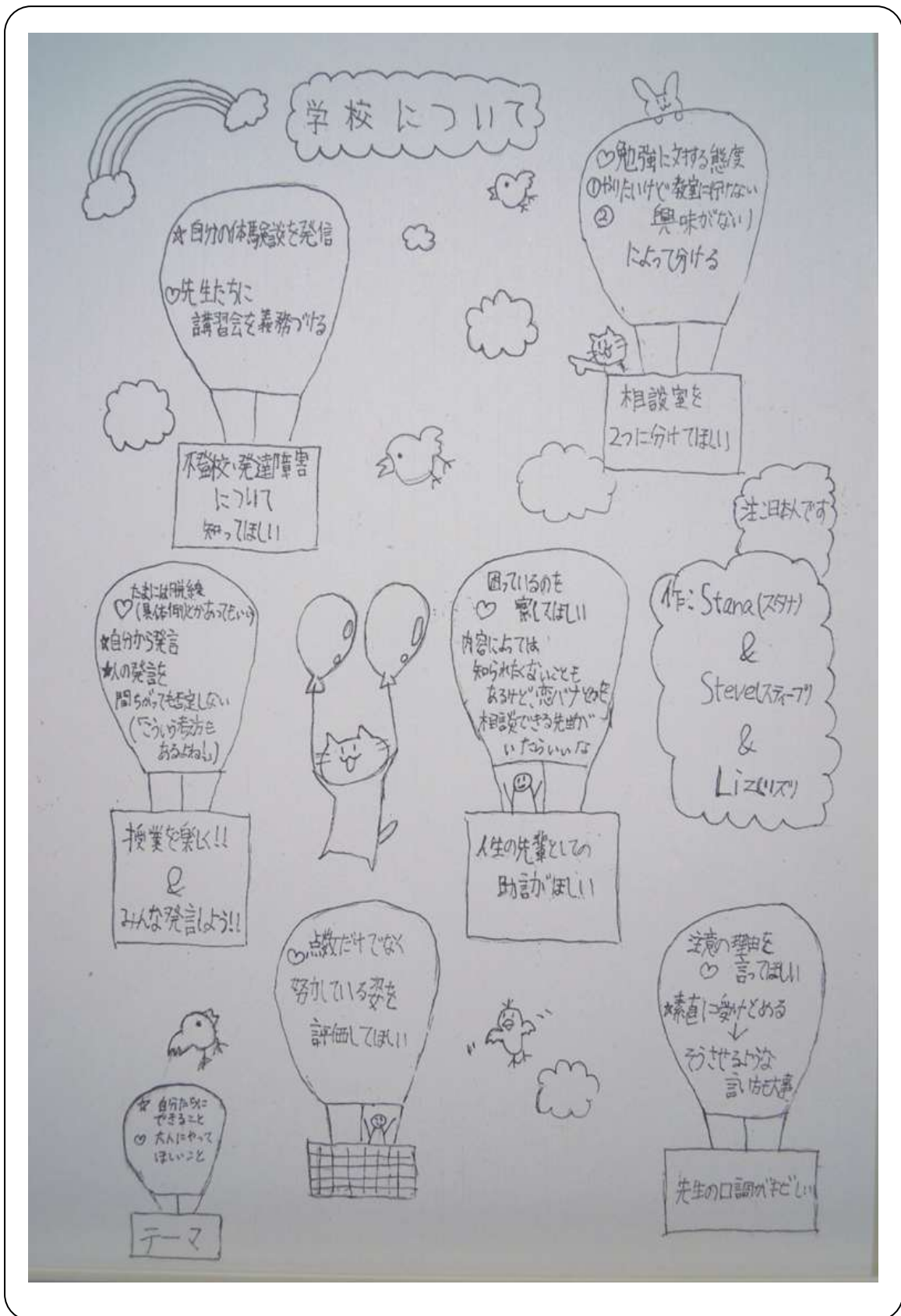
- 「みんな違ってみんないい」という意識を持つ。

大人に協力してほしいこと

- 自分の子供のいいところを見つけてあげる。



まとめ ② (学校について)



まとめ ③ (友達について)

友達のこト

* * * * *

いじめのこト (差別・悪口など)

いじめをなくすために…

自分たちができるこトは

- いじめられたら正直に言う!
- いじめられている人がいたら周りが言う!
- いじめられている人に1人でも味方、友達、がいたら…

大人(親・先生)にしてもらいたいこト

行きやすくていじめられにくい所。(保健室などなど…)

- 相談室に行きやすくしてほしい。
- いかに見つけやすくなるか。
- 相談したことをヒミツにして! (知しきも時、本人に相談したい)
- 個室と人がたくさんいる所に分けてほしい。
- 本人が子どもの様子に気づいて! いろんな話を聞いて!
- 見て見ぬ振りをしないで!
- 相談5コママンガ
- ヶ月に1回相談の日を決める。

今日は相談の日	な代で	ぼくはな	私はなが	先生に
ま	ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま	ま

ケンカ・仲直り

(言い合いなど)

- 約束を守ったり友達にやさしくしたりしてケンカのもとをなくそう!
- 自分が悪いと思ったらすなおにあやま。て、相手が悪いと思たらもう1度話し合ってみよう!
- 仲直りしたいと思たら相手をさげたりしない!
- 親や先生には事実を知って関わってほしい。

話のこト

- たくさんの人と話をしたい!!
- クラブ活動などではちがう学年の人とも話す!
- 転入生に積極的に話しかけたい!
- 1人ぼちの人やさみしそうな人へ話しかけて友達になる!
- 苦手・きらいな人とも思いきって話してみよう。
- 先生たちにはちがう学年の人と話す機会をつくってほしい!

* * * * *

(2) 委員会との意見交換の概要（第6回 子ども部会報告会）

○ 相談室について

Aグループ

- ・相談室に行かなくても、信頼できる先生に相談できればいい。
- ・出来れば若い先生がいいけど、普段から一緒に遊んでくれる（身近に感じられる）先生が信頼できるように感じる。
- ・相談員の先生とは普段接する機会がないので、遊びをまじえるなどして、信頼関係を築いてから相談したい。
- ・そのためにも、信頼関係を築くために遊んだりする相談室と、静かに相談できる相談室を作ってほしい。
- ・少し年上の先輩に相談できる機会を設けてほしい。
- ・相談の日を設け、みんなが相談するようにすれば、本当に相談したい人が分からなくなるので、そのことを秘密にしたい人にはいい機会だと思う（相談時間が長くなれば、分かってしまうかもしれないが）。

Bグループ

- ・子ども部会のまとめに「知識を持った人に相談」とあるが、どのような知識か？
→ 知識というよりも、相談したことの秘密を守って欲しい
- ・そもそも相談室に行くことが普通ではないので、相談室に行くことを秘密にしたい。
- ・スクールカウンセラーに相談するにしても、先生を通してしか相談予約ができないので、担任の先生に秘密にしておきたいことも分かってしまう。
- ・相談室への出入りを友だちに見られると、相談していることが分かってしまうので、保健室の中から相談室に入れるような工夫をしたらいいと思う。

○ 不登校について

Aグループ

- ・先生が友達づくりのための遊び時間を設けてくれたので、学校に行けるようになった。
- ・久しぶりに学校に行ったときに、友達が普段どおりに接してくれると嬉しいので、そのような雰囲気作りが大切だと思う。
- ・いじめ・不登校の子に話しかけるのは少し気が引ける（変な目で見られるかも）。
- ・不登校等について、先生から話を聞くのもいいけど、クラスで話し合いたい。
- ・先生には、学校に行けない気持ちを受け入れてほしい（「学校に来い」と言われても・・・）し、学校に行けない子も自分の状況をもう一度考えて、周りに伝える努力をして見てほしい。そうすることで、学校に行くきっかけになると思う。

Bグループ

- ・不登校している子を無理やり学校に連れてきても意味が無いと思う。
- ・本人が学校に行きたくなるまで、話を聴くなどして、待つべきではないかと思う。

4 ワーキンググループからの報告

<相談室・相談者について>

- ・相談員の先生とは普段接する機会がないので、遊びを交えるなどして、信頼関係を築いた上で相談したい。(報告会)
- ・信頼関係を築くために遊んだりする相談室と静かに相談できる相談室を作してほしい。(報告会)
- ・相談室に行きにくい一番の理由は、他の人に変な目で見られたくないからだと思います。(感想文)
- ・相談すること自体を秘密にしてほしい。(報告会)
- ・相談室に行かなくても信頼できる先生に相談できればいい。(報告会)
- ・できれば若い先生がいいけど、普段から一緒に遊んでくれる(身近に感じられる)先生が信頼できるように感じる(報告会)

○子どもたちは相談室が欲しいというだけでなく、自分が身近だと感じられる(信頼できる)人に相談したいと思っている。

<子どもの居場所、遊び場について>

- ・同じような遊び場をもっと作ってほしい。(第1回)
- ・今日来てくれている大人の皆さんはプレーパークのことなど大切なことをよく知っているのもそれをもっと多くの大人に伝えてほしいです。(第1回)

○子どもたち自身も遊び場、居場所の必要性を感じている。

- ・大人も子どもと一緒に遊んだり、話してくれたのが嬉しかった。(第1回)
- ・私たち子どもと遊んでくれたりして楽しかったので、「もっと話したいな。」と思った。(第1回)

○大人が子どもと遊んだり、同じ時間を共有することで関係が作られ、それによって「嬉しい」「話をしたい」となっていった様子、遊び場や居場所でのふれ合いが、自然と悩みを話すことができる場にもなる。

<子どもの声を聴くことの重要性について>

- ・子どもたち自身が出来ることが多く出ている。(第3回ワークショップ)
- ・大人の方に自分の話をきいてもらえたこと(報告会振り返り)
- ・ちゃんと話を聞いてくれてよかった(報告会振り返り)
- ・話し合いとか楽しかったよ(報告会振り返り)

○子どもたち自身のことについては、子どもたちの中にも多くの考えや解決策が出ている。必ずしもすべて大人が「助けたい」「守ってあげなければいけない」という立場で関わるの

ではなく、大人が「子どもと一緒に解決していきたい」という視点に立って、子どもたちの声を聴いていく姿勢が必要と感じた。

○報告会では大人と子どもが同じグループで話し合えたことで、子ども達は大人に自分の意見を聞いてもらい、受け入れてもらえたということをうれしく思ったようである。このように大人が子どもの意見を聞いていく場が重要と考える。

<子ども部会（SKIP）の継続について>

- ・自分の考えをいっぱい話せた。（第4回）
- ・話し合いをもっとしてもいいよ（第4回）
- ・先生、親、県の委員会の人などで SKIP の活動について話し合ってほしいです。
（報告会振り返り）
- ・私はクラスで、あまり明るい方ではないけれど、スキップに入って友達もいっぱい作れて、あだ名でも呼びあえました。スキップに入って本当によかったです。（感想文）
- ・来年は無理だけど再来年は参加できるので、また入りたいです。（感想文）
- ・本当に短い期間でしたが私自身はやってよかったと思っています。できれば来年も続けたいです。よろしくお願いします。（感想文）

○SKIP の活動を通して、「ここはお互いを尊重し、言いたいことを言ってい場」という雰囲気を作ることで、部会では子ども達から多くの意見を聞くことができた。

○また、子ども達自身も部会（話を聞いてくれる場）があったことで、そこを居場所と感じ、今後も続けたいと思っているようである。ぜひワーキンググループとしても、SKIP の活動を継続させ、県内に広めていければと考えている。

第3章 子どもの育ちを支えるしくみに関する中間とりまとめ

1 論点整理

項目	意見（必要なしくみ・取組）
子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学年が上がるにつれ下がっていく自己肯定感を育み高めるような取組が必要 ・いじめ、暴力などに苦しみ、かつこれらを我慢せざるをえない子どもたちへの支援 ・不登校の子どもや発達障害など障害のある子ども、被虐待児など、より困難を抱えた子どもたちへの支援 ・子どもが利用しやすいような相談体制の確立 ・子どもが安心して SOS を出せ、効果的に救済や立ち直りにつながるしくみが必要 ・子ども自身の相談することができる力、自分の苦しみを他者に伝える力の育成 ・地域の行事参加などまちづくりへの子どもの参加の推進 ・子どもたちに情報が届き、参加し、子ども自身が使えるしくみが必要
子どもを支援する人(組織)への支援	<p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭そのものをバックアップする施策、体制が必要 ・乳幼児の保護者への支援 ・親が安心して子どもに接することができるような親支援 <p>(学校、保育所などの子ども施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の子ども施設は子どもたちが長い時間を過ごすということからも重要 ・学校等の子ども施設では、カウンセラー、ソーシャルワーカーや保健室などの子ども支援システムをどう活用するかが重要 ・教員や施設職員などが多忙な中で、余裕を持って子どもと関われるようなしくみの構築 ・子どもの SOS を含めて子どもの思いを受け止める力など、教員に対する研修 ・子どもたちへ相談場所等について学校での情報伝達 <p>(地域等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健康への不安、医療ニーズの高さなどもふまえて、安心して休息でき、ホッとできる居場所などの支援 ・基盤として地域の受容力が伝統的に形成されてきており、子どもの参加がさらに進むようなしくみが重要 ・近年、地域の共同体としてもつ力の衰退の中で、学校や家庭と連携した子育てネットワークの再建をはかるなど地域の子育て力の育成が必要 ・子どもたちが相談してみようと思えるような大人の関わり方が必要
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・データの収集の仕方や蓄積、共有が重要 ・行政が出してくる数字に対して丁寧な分析が必要 ・現状や問題点をみんなで共有できるような「子ども白書」的なものの作成 ・一般的なアンケート等で把握できない不登校や障害などより困難を抱えた子どもたちの実態把握が重要
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもおよび子ども施策の現状や課題などについて、情報の共有化が必要 ・部署ごとではなく、全体が見えるように内容による事業の分類が必要 ・子どもにかかわる諸施策が、本当に子どもに届いているのか、子どもの最善の利益にかなっているのかなど、子ども施策の評価・検証の必要 ・子どもだけをみるような課のようなすべてそこで集約できるような組織

2 子どもの育ちを支えるしくみの検討にあたって

<子どもの育ちの現状と支えるしくみ>

- アンケート調査結果によると、長野県の子どもたちは概ね、楽しく、大人に受け入れられていると感じて過ごしており、自己肯定感も比較的高い。このような子どもたちが活動できる基盤をつくってきた地域や関係者、県や市町村などの取組の成果を確認しつつ、さらに連携して推進していく必要がある。
- 一方で、様々な取組を行っても十分に成果が上がっていない面もある。大人から暴力をふるわれたり傷つけられる言葉を言われたりするなどの経験や、友だちや先輩などに無視や暴力、傷つくようなことを言われた経験を持つ子どもがおり、そうした子ども達の中には毎日がつらいと感じながら我慢をしている子ども達がいる。そうした子ども達に対して、既存のしくみや取組が十分には届いていない状況があり、適切な相談体制、救済につながる効果的なしくみが必要である。さらにそうしたしくみづくりとあわせて、子ども自身の相談することができる力、自分の苦しみを他者に伝える力の育成が大切である。
- また、虐待や障害といった特に困難な状況を抱えている子ども達については、アンケート調査だけではその実態の把握が十分とはいえず、今後もそうした子ども達の実態把握や支援について、特別に意識して議論を進めるなど支援が届くように検討を行うことが求められている。
- 子ども自身のもつ力を育み、子どもの育ちを支えるためには、子ども自身が安心して休息できホッとできる居場所づくりを進める必要がある。また、子ども自身が主体的に様々な取組に参加できる子ども参加や意見表明ができるための体制づくりが大切である。
- 上記のような子ども達のための、相談救済、居場所づくりや子ども参加などのしくみは、きちんと子ども達に情報が届き、子ども達自身が活用できるしくみでなければならない。

<子どもを支援する人々や地域の現状と支えるしくみ>

- 子どもたちを支える立場である家庭には経済問題などを抱え養育力に課題のある家庭もあり、自己肯定感を形成する土台となる家庭が孤立しないための取組が求められている。
- 学校や保育所、児童養護施設等の職員は多忙で、学校や施設の中だけで解決することが難しい課題を抱えており、より負担感が増している状況にあることから、子どもを支援する人たちが余裕をもって子どもたちと向き合えるようなしくみが必要である。
- また、少子化などから子ども会等の活動が成り立たない地域もあるなど、家庭や学校を支えてきた地域共同体が変化してきている中、子どもたちを支える人や組織やこれらをバックアップしてきた地域を総合的に支援することが求められている。

- 社会全体で子どもの育ちを支え、子どもを支える組織や人々を支えていくためには、行政、市民、NPO 等がそれぞれに活動して力を発揮するとともに、協働、連携していくことで、より効果的に支援が届くように取り組むことが重要である。

<全体としての検討の方向性>

- これまでの取組をさらに推進し、子ども支援、子育て支援、子どもに関わる人たちへの支援に継続的、総合的に取り組めるしくみ及びそのしくみの基盤となるものが必要である。
- 国の組織や法律が縦割りになっている現状において、総合的に連携の十分取れた施策を進めるために効率的な組織体制や連携方法を検討することも重要である。
- 子ども自身の育ちを支え、子どもたちを支援する人や組織を支えていくためには、子どもたちの実態および子ども施策の現状を的確に把握し関係者が共有することが重要であり、その上で、それぞれの取組やしくみを体系的に整理して効果的に機能するよう全体像を描いて計画的に実施するとともに、その取組やしくみの成果をきちんと評価するしくみが必要である。
- 論点整理で出てきた必要なしくみは、すべてが新しく構築する必要があるわけではなく、既存のしくみがきちんと機能しているかを検証し、十分に機能するように改善、発展させていくという観点も必要である。
- すべての子どもが希望を持って日々を過ごし社会を担う大人に成長するように、その育ちを支え、その子どもたちを支援する人や組織を支えていくことは、すべての県民が一丸となって取り組むべき大きな課題であり、そうした地域づくりを県民一人一人が共通認識をもって推進するために県の果たすべき役割は大きい。
- なお、委員会の議論において、現状の課題の解決に向け、これまでの取組を十分に踏まえた上で、まずは、より困難な状況にある子どもたちについて、それぞれの状況に応じて様々な支援につながるような相談・救済などの「しくみづくり」を確実に進めることが重要であるという意見が出された。また、そのためには、県民が子育て・子育てに関する理念を共有し、継続的、総合的、強力に子ども支援、子育て支援を推進するべく、条例といった法的な基盤を整備することが必要不可欠であるという意見も出された。

第4章 子どもの育ちを支えるしくみに関する提言

第1節 議論の概要

第1 子どもを育ちを支える理念、考え方

1 子ども観

権利の主体としての子ども

・「子ども＝未熟・発達途上」と大人は捉えがちであるが、「どうせ無理だと決めつけないで」「結果だけで見ないで」といった子ども部会の意見からも分かるように、子どもには、自分らしく生き、育つ力と意志があることを認識するとともに、子どもの力を信じ、見守るといった子どもとおとなの信頼関係を確立する必要がある。

解決の主体としての子ども

・子どもは、困難な状況から救済され、自らを守るために必要な支援を受ける主体である。
 ・子ども自身が、自分の悩みなどを抱え込まずに、相談し、助けを求めることができるように、本来ある自己の力への気づき、その力への信頼と学びが確保されるとともに大人から子どもへ正しく情報が提供されることが重要である。

社会の一員としての子ども

・子どもは、家庭や学校、地域においてその構成員として、また市民として社会に参加するパートナーである。子どもはそのために地域や学校で能動的に参加していく経験を積むことが大切であり、就労まで視野に入れた社会参加への支援を受けることが必要である。

※子どもの権利条約の基本理念である、生命・生存・発達の保障、子どもの最善の利益、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの考え方に基づく。

2 子ども支援の実践観

・子どもの支援とは、子どもが自己の意思と力で能動的、自立的に活動することを支える行為全般を指すものとする。

冒険、チャレンジ、失敗から学ぶ 自己発見へのサポート
 子どもの気持ち、思いに寄り添い、受容、共感する関係作り

3 支えるしくみの基本的な理念（継続性・総合性・重層性）

・子どもの育ちやそれを支えるための支援は、次の理念に基づき実施することが必要である。

継続性 0歳から18歳までの子どもを継続して支援

総合性 縦割りのしくみを改善し、保健・医療・福祉・教育等の総合的な支援

重層性 地域における子ども支援を土台として、国、県、市町村、地域団体、NPOなどの重層的な支援

第2 子どもを育ちを支えるしくみ

1 子どもの相談・救済と支援のしくみ

子どもの悩み、SOSに対する総合的な相談のしくみの確立

・子どもが安心して生活できるように、その直面する様々な悩みに関して総合的に相談できるしくみを構築する必要がある。

・子どもの悩みは、いじめ問題のほか、体罰、虐待など多岐にわたると考えられる。

・そのほか、受験不安、友人関係の悩み、親子関係・家庭上の悩み、さらには、特に困難な状況に

ある子どもの悩み（障がい、外国籍、不登校、離婚家庭の子どもなど）も考えられる。

- ・特に、いじめや体罰については、被害を訴えづらい子どもが存在することや、保護者と学校が相対し、解決が困難になる状況もあることから、第三者による相談、調整等が求められる。
- ・こうした子どもからの多様な相談に対しては、総合的に対応できる相談の窓口（ワン・ストップ的な相談のしくみ）を設ける必要がある。
- ・子どもからの相談にあたっては、子どもが安心して相談できる環境の整備に努める。
- ・また、「匿名」性の確保も考慮し、可能な限り傾聴・受容に努め、「伴走者」として子どものエンパワメントを促すとともに、そのような経験を蓄積してきたNPOなどとの連携・協働を検討する必要がある。
- ・相談窓口は、子どもからの相談だけでなく、子どもに関することであれば保護者や教職員といった大人からも相談を受付ける総合的な「子どもに関する相談」の窓口とすべきである。
- ・容易にはSOSを出せない子ども、我慢している子どもに対して、必要な支援を工夫し、整備に努める。
- ・いじめ、虐待、体罰等により困難な状況にある子どもでも安心して活用できるツール、例えばメール・インターネット相談の導入等を検討する。
- ・いじめなどの暴力を受け、助けを求めるともできない子どもが安心して避難できるしくみを検討する。

子ども施設における相談

- ・子どもが安心して相談できるために、相談を受ける者は「SOSを察知する感覚」を身に付け（発見型相談）、また、子どもと共に遊んだり、おしゃべりしながら、安心して相談できる環境づくり（ながら相談）に努める。
- ・子どもの居場所となり得る場の担当者は、子どものSOSを定期的にチェックするよう心掛ける。
- ・子ども施設において子どものSOSがあった際には、内部の子ども支援のしくみで対応するとともに、必要に応じて第4「相談・救済のしくみ」の第三者機関と連携し解決にあたる必要がある。
- ・特に学校内における相談については、子どもが安心して相談できるように、遊びを交えるなど信頼関係を築いたうえで、「相談する子ども」が特定されないこと、可能な限り子どものプライバシーが守られることなどに配慮することが求められている。

（「子ども部会」の意見より）

- ・信頼関係を築くために遊んだりする相談室と静かに、じっくり相談できる相談室をそれぞれ作ってほしい。
- ・相談すること自体を秘密にしてほしい。

- ・子どもの相談する力を伸ばすための支援については、NPOなどとの連携・協働のもとに、学校におけるエンパワメント学習を促進することが重要である。
- ・学校等は、親・保護者もしくは子どもとの関係不全を解消するために、保護者・子どもとの「修復的対話」力の促進、支援に努め、そのためにスクールソーシャルワーカーなどの子ども支援スタッフの養成・配置を検討する必要がある。

2 子どもの参加と支援のしくみ

子どもの参加の意義、その支援の考え方等の普及啓発

- ・子どもの参加とは、子どもが今の生活、社会に対して能動的な働きかけを行う活動の総称であり、そのような活動は、自己肯定感の向上や生活上の自立、社会的な自立に欠かせない営みである。
- ・特に現代社会では、市民としての参加、生活の場における構成員（パートナー）としての参加が求められている。そのためにも、シティズンシップ教育の推進を図る必要がある。

子ども施策にかかる子どもの意見

- ・子どもに関わる重要な課題を含んだ施策に関しては、子どもが意見を出しやすい方法に配慮しながら、意見を聴くことに努める。子どもの意見を聴く方法としては、子どもアンケートのほか、子どもの声を直接聞く「子ども会議」の開催、「子どもモニター」の設置等が考えられる。
- ・また、子ども参加を自発的かつ円滑に進めていくためには、ファシリテーター・サポーターの養成と配置などが必要と考えられる。

子どもの主体的な参加

- ・学校においては、生徒会活動等子どもの主体的な活動が重視され、相当の成果を上げてきたが、地域や学校の実情に合わせて、行事等の全校的な活動において子どもがさらに主体的に参加できるよう、日常的に話し合う場（=協議の仕組み）を設けるよう努める必要がある。

3 子どもの居場所と支援のしくみ

子どもの居場所の大切さの周知

- ・子どもの居場所の定義、理念を普及啓発する必要がある。
- ・特に中高校生世代の居場所の社会的な評価を高める必要がある。

居場所づくり、居場所をサポートする人の確保支援

- ・特に屋外の居場所としては、子どもの遊び場、プレーパークの整備を進めることが必要である。
- ・その場を支えていくプレーリーダーの養成、配置に努めることが重要である。
- ・屋内施設に関しては、中高生といった思春期の居場所を広げていくように努めることが大切である。

4 特に困難な状況下の子どもへの支援

- ・不登校の子ども居場所づくりへの公的支援、学びの場への支援を進めることが求められている。
- ・地域において、非行少年の立ち直りのための居場所を検討する必要がある。
- ・家庭内の暴力等で居場所を失った子どもに対しては、シェルターとなる場の整備に努める必要がある。
- ・発達障がいのある子どもについては、途切れることのない継続的な支援、就労支援までを視野に入れた支援が求められている。
- ・親・保護者、教職員など教育当事者に対する「発達障がい」に関する理解、普及啓発の必要性、特に学校における発達障がいへの対応について、特別支援コーディネーターの協力のもとで、各学校段階での情報共有に必要な講習とシート作成、アセスメントの実施・普及など特別な考慮が求められる。
- ・その他、生きづらさを感じている子どもの自殺の予防、貧困問題など経済的な困難を抱える子どもが自分の力で生き抜くために必要な支援などについても考慮が必要である。

5 子どもの社会参加や就労支援の促進

- ・子どもにかかわる施策が子どもの育ちを継続的に支えていくためにも、子どもの社会参加や就労支援を促進する必要がある。

第3 子どもを育ちを支える者（子ども支援者）を支援するしくみ

1 支援の考え方

○子ども支援の実践的な専門性の高さや未開拓性に起因する、子ども支援者の物理的・精神的な負担感を軽減するための支援システムが必要である。

- ・悩みや辛さなどを安心して相談できる体制（スーパービジョン制度等）
- ・子ども支援者の交流や研修
- ・財政支援（NPO助成等）
- ・子ども支援者の待遇改善
- ・NPO・市民活動との連携・協働

2 支援のしくみ

家庭支援：親・保護者の支援

- ・親・保護者の自発的な地域ネットワーク作りや地域団体の支える活動等を支援する必要がある。
- ・親が安心して子育てができる環境を整備することが求められている。
- ・親・保護者が、子どもに関して、安心して相談できる総合的な窓口を設ける必要がある。
- ・親・保護者の自己学習の促進と学習機会の確保を図る必要がある。
- ・子育てネットワークなどの親・保護者の活動を支援する必要がある。
- ・代替家庭としての児童養護施設等の充実を図るとともに子ども支援職としての職員の養成、研修に努める必要がある。
- ・乳幼児期における子どもの育ちの支援を充実させることが非常に大切なことを踏まえ、特に保健師や保育士などに対する多様な支援を促進する必要がある。

学校支援：教職員の支援と研修

- ・教職員が安心して相談できるしくみを検討する必要がある。

第三者性のある相談員の配置（「教職員支援センター（仮称）」の設置等）

メンタルヘルスケア、教職員のためのスーパービジョン、同僚性の回復支援

<p>〔 文科省：精神科医の配置、主幹教諭による相談制度 〕</p> <p>〔 学校内：管理職との関係構築、秘密遵守の徹底 〕</p>

- ・教職員支援を前提とした「子ども支援」研修プログラムの作成、実施が必要と考えられる。
- ・子ども支援者（スクールソーシャルワーカーなど）の充実が求められる。

居場所（学校を含む）における保護者・子どもとの「修復的対話」力の促進・支援に努め、スクールソーシャルワーカーを含めて、子ども支援者の養成・配置を検討する必要がある。

地域支援：子ども支援ネットワーク化の促進と支援

「第4 相談・救済のしくみ」に記載

第4 相談・救済のしくみ

1 子ども支援センター（仮称）の設置

- ・県は、子どもの最善の利益を図るため、子ども固有の相談・救済のしくみを「第三者機関」として知事部局に設置すべきと考える。
- ・第三者機関は、次の2つの役割を担う必要がある。
 - 相談・救済（個別救済と提言）
 - 地域子ども支援（地域における子ども支援のネットワーク化）
- ・教育委員会内に設置されている「こどもの権利支援センター」を改編、拡充し、当該第三者機関とすることが望ましい。

2 相談・救済

子ども支援委員（仮称）および子ども相談・調査専門員（仮称）の設置

- ・子ども支援センターに、「相談・救済」のしくみとして、子ども支援委員及び子ども相談・調査専門員を置く。
- ・子ども支援委員は、子どもの人権救済や回復のために助言や支援を行う。
- ・子ども支援委員は、救済の申立てを受けたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、調整、勧告、意見表明及び是正要請をする。
- ・勧告、意見表明及び是正要請に関しては、とられた措置の報告を求めることができ、必要と認めるときは、その内容を公表する。
- ・子ども相談・調査専門員は、子どもなどからの相談に応じるとともに、子ども支援委員の職務、活動を補助する。
- ・子ども相談・調査専門員の任命にあたっては、増加する発達障がいなど特別支援に対応できる人材の確保に配慮する。

事後の調査委員会の設置

- ・子ども支援委員は、重大な子どもの事故・事件に関して、被害者等の申し立てなどにより、調査が必要と判断される場合、当該事件・事故に相当の専門性等を有する者を特別調査委員（仮称）として指名（任命は知事）し、子ども支援委員とともに、調査、検証等を行う。
- ・特別調査委員の人は、公平性を担保し、被害者家族の希望を踏まえる。
- ・調査結果の公表のほか、再発防止に必要な勧告、意見表明及び是正要請は、子ども支援委員が必要と認める場合に行う。

3 地域子ども支援

地域における子ども支援のネットワークづくり

- ・子ども支援センターは、家庭、学校等の子ども施設、地域におけるいじめ、体罰、虐待等の様々な問題を未然に防ぎ、子どものエンパワーメントを促すため、第1「子どもの育ちを支える理念、考え方」3「支えるしくみの基本的な理念（継続性・総合性・重層性）」に基づき、地域における子ども支援のネットワーク化を図る。
- ・ネットワーク化を推進するにあたっては、各地域に地域子ども支援コーディネーター（仮称）を配置することなどにより、子ども支援の経験を蓄積してきたNPOなどとの協働のもと、地域の既存組織、町内会や要保護児童対策地域協議会、子ども若者地域協議会等、あるいは市民団体、家庭、学校、地域等を有機的につなぎ、個々の案件等について、情報を共有し相互に連携が図られるよう支援する。
- ・なお、障がいのある子どもに関しては、既存の療育コーディネーターとの連携に努めるとともに、支援の継続性に配慮する。

子ども支援にかかる人材育成の支援

- ・地域において活動する子ども支援者（例えば、保健師、保育士、看護師、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童養護施設職員等）に対する研修等を実施するなど資質向上及び人材の育成を支援する。

子ども施設・居場所における相談のしくみの改善

- ・子ども施設、居場所における相談のしくみについて、子ども施設関係者とともに、その改善を図り、子ども施設・居場所における子どものSOSを当該機関の「相談・救済」のしくみに速やかにつなげるよう努める。

第5 子どもを育ちを支える施策を推進するしくみ

1 条例の理念の普及・啓発

- ・条例について、広報や教育を推進することなどにより、その理念や規定等を普及し、啓発する必要がある。
- ・その際は、子どもにも分かりやすい内容や方法により普及するとともに、子ども自身が学習することを支援する必要がある。

2 定期的な報告書の作成

- ・子どもの育ちの現状とそれを支える施策の実施状況を報告書としてまとめる必要がある。

3 条例の実施のための行動計画の策定

- ・子ども参加、保護者・市民参加を多様な形で図りながら、行動計画を策定していく必要がある。

4 行動計画の評価・検証のしくみ

- ・行動計画の評価・検証のしくみについて、これまでの県の政策・事業評価とも連動しながら、子どもの計画にふさわしい評価・検証のしくみをつくっていく。その際、子ども参加を模索することが必要である。

第三者機関の役割（機能）

子ども支援センター（仮称）

子ども支援委員（仮称）

相談・救済

子ども相談・調査専門員（仮称）

●相談機能

いじめ、虐待、体罰等の人権侵害に関する相談のほか、子育ての悩みなど相談の対象を幅広く捉え、必要な助言及び支援を行うこと。

●調査（要請）機能

相談者の申立てに基づき、関係資料の提出や説明を求めることなどにより、事実確認を行うこと。申立てがない場合でも、調査する必要があると認められる場合は、調査を実施する場合がある。

●調整機能

相談者の申立てに基づき、当事者双方に必要な助言を行うなど、相互理解を深めながら問題の解決を図ること。なお、申立てがない場合でも、必要に応じて相談の段階から事実上の調整を行う場合もある。

●勧告機能

（対象：県の機関）
県の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告すること。

●意見表明機能

（対象：県の機関）
県の機関に対し、制度改善を求めめるために意見を表明すること。個別案件の調査結果から、県のしくみを見直すことが望ましい場合に行う。

○是正要請機能

（対象：県の機関以外）
市町村立の学校、民間施設、個人等、県の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請すること。

◎県機関以外の者に対し、県の機関が法令に基づく監督権限を有する場合
⇒県の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告する。

◎措置の結果報告

勧告や意見表明を受けた県の機関は、当該機関に対して、措置等の結果を報告する。

●公表機能（対象：全機関）

子ども支援委員が必要と判断する場合、勧告、意見表明及び是正要請の内容、それらに対する措置の状況の報告を県民に公表することができること。

地域子ども支援

地域子ども支援 コーディネーター（仮称）

●ネットワーク支援機能

- ・情報の共有
- ・連携、支援の強化
- ・しくみの改善 等

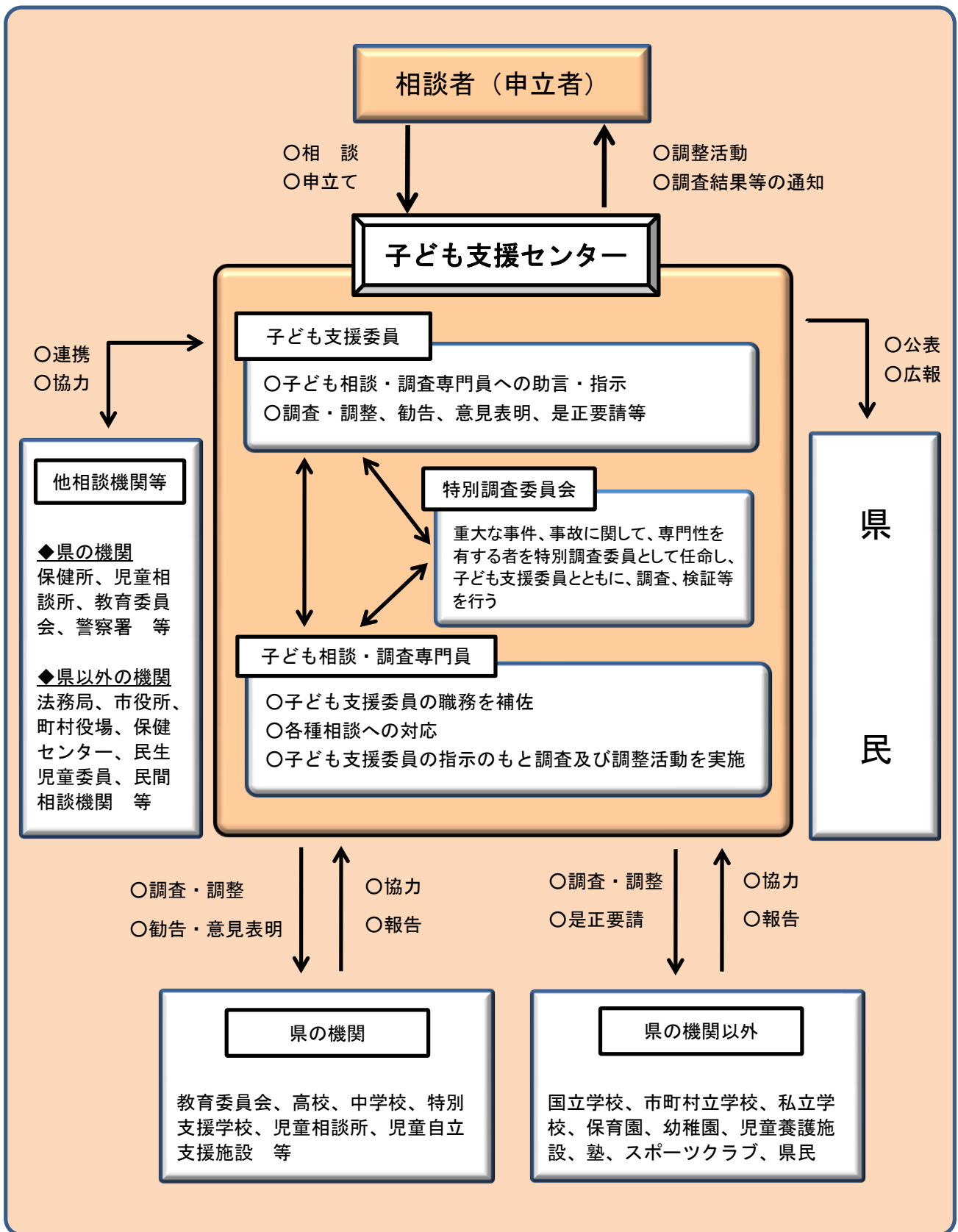
●人材育成支援機能

- ・研修による資質向上
- ・人材の育成、確保 等

●相談支援機能

- ・相談場所の改善指導
- ・SOSをつなぐ など

第三者機関「相談・救済」の概要図



第2節 条例の必要性

第1節でみてきたとおり、長野県の子ども施策は、いわゆる子育て支援施策をこえて、子ども自身の育ち支援、およびそれにかかわる人たちの支援をいっそう推進することであり、このような県の子ども施策の基本姿勢や方針を行政関係者や広く県民に示すためには、子ども条例という形が望ましい。

このような子どもの育ちを支援するしくみの基本は、①0歳から18歳までの子どもを継続的に支えるしくみでなければならず、②保健・医療・福祉・教育・青少年等の各分野において、また行政・関係機関・民間団体等が一体となって子どもの育ちを総合的に支えるしくみであること、さらには、③地域における子ども支援の取り組みを土台として、国・県・市町村・地域コミュニティ・学校・家庭という重層的に、かつ子どもの育ちを支援する者の支援という意味においても重層的に支えるしくみが必要とされる。

こうした継続的で総合的で重層的なしくみの構築とその効果的な運用のためには、要綱や総合計画、あるいは憲章や宣言等の方法だけでなく、条例による法的な整備がとくに求められる。

このような条例を県が制定することにより、市町村が子どもの育ちを支えるしくみや施策を推進する指針を示すことになるとともに、市町村での多様な取り組みを支援することにもつながる。以下、これらの点をもう少し敷衍して述べておこう。

<子どもの育ちを支える総合的なしくみの確保と条例>

第一には、総合的に子どもの育ちを支えるしくみからみた条例化の必要性である。

子どもの育ちを支える施策については、次世代育成支援対策推進法などによる国の後押しもあり、次世代計画によって総合的にすすめることができるという意見もあるが、この計画はこれまでの子育て支援施策の再編成の色彩が強く、いまを生きている子どもの育ちを総合的に支援するという視点と内容が必ずしも十分ではない。子どもは独立した人格と尊厳を持った存在であり、もともと生きる意思と力を有している。子どもの育ちの支援は、子どもがこの意思と力を存分に発揮できるようおとなが支えるという視点が重要である。条例により、この基本的な考え方を明示することが必要である。

また、計画の立案または実施段階でも、従来からの健康福祉・教育・青少年対策等の分野に分けられた縦割り行政の弊害を克服できているわけではない。このような問題点を克服していくためにも、条例で基本的な理念と方針を明示し、それに基づく総合的な子どもの育ちを支援する施策が不可欠であるといえる。さらに、この施策の立案、推進、評価という一連の作業を支えるためにも、議会での審議を経た条例が有効であるといえる。

そして、このような子どもの育ちを支援する取り組みは、行政のみが行うのではなく、家庭、保育園・幼稚園、学校、施設、あるいは地域・民間団体を含め子どもにかかわる人や機関が社会総がかりで取り組むものである。その意味でも条例の制定が望ましい。

<子どもの育ちを支える継続的なしくみの確保と条例>

第二に、継続的に子どもの育ちを支えるしくみからみた条例化の必要性である。一般的に、乳幼児期、学齢期、青年期等の子どもの育ちの年代によって施策や担当部署が違い、一人の人間として育ち成長するという観点からの施策の継続性が確保しづらいことが指摘される。また、首長の交替や職員の異動等により子ども施策が継続されないという声も聞こえてくる。このようななかで、子どもの育ちを継続的に支援していくためには、その時々政治的な利害や担当職員のやる気や力量等によって施策が左右され、子どもおよび子どもの現場が振り回されることのないよ

うにしなければならない。その意味でも、子ども施策の継続性、安定性を確保していくためには、議会を通す条例という法形式が有効であろう。

<しくみ・制度化にともなう人的物的整備・運営・権限確保と条例>

第三には、今回のしくみづくりの重点課題の一つである「子ども支援センター（仮称）」の設置・運営など、ハード面を伴うしくみの設置に条例が欠かせないことである。とくに、子どもが安心してなんでも相談でき、いじめその他の悩み、苦しみ、人権侵害について総合的かつ効果的に救済していくような第三者機関の設置に際しては、当然ながらその独立性や調査権、勧告権などの権限の確保、あるいは人的・物的整備の必要から言っても条例が必要となる。

この子どもの育ちを総合的に支援するという視点と取り組みは、今日何度目かの社会問題になっているいじめ問題の解決や予防においても有効である。周知のように、今日のいじめの背景は多様であり、その背景にある子どもの育ちや人間関係の再構築が必要である。いじめられている子どもといじめている子どもという単純な二極対立構造で問題をとらえることは適切ではない。また、いじめている子どもには厳しい措置をとり、いじめられている子どもは守るというような図式で、実際にはいじめられている子どもが救済され立ち直っていくための視点や措置が不十分なままであり、いじめている子どもに対しても厳しい対応だけで、その背景にある成長過程の問題点の解決などが置き去りにされているという課題もある。いじめ問題をその根っこから解決していくためには、いじめに特化した対応や対策ではなく、本委員会が議論してきたように、子どもの育ちを総合的に支援するとともに、親・保護者、保育士、教職員をはじめ子どもの育ちにかかわる人たちを支援する施策や取り組みが必要である。これらの施策や取り組みの基になる条例の制定が求められている。

以上のような理由とこれまでの審議により、委員会は、子どもの育ちを支えるしくみの実現のためには条例の制定が必要であると判断し、その条例に盛り込むべき事項について議論した。その内容は次節のとおりである。

第3節 条例に盛り込むべき事項

* 条例案作成の際の文章表現は、できるだけ子どもにも分かりやすくすることが望めます。加えて、少しでも親しみやすくするために、「および」等の表現を避ける、漢字をできるだけひらがなにする、「ですます調」にすることなどが考えられます。

基本的な考え方

- ・子どもは、一人の人間であり、そのいのちや尊厳や人格が大切にされ、社会の一員として共に生きるパートナーであること
- ・子どもは、生まれた時から生きる意思と力を持っている。子どもがその意思と力を発揮して能動的、自立的に活動しながら、のびのびと成長していくことができるように、おとなは支えていくこと
- ・県は、子どもの声を誠実に受けとめ、子どもの育ちを支援するとともに、より困難な状況に置かれた子どもや保護者に対する支援を推進する。そして、県は、子どもの育ちを家庭、園・学校、施設、地域など社会総がかりで支えていくしくみをつくり、子どもにやさしいまちづくりに取り組んでいくこと
- ・県は、子どもの育ちの支援を、乳幼児期から青年期まで成長段階に即して継続的に行い、また、保健、医療、福祉、教育、環境などの領域で総合的に展開し、さらに、子どもの育ちに不可欠な子どもの育ちを支える人たちの支援を推進するとともに、国際社会、国、市町村、地域、民間団体などと効果的に連携して、重層的に取り組んでいくこと
- ・長野には、豊かな自然と地域で子どもを大切に育んでいく伝統と取り組みがある。これらをもとに、県は、日本国憲法や国際基準である児童の権利に関する条約の趣旨や規定をふまえながら、子どもの育ちにかかわるすべての関係者と連携し、協働して、子どもの育ちや子どもの育ちにかかわる人たちを支えるしくみを発展させ、子どもの最善の利益を実現していくこと

1 条例の目的について

- ・すべての子どものいのちが大切にされ、尊厳と希望を持って日々を過ごし、社会を担う人間に成長できるように、子どもの育ちを支え、かつ子どもの育ちにかかわる人たちを支援し、子どもの最善の利益を実現していくこと

2 主な用語の定義について

- ・「子ども」とは、長野県内で暮らし、学び、活動する18歳未満の者（これらの者と等しく条例を適用することがふさわしい者を含む）
- ・「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設や、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、または通学する施設

3 基本的な理念について

- ・子どもが、いのちを守られ、尊厳や人格を尊重されるなかで健やかに成長できるとともに、あらゆる差別や虐待、体罰、いじめをはじめとするさまざまな人権侵害を受けずに安心して生きていけること
- ・子どもが、自分の考えや意見が受けとめられ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていけるとともに、遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、主体的に社会に参加できること
- ・子どもが、自己的人権が尊重されるのと同じように、他の人の人権を尊重しながら社会の一員として生きていけること
- ・子どもの育ちにかかわる人が、子どもの育ちを支えることができるよう必要な支援を受けられること
- ・子どもの育ちにかかわる施策や取り組みを、総合的、継続的、重層的に推進するとともに、子どもの育ちにかかわる家庭、子ども施設、地域、民間団体、事業者、県などあらゆる関係者が、それぞれの役割を果たしながら、効果的に連携し、協働していくこと

4 各主体の役割について

- ・県は、子どもの最善の利益を考慮し、あらゆる施策を通じてこの条例を実現するとともに、地域の自主的で主体的な取り組みを尊重しながら、保護者、子ども施設関係者（設置者、管理者および職員をいう）、県民、民間団体、事業者、市町村などがその役割が果たせるよう連携し、協働して、子どもの育ちや子育てを支える取り組みを推進すること
- ・保護者は、子どもの養育や発達に第一義的に責任を有することを認識し、年齢や成長に応じて子どもの育ちを支えること
- ・子ども施設関係者は、子どもの成長に重要な役割を担ってきた実績をふまえ、子どもの遊び、学び、活動などをより豊かに保障し、子どもの育ちを支えること
- ・事業者は、子どもの育ちや子育ての環境の整備に大切な役割を担っていることを自覚し、子育て環境の整備などを通じて子どもの育ちを支えること
- ・県民は、子どもの育ちを地域で支えてきた伝統と取り組みをふまえ、子どもの育ちを支えるしくみの充実や取り組みを促進し、あらゆる場面で子どもの育ちを支えること
- ・市町村は、県などと連携し、協働して、子どもの育ちや子育てを支える施策を推進すること

子どもの育ちの支援

1 子どもに対する人権侵害の防止と子どもの相談・救済について

安心して相談できる環境の整備

- ・県は、虐待、体罰、いじめをはじめとするさまざまな人権侵害から子どもを救済し、回復を支援するため、子どもが安心して容易に相談できる環境の整備を推進し、とくに、県は、関係機関などと連携し、子どもに対する人権教育を促進するとともに、相談制度の周知を図ること

子どもに対する暴力の防止

- ・県は、あらゆる場面において子どもに対するさまざまな暴力を防止するため、関係機関などと相互に連携し、協働するとともに、子どもの最善の利益を考慮した対策や対応に取り組むこと

2 子どもの参加とその支援について

子どもの参加の促進

・県は、子どもの参加が、自己肯定感の向上、成長発達、社会的な自立などに欠かせない営みであることをふまえ、子どもの参加を支援し、促進すること

子ども施策にかかる子どもの意見聴取

・県は、子どもにかかわる重要な課題を含んだ施策に関して、子どもが意見を出しやすい方法に配慮しながら、意見を聴くこと

子ども施設における参加の支援

・子ども施設関係者は、その施設の実情に合わせて、子どもがいつでも主体的に参加できるように、日常的に話し合う場を充実すること

3 子どもの居場所とその支援について

子どもの居場所の普及・啓発

・県は、地域における子どもの居場所が、子どもにとって安心できる場であるとともに、遊び、学び、活動し、人間関係を築いていくことができる大切な場であることをふまえ、このことを周知し、その普及や啓発を促進すること

地域における子どもの居場所づくり

・県は、(1)の考え方にに基づき、地域における子どもの居場所づくりを促進すること

・県は、地域における子どもの居場所において、子どもの育ちを支える人材の確保やその養成などを促進すること

4 困難な状況下の子どもへの支援について

・県は、障がい、不登校、外国籍、ひとり親や貧困などにより困難な状況におかれた子どもや保護者に対して個別の必要に応じた支援を推進すること

5 子どもの社会参加や就労支援の促進について

・県は、子どもにかかわる施策が子どもの育ちを継続的に支えていくものになるためにも、子どもの社会参加や就労支援を促進すること

子どもの育ちを支える者の支援

1 安心して相談できるしくみの充実について

・県は、保護者や子ども施設職員をはじめ子どもの育ちを支える者が安心して相談できるしくみを充実させること

2 子育て支援のいっそうの促進について

・県は、多様な子育て支援策の促進、子育て支援センター機能の充実、子育てネットワークづくりなどをいっそう促進していくこと

・県は、とくに子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者が安心して子育てができるような環境や条件の整備に努めること

3 乳幼児期における子ども支援の促進について

- ・県は、乳幼児期における子どもの育ちの支援を充実させることが非常に大切なことをふまえ、とくに保健師や保育士などに対する多様な支援を促進すること

4 教職員支援の促進について

- ・県は、教職員がいっそう職務に専念できるように、直接かつ容易に相談ができ、第三者的な立場からの助言や支援が受けられるしくみの導入その他の適切な措置により、教職員を総合的に支援すること
- ・県は、教職員が児童生徒といっそう向き合えるように、人員や施設の充実を図るなど教育環境の整備その他の条件の整備を推進すること

5 子どもの育ちの総合的な支援のための地域ネットワークの推進について

- ・県は、子どもおよび子どもの育ちを支える者が直面する困難などを解決し、子どもの育ちを総合的に推進するため、第4章の「子ども支援センター（仮称）」とも連携して、家庭、子ども施設、地域、民間団体などが有機的につながり、情報を適切に共有し、相互に連携し、協働できるよう、地域におけるネットワークの強化など支援体制をいっそう整備すること

第三者機関の設置

1 設置の目的について

- ・県は、虐待、体罰、いじめをはじめとするさまざまな人権侵害から子どもを救済し、または未然に防ぐため、子どもの悩みや苦しみなどに対する総合的な相談のしくみを確立するとともに、地域において子どもの育ちを支える環境の整備を推進するため、「子ども支援センター」（仮称）を設置すること

2 子ども支援委員（仮称）について

子ども支援委員

- ・子ども支援センターには、子ども支援委員をおくこと
- ・子ども支援委員は、人格が優れ、子どもの育ちについて深い見識のある人のうちから知事が委嘱すること

子ども相談・調査専門員（仮称）と地域子ども支援コーディネーター（仮称）

- ・子ども支援委員の職務を補佐するため、子ども相談・調査専門員と地域子ども支援コーディネーターをおくこと

特別調査委員会（仮称）

- ・子ども支援委員は、子どもの重大事故・事件に関して、被害者（家族）の申立て、知事または教育委員会の要請、もしくは自らの判断により、特別調査委員会を設けることができること（特別調査委員会を設ける場合は、子ども支援委員の合議によること）
- ・特別調査委員会の委員は、知事が子ども支援委員の推薦に基づいて委嘱すること

3 子ども支援委員の職務について

相談・救済

- ・子どもの人権の侵害にかかわる相談に応じ、子どもの救済や回復のために助言や支援を行うこと
- ・子どもの人権侵害にかかわる救済の申立てを受け、または必要があるときには自らの判断により、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明をすることができること（勧告・是正要請や意見表明を行う場合は、子ども支援委員の合議によること）
- ・勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めること（この報告は必要に応じて公表することができる）

地域子ども支援

- ・家庭や子ども施設などにおける虐待、体罰、いじめをはじめとするさまざまな人権侵害を解決し、または未然に防ぐため、地域において子どもの育ちを支える人、子ども施設、民間団体、行政などの連携や協働を促進すること
- ・第3章5で定める、子どもの育ちの総合的な支援のための地域ネットワークを推進すること

4 子ども支援委員の活動に対する支援と連携について

- ・県や子ども施設関係者などは、とりわけ相談する意欲や力がそがれている子どもまたはそれらが十分でない子どもに対して、安心して容易に相談できるように、広報や必要な支援を工夫し、整備すること
- ・県、子ども施設関係者、県民などは、子ども支援委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援すること
- ・勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとること
- ・子ども支援委員は、子どもの育ちにかかわる関係者と連携し、協働してその活動を推進すること
- ・子ども支援委員は、その活動を知事に報告するとともに、その内容を広く県民に公表すること

子どもの育ちを支える施策を推進するしくみ

1 条例の理念の普及・啓発について

- ・県は、条例について、広報や教育を推進することなどにより、その理念や規定を普及し、啓発すること
- ・県は、条例について、子どもにもわかりやすい内容や方法により普及するとともに、子ども自身が学習することを支援すること

2 行動計画の策定について

- ・知事は、条例に基づく施策を総合的、継続的、重層的に推進するための行動計画を策定すること
- ・行動計画の策定にあたっては、次の4の子ども育ち支援委員会（仮）の意見を聴くとともに、子どもを含め県民の意見を聴くこと

3 定期的な報告について

- ・知事は、子どもの育ちの現状やそれを支える施策の実施状況などについて定期的に報告書をまとめ、公表すること

4 子どもの育ち支援委員会（仮称）について

委員会の設置

- ・県は、条例に基づく施策を総合的、継続的、重層的に推進するとともに、条例に基づく施策の実施状況を検証するための委員会を設けること
- ・委員は、健康、福祉、心理、教育、法律など子どもの育ちにかかわる分野において学識のある人や県民のなかから知事が委嘱すること

委員会の職務

- ・委員会は、知事の諮問を受けて、または自らの判断で、行動計画に関することや条例に基づく施策の実施状況について調査や審議を行うこと
- ・委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ県民から意見を求めること

委員会の提言とその尊重

- ・委員会は、調査や審議の結果を知事その他執行機関に報告し、提言すること
- ・知事その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとること

参 考 資 料

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 社会全体で子どもの育ちを支え、次代を担う子ども達が安心して暮らすことのできる長野県を実現するために、「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、子どもの育ちを支えるしくみを考える上で、必要な調査、研究、協議等を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者、教育関係者、福祉関係者、地域活動団体を代表する者等の中から、知事が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。
- 3 会議は、原則として公開する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部こども・家庭課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会委員 名簿

(任期：平成23年6月10日～平成26年6月9日)

(区分毎に五十音順)

区分	分野	氏名	役職等	備考
子ども関係団体、学識経験者等	学識経験者	荒牧重人	山梨学院大学法科大学院教授	
	福祉関係者	石川君子	岡谷市立みなと保育園園長 (前長野県保育園連盟副会長)	
	福祉関係者	内田宏明	長野県社会福祉士会副会長 日本社会事業大学社会福祉学部専任講師	
	P T A	岡田英恵	長野県PTA連合会副会長	
	学識経験者	喜多明人	早稲田大学文化構想学部教授	委員長
	弁護士	北川和彦	長野県弁護士会子どもの権利委員会委員 諏訪児童相談所児童虐待アドバイザー	副委員長
	保健医療関係者	兒玉 央	長野県医師会理事 兒玉医院院長	
	教育関係者	近藤 守	長野県市町村教育委員会連絡協議会会長 長野市教育委員会教育委員長	
	福祉関係者	佐野幸代	長野県民生児童委員協議会代議員(主任児童委員)	
	教育関係者	鈴木詩郎	長野県高等学校長会 人権教育専門委員会委員長 長野県立飯山高校校長	
	地域活動団体	宮澤節子	長野県チャイルドライン推進協議会事務局長 NPO法人すわ子ども文化ステーション専務理事	副委員長
	教育関係者	百瀬司郎	長野県小・中学校長会会長 松本市立旭町中学校校長	
公募委員	公 募	花石多希子	子どもの発達が気になる親の会「こもれび」代表	
	公 募	藤森沙季	信州大学教育学部3年	
	公 募	吉池優子	CAPながの事務局長、寺尾児童クラブ指導員	

※役職名は就任当時のもの

専門部会の概要

○専門部会の設置について

・「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」（以下、「委員会」という。）がとりまとめる最終報告（以下「最終とりまとめ」という。）の検討を効果的、効率的に進めるため、法律等に関する専門的な見地から支援する「専門部会」を委員会に設置。

・専門部会は、第10回委員会までの議論に基づき、最終とりまとめの素案（議論の概要、条例に盛り込むべき事項等）を作成するとともに、その後の委員会の議論を素案に反映させるなどの調整を行う。

・専門部会は、委員会委員をもって組織。

専門部会委員：5名

（喜多委員長、北川副委員長、宮澤副委員長、荒牧委員（座長）、鈴木委員）

○専門部会の活動の概要

第1回（平成25年4月5日）

参加委員：喜多、荒牧、北川、宮澤、鈴木

協議内容：具体的な仕組みの総括、最終とりまとめ（たたき台）の検討

第2回（平成25年5月17日）

参加委員：喜多、荒牧、北川、宮澤、鈴木

協議内容：議論の概要（案）、条例に盛り込むべき事項（案）等の検討

第3回（平成25年6月17日）

参加委員：喜多、荒牧、北川、宮澤、鈴木

協議内容：条例に盛り込むべき事項（案）等の検討

第4回（平成25年7月11日）

参加委員：喜多、荒牧、北川、宮澤、鈴木

協議内容：最終とりまとめの構成、条例に盛り込むべき事項（案）等の検討

子どもアンケート調査ワーキンググループ 設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの育ちを支えるしくみを考える上で、必要となる子どもアンケート調査を効果的かつ効率的に実施するため、「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」（以下、「委員会」という。）の附置機関として、「子どもアンケート調査ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、子どもアンケート調査の方法、調査項目・内容等について検討する。

(組 織)

第3条 WGは、委員会の委員長が指名する委員及び学識経験者等から委員長が依頼する者をもって組織する。

(グループリーダー)

第4条 WGにグループリーダーを置き、WGの委員の互選により定める。

2 グループリーダーはWGが検討した内容を委員会に報告するものとする。

(会 議)

第5条 会議は、グループリーダーが招集し、その議長となる。

2 グループリーダーは、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 WGの庶務は、健康福祉部こども・家庭課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、グループリーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会
アンケート調査ワーキンググループ委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 等	備 考
荒 牧 重 人	山梨学院大学法科大学院教授	兼 務
内 田 塔 子	東洋大学ライフデザイン学部講師	専 任
内 田 宏 明	長野県社会福祉士会副会長 日本社会事業大学社会福祉学部専任講師	兼 務 グループリーダー
喜 多 明 人	早稲田大学文化構想学部教授	兼 務

※役職名は就任当時のもの

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会「子ども部会」 設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの育ちを支えるしくみの検討に関して、当事者である子どもたちから直接意見等を聴き、「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」(以下、「委員会」という。)の議論の参考とするため、委員会に「子ども部会」を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども部会は、子どもの育ちを支えるしくみを考える上で、必要な協議等を行い、その内容を委員会に報告する。

(組 織)

第3条 子ども部会は、原則10歳から18歳未満の子どもで構成する。

(支 援)

第4条 子ども部会設置運営ワーキンググループ(以下、「WG」という。)は、子ども部会の活動を支援する。

(運 営)

第5条 子ども部会は、WGの支援のもと、部会員が自由な発想で活動できるように協力しながら、運営するものとする。

(庶 務)

第6条 子ども部会の庶務は、健康福祉部こども・家庭課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども部会の運営その他必要な事項は、子ども部会の意見を聴いたうえで、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

子ども部会設置運営ワーキンググループ 設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの育ちを支えるしくみを検討する上で必要となる、子どもたちの意見を聴取する子どもたちによる部会（以下、「子ども部会」という。）を「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」（以下、「委員会」という。）に設置するため、子ども部会の設置にかかる検討及び運営を支援する機関として「子ども部会設置運営ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を委員会の附置機関として設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、子どもの意見を聴取するための必要な事項について検討する。

(組 織)

第3条 WGは、委員会の委員長が指名する委員及び子ども支援活動の経験のある者から委員長が依頼する者をもって組織する。

(グループリーダー)

第4条 WGにグループリーダーを置き、WGの委員の互選により定める。

2 グループリーダーはWGが検討した内容を委員会に報告するものとする。

(会 議)

第5条 会議は、グループリーダーが招集し、その議長となる。

2 グループリーダーは、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 WGの庶務は、健康福祉部こども・家庭課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、グループリーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会
子ども部会設置運営ワーキンググループ委員

氏名	役職等	備考
喜多 明人	早稲田大学文化構想学部 教授	兼務
宮澤 節子	長野県チャイルドライン推進協議会 事務局長	兼務
藤森 沙季	信州大学教育学部4年	兼務
林 大介	特定非営利活動法人 日本子どもNPOセンター 理事	
半田 裕	CHUKOらんどチノチノ 職員	グループリーダー
平出 ゆかり	山梨学院大学法学部3年	

※役職名は就任当時のもの

◆ ◆ ◆ アンケートにご協力をお願い ◆ ◆ ◆

- ◆ **ご本人が答えてください。**
- ◆ **質問に対して、あてはまるものに○(まる)をつけてください。**
- ◆ **答えられる範囲でかまいません。(分からない質問は飛ばしてください)**
- ◆ **鉛筆かボールペンで書いてください。**
- ◆ **返信用封筒には、切手をはる必要はありません。**
- ◆ **2011(平成23)年11月18日(金)までにポストに入れてください。**

○ **あなたが答えたことは他の人が知ることはありません。**

■ このアンケートをご覧になった保護者の方へ ■

アンケートによって個人が特定されることはありません。

また、お子様やご家族に迷惑がかかることもありません。

お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお願いください。

【アンケートについてのお問合せ先】

子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会 事務局

長野県 健康福祉部 こども・家庭課 こども・母子保健係

電話 026(235)7095 / ファックス 026(235)7390

さいしょ じしん き
最初に「あなた自身のこと」についてお聞きします (〇はひとつ)

F-1 あなたの学年をおしえてください。

(2011(平成23)年10月1日での学年に〇をしてください。)

1 小5	2 小6	3 中1	4 中2	5 中3	6 高1	7 高2
------	------	------	------	------	------	------

F-2 あなたの性別をおしえてください。

1 男	2 女	3 答えたくない
-----	-----	----------

F-3 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

1 1年未満	2 1~5年	3 6~10年	4 11年以上
--------	--------	---------	---------

I 『あなたの気持ち』についてお聞きします

Q1 あなたは、毎日が楽しいですか。(〇はひとつ)

1 楽しい	2 だいたい楽しい	3 あまり楽しくない	4 楽しくない
-------	-----------	------------	---------

Q2 いま、あなたが楽しくて夢中になれると感じるのはどんなときですか。(あてはまるものすべてに〇)

1 学校での勉強	2 学校の休み時間	3 学校での行事(運動会、文化祭、旅行など)
4 児童会、生徒会活動	5 クラブ活動、部活動	6 中間教室での活動
7 フリースペース、フリースクールでの活動	8 塾での勉強	9 習い事、スポーツ
10 地域の行事	11 ボランティア活動	12 アルバイト
13 自分一人で遊んでいるとき	14 友達と遊んでいるとき	
15 パソコンや携帯電話でメールやゲームなどをしているとき	16 家の手伝い	
17 その他(具体的に:)		
18 特にない		

Q3 あなたは、次の中で、疲れること、不安に思うことがありますか。(あてはまるものすべてに〇)

1 学校の勉強・宿題	2 学校の規則	3 クラブ活動・部活動
4 児童会・生徒会活動	5 塾の勉強・宿題	6 おけいこ・習いごと
7 住んでいる地域のスポーツ活動	8 受験・進路	9 自分の将来・今後の社会
10 親のこと	11 兄弟姉妹のこと	12 祖父母のこと
13 先生のこと	14 友だちや先輩のこと	
15 その他(具体的に:)		
16 特にない		

Q4 あなたは、^{じぶん す}自分が好きですか。(Oは1つ)

- 1 ^す好き 2 ^すだいたい好き 3 ^すあまり好きではない 4 ^す好きではない

Q5 あなたは、まわりの人から^{ひと たいせつ}大切にされていると思いますか。(Oは1つ)

- 1 ^{おも}そう思う 2 ^{おも}だいたいそう思う 3 ^{おも}あまりそう思わない 4 ^{おも}そう思わない

Q6 おとなになって、^す住みたいまちはどこですか。(Oは1つ)

- | | |
|---|---------------|
| 1 ^す いま住んでいるまち | その理由を書いてください。 |
| 2 ^{ながのけんない べつ} 長野県内の別のまち
(具体的に:) | |
| 3 ^{ながのけんがい} 長野県外
(具体的に:) | |

Q7 次の中で、^{つぎ なか じぶん たいせつ おも なん}自分にとってもっとも大切だと思うことは何ですか。(あてはまるもの3つにO)

- 1 ^{さべつ}差別されないこと
- 2 ^{おや あいじょう も そだ}親に愛情を持って育てられること
- 3 ^{じぶん いけん つた そんちよう}自分の意見をおとなに伝え、尊重してもらえること
- 4 ^{じゆう ほうほう じょうほう かんが つた し}自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えること、知ること
- 5 ^{しそウ りようしん しゆうきよう じゆう}思想・良心・宗教の自由があること
- 6 ^{じゆう あつ かい さんか}自由に集まって会をつくったり、参加したりすること
- 7 ^{まも}プライバシーが守られること
- 8 ^{ほうりよく}暴力をふるわれたり、ほったらかしにされないこと
- 9 ^{けんこう びようき ちりよう う}健康でいられるように、病気やけがをしたときには治療を受けられること
- 10 ^{きょういく う}教育を受けること
- 11 ^{やす}休むこと
- 12 ^{あそ}遊ぶこと
- 13 ^{まやく せいてき ほうりよく まも}麻薬や性的な暴力などから守られること
- 14 ^{そのた ぐたいてき}その他(具体的に:)

II 『^{かてい}家庭・^{がっこう}学校・^{ちいき}地域のこと』についてお聞きします

Q 8 あなたは、^{いえ}家の人に^{はなし}話を聞いてもらえますか。(Oは1つ)

- 1 ^き聞いてもらえる 2 ^きときどき聞いてもらえる 3 ^きあまり聞いてもらえない 4 ^き聞いてもらえない

Q 9 家で何かを決めるとき、おとなはあなたに^{いけん}意見を聞きますか。(Oは1つ)

- 1 ^き聞く 2 ^きときどき聞く 3 ^きあまり聞かない 4 ^き聞かない

Q 10 あなたは、^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し合いに^{さんか}参加していますか。(Oは1つ)

- 1 ^{さんか}参加している 2 ^{さんか}ときどき参加している 3 ^{さんか}あまり参加していない 4 ^{さんか}参加していない

Q 11 学校の^{ぎょうじ}行事を行うとき、あなたは^{いけん}意見を聞いてもらっていますか。(Oは1つ)

- 1 ^き聞いてもらっている 2 ^きときどき聞いてもらっている 3 ^きあまり聞いてもらっていない 4 ^き聞いてもらっていない

Q 12 あなたは、^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強がよくわかりますか。(Oは1つ)

- 1 わかる 2 だいたいわかる 3 あまりわからない 4 わからない

Q 13 あなたは、^{がっこう}学校で^{やす}休み時間や^{ほうかご}放課後、^{あんしん}安心して^{じゆう}自由にすごせますか。(Oは1つ)

- 1 すごせる 2 ^きときどきすごせる 3 ^きあまりすごせない 4 ^きすごせない

Q 14 あなたは、^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し合い(例えば、^た子ども会、^こ子ども会議、^{かい}お祭りの^{かいぎ}準備など)に^{まつ}参加することがありますか。(Oは1つ)

- 1 ある 2 ^きときどきある 3 ^きあまりない 4 ^きない

Q 15 ^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事などを行うとき、おとなは^こ子どもに^{いけん}意見を聞きますか。(Oは1つ)

- 1 ^き聞く 2 ^きときどき聞く 3 ^きあまり聞かない 4 ^き聞かない

Q 16 あなたは、^こ子どものために^{ちいき}地域をよくしようと^{はたら}働いている^{ひと}人を知っていますか。(Oは1つ)

- 1 ^し知っている (具体的に：^{くたいてき}) 2 ^し知らない

Q 17 ^{ちいき}地域に、^{あそ}遊んだり^{あんしん}スポーツをしたり安心して^{ぼしよ}やりたいことができる場所がありますか。(Oは1つ)

- 1 ある 2 ない

Q18 あなたには、^{あそ やす じぶん す}遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十^{じかん じゅうぶん}分にありますか。(〇は1つ)

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q19 ^{ちいき なか あぶ おも}地域の中で、危ない思いをしたことがありますか。(〇は1つ)

1 ある (^{ぐたいてき} 具体的に:)	2 ない
---------------------------------	------

Q20 あなたは、^{きんじょ ひと あ}近所の人に会ったとき、あいさつをしていますか。(〇は1つ)

1 している	2 ときどきしている	3 あまりしない	4 まったくしない
--------	------------	----------	-----------

Q21 あなたにとってホットできる場所はどこですか。(あてはまるものすべてに〇)

1 ^{じぶん へ や} 自分の部屋	2 ^{かぞく} 家族といっしょにすず部屋	3 ^{がっこう} 学校	4 ^{ちゅうかんきょうしつ} 中間教室
5 フリースペース、フリースクール	6 ^{くらぶ かつどう ばしょ} クラブ活動の場所	7 ^{とも いえ} 友だちの家	
8 ^{そ ふ ぼ いえ} 祖父母の家	9 ^{じどうかん} 児童館	10 ^{としょかん こうみんかん} 図書館、公民館	11 ^{こうえん} 公園
12 コンビニエンスストア	13 ^{やま かわ} 山や川	14 ^{じゆく なら} 塾や習いごとの教室、スポーツクラブ	
15 ^{げーむ せんたー から おけ ぼっくす まん が きっさ} ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶			
16 その他 (^た 具体的に:)			
17 ^{とく} 特にない			

Q22 あなたは、まわり^{じぶん きも}に自分の気持ちをわかってくれている人^{ひと おも}がいると思いますか。(〇は1つ)

1 ^{おも} そう思う	2 ^{おも} だいたいそう思う	3 ^{おも} あまりそう思わない	4 ^{おも} そう思わない
----------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------

Q23 あなたにとって自由^{じゆう はな ひと}に話せる人はだれですか。(あてはまるものすべてに〇)

1 ^{おや} 親	2 ^{きょうだいしまい} 兄弟姉妹	3 ^{そ ふ ぼ} 祖父母	4 ^{とも} 友だち	5 ^{こうちやうせんせい きやうとうせんせい} 校長先生・教頭先生
6 ^{たん にん せんせい} 担任の先生	7 ^{ほけんしつ せんせい} 保健室の先生	8 ^{くらぶ ぶかつどう こもん せんせい} クラブ・部活動の顧問の先生		
9 ^{こうない そうだんいん} 校内の相談員 (スクールカウンセラーなど)	10 ^{じどうようごしせつなど せんせい} 児童養護施設等の先生			
11 ^{じどうかん としょかん こうみんかん} 児童館・図書館・公民館のスタッフ	12 ^{じゆく せんせい} 塾の先生			
13 ^{ちゅうかんきょうしつ せんせい} 中間教室の先生	14 ^{せんせい} フリースペース・フリースクールの先生			
15 ^{なら せんせい} 習いごとの先生、スポーツクラブの ^{かんとく} 監督・コーチ	16 ^{きんじょ} 近所のおじさん・おばさん			
17 その他 (^た 具体的に:)				
18 ^{じゆう はな ひと} 自由に話せる人は1人もいない				

Ⅲ あなたの^{こま}困っていること、つらいことについてお聞きします

Q24-1 あなたは、おとな（親、保護者、先生など）に次のようなことをされる（された）ことがありますか。（**あてはまるものすべてに○**）

- 1 たたかれる、なぐられる
- 2 ^{こころ}心を傷つけられる^{ことば}言葉をいわれる
- 3 ^{からだ}体をさわられたり、^{へん}変なことをさせられるなど^{せいでき}性的にいやなことをされる
- 4 ほったらかしにされる
- 5 されたことはない

※1から4に○をした人にお聞きします。

Q25-1へ

Q24-2 そのとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。一番ちかい気持ちはどれですか。（○は1つ）

- 1 ^{ほか}他の人に相談して何とかしてもらおう
- 2 ^{じぶん}自分自身がしっかりしなければいけない
- 3 ^{じぶん}自分が悪いのでしかたがない
- 4 ^{まいにち}毎日がつらい
- 5 ^い生きていたくない
- 6 ^たその他（^{ぐたいてき}具体的に： _____）

Q24-3 そのとき、あなたはどうしましたか。

- 1 やめてほしいと言った（○は1つ）
- 2 がまんした
- 3 ^{ほか}だれか^{そつだん}他の人に相談した
- 4 ^たその他（^{ぐたいてき}具体的に： _____）

Q24-4 その^{あと}後どうになりましたか。

- 1 よくなった（○は1つ）
- 2 すこしよくなった
- 3 ^か変わらなかった
- 4 ^{わる}かえって悪くなった
- 5 ^たその他（^{ぐたいてき}具体的に _____）

「3. ^{ほか}だれか^{ひと}他の人に相談した」に○をした人だけ、
つぎ ^{こた}次のQ24-5に答えてください。
^{いがい}それ以外の人はQ25-1に進んでください。

※Q24-3で「3. だれか他の人に相談した」に○をした人にお聞きします。

Q24-5 だれ・どこに相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | | | |
|---------------------------|-----------------------|-----------------|-------|-------------|
| 1 親 | 2 兄弟姉妹 | 3 祖父母 | 4 友だち | 5 校長先生・教頭先生 |
| 6 担任の先生 | 7 保健室の先生 | 8 クラブ・部活動の顧問の先生 | | |
| 9 校内の相談員(スクールカウンセラーなど) | 10 児童養護施設等の先生 | | | |
| 11 児童館・図書館・公民館のスタッフ | 12 塾の先生 | | | |
| 13 中間教室の先生 | 14 フリースペース・フリースクールの先生 | | | |
| 15 習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ | 16 近所のおじさん・おばさん | | | |
| 17 話をきいてくれる相談窓口 | | | | |
| 18 その他(具体的に: | | | |) |

Q25-1 あなたは、友だちや先輩などに次のようなことをされる(された)ことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 無視・シカト | |
| 2 暴力をふるわれる | |
| 3 心を傷つけられることをいわれる | |
| 4 物・お金をとられる | |
| 5 万引きなどいけないことやいやなことをむりやりさせられる | |
| 6 はずかしいことをむりやりさせられる | |
| 7 その他(具体的に: |) |
| 8 されたことはない | |

※1から7に○をした人にお聞きします。

Q26へ

Q25-2 そのとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。一番ちかい気持ちはどれですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|---|
| 1 他の人に相談して何とかしてもらおう | |
| 2 自分自身がしっかりしなければいけない | |
| 3 自分が悪いのでしかたがない | |
| 4 毎日がつらい | |
| 5 生きていたくない | |
| 6 親に心配かけたくない | |
| 7 恥ずかしい | |
| 8 その他(具体的に: |) |

<p>Q25-3 そのとき、あなたはどうしましたか。 (Oは1つ)</p> <p>1 やめてほしいと言った</p> <p>2 がまんした</p> <p>3 だれか他の人に相談した</p> <p>4 その他 (具体的に：)</p>	<p>Q25-4 その後どうなりましたか。 (Oは1つ)</p> <p>1 よくなった</p> <p>2 すこしよくなった</p> <p>3 変わらなかった</p> <p>4 かえって悪くなった</p> <p>5 その他 (具体的に)</p>
---	--

「3. だれか他の人に相談した」にOをした人だけ、
 次のQ25-5に答えてください。
 それ以外の人はQ26に進んでください。

※「3. だれかほかの人に相談した」にOをした人にお聞きします。

Q25-5 だれ・どこに相談しましたか。

1 親	2 兄弟姉妹	3 祖父母	4 友だち	5 校長先生・教頭先生
6 担任の先生	7 保健室の先生	8 クラブ・部活動の顧問の先生		
9 校内の相談員 (スクールカウンセラーなど)	10 児童養護施設等の先生			
11 児童館・図書館・公民館のスタッフ	12 塾の先生			
13 中間教室の先生	14 フリースペース・フリースクールの先生			
15 習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ	16 近所のおじさん・おばさん			
17 話をきいてくれる相談窓口				
18 その他 (具体的に：)				

Q26 次のような子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。(あてはまるものすべてにO)

1 こどもの権利支援センター	2 チャイルドライン	3 なんでもハロー青少年
4 児童虐待・DV24時間ホットライン	5 児童相談所	
6 保健所	7 24時間いじめ相談電話	8 ヤングテレホン
9 子ども人権110番	10 子ども虐待ホットライン	11 弁護士会子どもの人権相談
12 その他 (具体的に：)		
13 知っているものは1つもない		

